

平成 20 年度委託調査
「中国の外資導入政策の動向－
保税エリアと土地に関する調査」
報 告 書



この事業は、競輪の補助金を受けて
実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



平成 21 年 3 月

財団法人日中経済協会
日中投資促進機構

前 書

本報告書は、財団法人日中経済協会から委託を受けて日中投資促進機構が中国の「保税エリア」及び「土地問題」についてまとめたものである。

日本企業にとって中国は主要な直接投資国であり、現地に設立された企業や直接投資残高は相応の規模に達している。進出した企業が中国で順調に運営を行なうためには、現地の法規を理解し遵守することは当然であるが、同時に現地の産業政策を上手に活用することも肝要である。

中国の産業政策具現の一つとして、保税機能と工業団地の要素を合体させた「保税区域」がある。これら「保税区域」をうまく活用出来れば、調達・生産・物流の各面で相当広範囲な業務運営が可能になる場合がある。しかし、進出している日本企業でも、これらの政策や実体の運営方法を整理して理解できていないことが多い。そのため「保税区域（保税エリア）」を調査し、その活用方法を示唆することは日本企業にとって有益であると考えられる。

ところで、中国に限らず海外に進出した企業にとっては、現地で工場用地や事業用地の取得或いは利用の確保は事業展開の第一歩である。しかし、不動産に関する法規は各国独自の体系が構築されているのが普通であり、中国の土地制度も当然日本と異なっている。関連する法規を十分に理解した上で用地確保を行うことが事故防止に必要である。また法規の整備が十分でない段階で進出した企業、或るいは正しく用地確保が行なわれていない企業にとっては、土地問題はいつ発生するか判らない時限爆弾的なものでもある。現行法規及び既に発生している事例を承知しておくことは、問題解決へより効果的なアプローチが可能になると思われる。

今後も引き続き、日本企業のために中国の投資環境の更なる改善とその公正な運用が図られるよう注意を払いまた提言して参りたい。

最後に、本報告書は中国進出企業や進出予定企業に活用頂き、中国におけるビジネス展開が出来るだけ効率的に図られるよう期待するものである。

平成 21 年 3 月

財団法人日中経済協会

日中投資促進機構

—目次—

第1編 保税エリアについて

第1章 保税エリアを理解する

1. 保税エリアと加工貿易制度	1
(1) 加工貿易制度の概要	
(2) 保税エリアの種類と制度上の分類	
(3) 保税エリアの沿革	
2. 各保税エリアの特徴	12
(1) 保税監管場所	
(2) 税関特殊監管区域	
3. 税関特殊監管区域の具体的機能と制度	21
(1) 基本前提の整理 ～税関特殊監管区域の活用者	
(2) 区内で認められる活動と禁じられる活動	
(3) 各エリアの制度と実施状況	
(4) 税関特殊監管区域の外為管理制度	
4. 税関特殊監管区域に関わる環境の変化	31
(1) 中国における対外貿易經營権・国内分銷権の開放	
(2) 企業所得税の改訂	
(3) 環境変化が意味すること	
5. 税関特殊監管区域の今後	34

第2章 活用の現状に見る保税エリアへの考察・評価

1. 本章のはじめに	36
2. 保税エリア活用のメリット	37
(1) 総括	
(2) ビジネススキームのエッセンスとメリット	
(3) 具体的なビジネススキーム事例	
(4) 保税エリアの発展に伴うビジネススキームの広がり	
3. 保税エリア活用の課題	51
(1) 総括	
(2) 活用者(企業)側の課題 ～躓きとその教訓	
(3) 行政側の課題 ～中国当局に対処を求めたい事例	
4. 保税エリアに対する評価	62

付属資料1 各種税関特殊監管区域リスト

付属資料2 保税エリア関連法規

第2編 土地問題について

第3章 対中投資環境の変化と土地問題

1. 中国の外資政策	63
------------	----

(1) 中国の対外開放政策	
(2) 日本の対中投資の推移	
2. 経済発展の過程	67
(1) 中国の経済成長	
(2) 中国の問題点	
3. 中国の外資政策の転換	71
4. 中国が抱える土地問題	73

第4章 中国の土地制度

1. 中国の国是と土地に対する基本概念	75
(1) 所有制の種類	
(2) 国土に占める耕地面積	
2. 中国の土地制度の歴史	76
(1) 土地管理政策の変遷 ①	
(2) 土地管理政策の変遷 ②	
(3) 外資導入関連法規と土地関連法規の歩み	
3. 中国の土地制度の概略	87
(1) 土地使用权の種類	
(2) それぞれの土地使用权について	
(3) 土地使用权に関する諸規定	
(4) 土地と建物の関係 (土地使用权と建物の同時処分の原則)	
(5) 土地にまつわる諸規定	
4. 中国に進出する上での土地取得手段・手順	97
(1) 取得手段	
(2) 土地使用权の払い下げ手順	

第5章 外資系企業が直面する「移転問題」

1. 「移転問題」とは	103
(1) 意外と身近な「移転問題」	
(2) 潜在化してしまう「移転問題」	
2. 「移転問題」発生メカニズム	105
(1) 「公有制」という基本原則	
(2) 行過ぎた経済振興の振り戻し	
3. 「移転問題」の分類と具体的な事例	108
(1) 「移転問題」を体系的に把握する意義	
(2) 原因を切り口とした分類	
(3) Case1 全面的な遊休土地を原因とする没収	
(4) Case2 部分的な遊休土地を原因とする回収	
(5) Case3 「公共の利益」を理由とする収用	
4. 移転問題の総括	126

- (1) 移転問題とは (まとめ)
- (2) ソリューション (提案)

第6章 土地制度に係る諸問題

- 1. 集団土地権利と国有土地権利への転換 130
 - (1) 問題点
 - (2) 外資が集団土地を利用するリスク (事例・アンケート)
 - (3) 土地権利取得時の注意点
- 2. 土地権利期限満了時の対応 133
 - (1) 土地権利の期限
 - (2) 土地権利の期限満了時に関する日本企業の意識
 - (3) 持続的な事業誘致のための土地権利構築に向けた提案
- 3. 土地権利と土地登記代理人 136
 - (1) 複雑化する土地権利と登記の重要性
 - (2) 日系進出企業の登記への関与度合い
 - (3) 土地登記代理人制度

付属資料1 アンケートおよび回答データ

付属資料2 土地関連法規

第1章 保稅エリアを理解する

1. 保稅エリアと加工貿易制度

保稅制度とは、貨物の輸入に際して通常であれば払うべき関稅や輸入増値稅などの諸稅を留保する制度である。中国の保稅制度は端的にいえば大きく2つの要素によって構成されていると考えることができる。その2つの要素とは、即ち、①限定された場所で行われる保稅制度、及び②場所が限定されてない保稅制度であり、前者は、まさしく今次調査の主題である保稅エリアを、後者は改革・開放政策開始以来、中国の經濟發展の原動力を担ってきた加工貿易制度を指している。

後ほど述べるように、保稅エリアはその種類も多様化し、今では、中国国内と海外、海外と海外、中国国内と国内を結ぶ物流上の機能拠点として様々に活用されているが、保稅エリアのこれまでの歴史、現状の活用状況を見ると、その成立・發展の経緯において加工貿易制度との間に深い関わりがあることがわかる。



税関の建物遠景

即ち、保稅エリアを理解するにあたっては、加工貿易制度のあらましを知っておくことが重要であり、加工貿易制度の何たるかを知ることにより、保稅エリアに対する理解はより深まるものと思われる。

そこで、本章の命題である「保稅エリアの理解」に取り組むにあたっては、「急がば回れ」の格言に従って、まずは加工貿易制度の概要を理解するところから始め、しかる後、保稅エリアの種類、沿革、特性といった概要を見ていくこととしたい。

(1) 加工貿易制度の概要

① 經濟成長の原動力

加工貿易の定義については、『中国税関の加工貿易貨物に対する管理監督弁法』（税関総署 [2004] 113 号令 2004 年 1 月 7 日可決、同年 4 月 1 日施行）（以下『113 号令』）第 3 条に記載されているが、ひと言で言えば、「中国に設立された企業（ここでは加工貿易企業と呼称）が、完成品を（原則全量）輸出する前提で、その加工・組立の材料を保稅で輸入す

ることができる」というしくみのことである。

加工貿易は、その取り扱う製品によって許可類・制限類・禁止類に分類され、加工貿易企業は所轄の商務主管部門に対し、材料の輸入契約及び完成品の輸出契約を以って許可取得を行い、所轄税関に登録の上実施することになる。

尚、加工貿易企業の所在地については特別な保税エリアに限定されるということではなく、国内の非保税地域で行うことができ、いわば契約単位で管理される保税制度であるとも言える。

近年、中国の経済は目覚ましい発展を遂げているが、この経済発展をもたらした国家戦略「改革開放政策」の開始当初から、加工貿易はその経済成長における大きな原動力であり続けた。

「改革開放」の初期段階、中国は発展途上国の常として高い関税を設け、当時まだ貧弱であった内国産業が自国内で外国製品との競争にさらされて更に弱体化することを防ぎながらも、一方では自国の産業振興のために「外資導入」を掲げ、外国企業の生産・加工拠点を自国に誘致し、かつその材料及び完成品を消費する市場については外国に依存する必要があった。



経済発展の象徴 上海浦東地区

そこで、高い関税と輸入材料への依存というジレンマを保税という優遇政策で解決し、かつ完成品の消費市場を外国に求めることで外貨を獲得すると共に国内の加工事業が確実に利益を生み出すしくみとするといったねらいの下、制度化されたのが加工貿易である。

そこで、高い関税と輸入材料への依存というジレンマを保税という優遇政策で解決し、かつ完成品の消費市場を外国に求めることで外貨を獲得すると共に国内の加工事業が確実に利益を生み出すしくみとするといったねらいの下、制度化されたのが加工貿易である。

一方、外国企業の立場から見た加工貿易制度は保税委託加工のスキームであるともいえ、自らが吟味した材料を供給することで基本的な品質の確保ができ、更には自ら中国に加工貿易企業を設立する、或いは中国企業(加工のための **Special Purpose Company**)の運営を請け負うことで加工工程の品質管理も実現しつつ、中国の安価な労働力を活用できるといった利点があり、これにより加工拠点として中国を活用する動きは、沿海地域を中心に加速的に増加した。

目下、中国は世界における外貨準備高第一位の国となっているが、その貿易総額の実に約半分が加工貿易によるものとなっていることを鑑みても、加工貿易は制度的に成功を収めた経済政策の一つであると評価することができる。

②加工登記手帳(加工手冊)

認可を取得した加工貿易契約を税関に登録すると、加工登記手帳(加工手冊)が発給される。材料の輸入と製品の輸出はこの手帳に記録され、これにより保税品の管理が行われる。

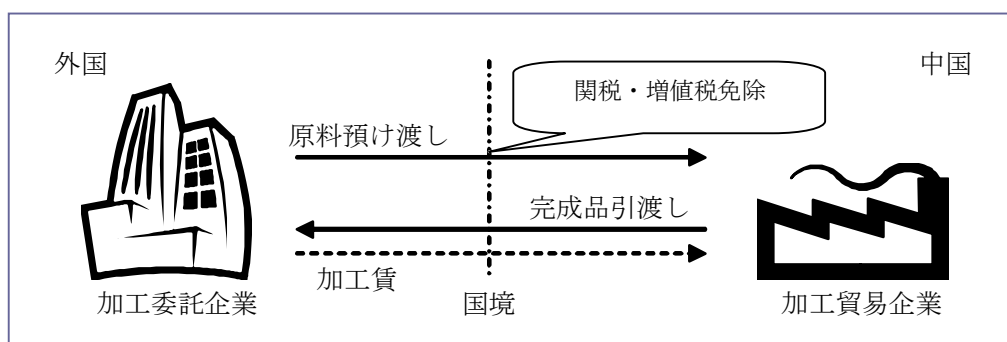
③加工貿易銀行保証金台帳制度

輸入税額(関税・増値税など流通税)に相当する保証金を税関に差し入れる制度であり、本来は加工貿易という制度を利用した密輸、つまり加工貿易用として保税輸入した材料や完成品を中国国内で販売してしまう行為を防止するために始まった。ただし、近年にあっては政府当局が制限したい分野の加工貿易を抑制する手段としての色合いも帯びているが具体的な内容について本報告書では言及しない。

④来料加工と進料加工

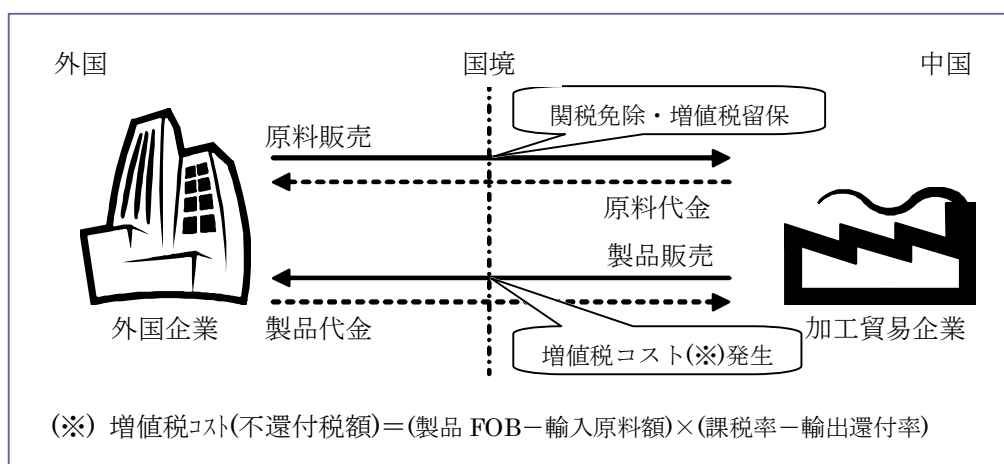
加工貿易の方式には、来料加工と進料加工とが含まれる。二つの方式の定義は前出の『113 号令』にそれぞれ記載があるが、その最大の違いは、加工・組立の輸入材料が外国企業から中国の加工貿易企業にもたらされる段階で、所有権の移転を伴うか否かに拠っている。

まず、来料加工であるが、これは外国企業が加工貿易企業に対して無償で原料を預け、加工貿易企業による加工・組立を経た完成品を加工賃を支払って受け戻すという包括的な委託加工スキームである。来料加工においては、材料の輸入に際し、その関税及び輸入増値税が免除される。



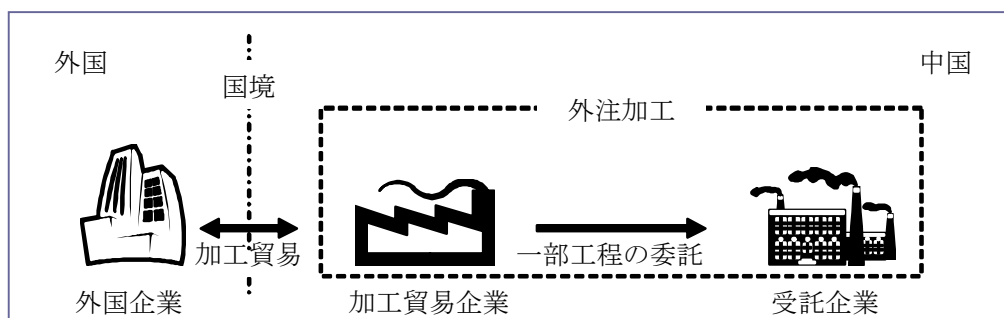
これに対し、進料加工とは、加工貿易企業が外国から材料を買い入れ、完成品を海外へ販売する方式で、材料輸入に際しては、関税は免除、輸入増値税は留保され完成品輸出の際に精算するしくみとなっている。尚、包括的な委託加工スキームである来

料加工とは異なり、材料の所有権移転を伴う進料加工においては原料供給者と製品買取者が同一である必要はない。



⑤外注加工

外注加工とは、加工貿易企業の生産能力に制限があり、当該経営企業が自社で対応できない一部の工程を外部に委託する行為を指す。



加工貿易における製品は保税貨物であるため、その取扱は全て税関の監督下におかれるが、この外注加工についても税関の許可を経て関連手続を行った上実施する必要がある。具体的なルールについては、前出の『113 号令』に規定されている。

尚、この『113 号令』規定のうち、外注加工に関する部分については、2008 年 1 月に公布された『「中国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」改正に関する決定』(税関総署第 168 号令 2008 年 1 月 14 日公布 同年 3 月 1 日施行)により改正が行われた。改正の主な目的は、外注加工に関する一部規制を緩和し、沿海地域に集中する加工貿易の

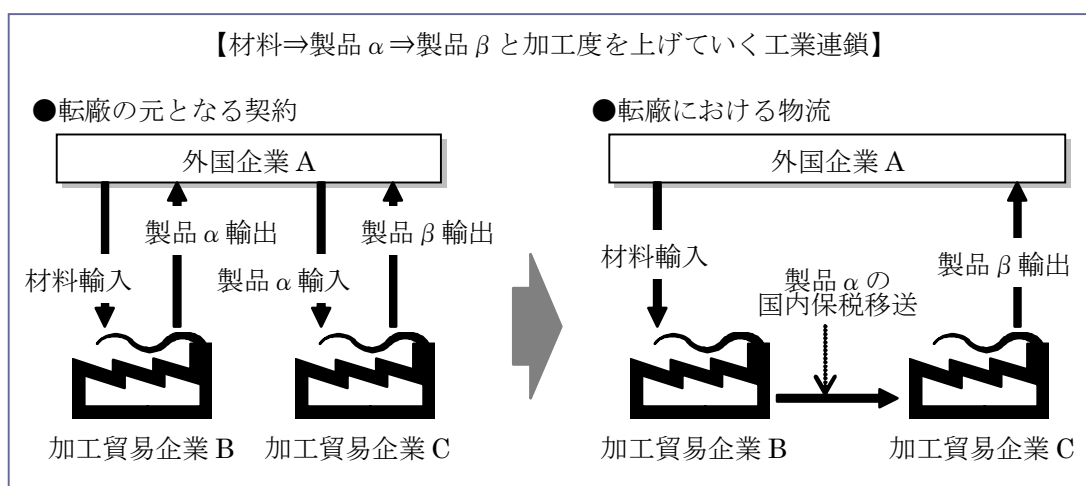
加工工程を部分的に中西部地域へ移管しやすくすることによって、中西部地域の産業振興を促進すると共に、沿海地域の産業高度化を図るということである。

⑥転廠(深加工結転)

原材料から最終製品が完成する過程においては、当然ながらいくつもの工程が存在し、往々にして企業間をまたがる工業連鎖が構成されている。

外国企業による、加工拠点としての中国活用度合いが高まると、これまでは最終製品までの生産工程のうち一部のみを中国に移管していたものが、やがて製品分野によってはその大部分が移管されるようになり、これを受けて、中国では保税状態での2次加工、3次加工といった保税工業連鎖の構築という需要が発生した。これを許容し、制度化したものが転廠(深加工結転)制度であり、前出の『113号令』には、「加工貿易企業が保税で輸入した材料を加工した製品を別の加工貿易企業へ移して更に加工した後、再輸出する経営活動を指す」と定義されている。

この転廠制度は下記に示す図のように理解することができる。即ち、転廠とは、材料を輸入し加工済み製品を輸出するという加工貿易契約を、加工済み製品の輸出と再輸入という過程を手続き(輸出・輸入通関)上は経るものの、物流としては国内の保税移送に置き換えて、複数個連鎖させる行為である。



尚、外注加工のところでも述べたように保税貨物の一連の取扱は全て税関の監督下におかれるため、転廠は相応の許可取得と手続きを経て実行することとなるが、「来料加工企業間」、「進料加工企業間」、「来料加工企業と進料加工企業間」でも可能とされている。

しかし、この転廠は、管理が複雑、増値税の課税と還付の考え方に地域性があると

いったいくつかの難しさがあり、加工貿易に係る増徴税を「不徴収・不還付」として
いる広東省の域内企業同士間で行われている他は、全国で活発に活用されていると
いった状況にはない。

⑦香港 1 日遊

転廠が比較的活用されている広東省にあっても、独自の地方限定法規として、転
廠にあたっては貨物転出価格と転入価格は一致しなければならない。即ち前頁の図
で言えば、製品 α の輸出価格と再輸入価格にあたる価格が同価格でなければならな
いという制限があり、転廠制度が活用できない場合がある。

その場合とは、商流上に外国企業を 3 社以上介在させたいケースであり、例えば、
外国企業 A 社が中国加工貿易企業 B 社との加工貿易によって得た製品 α を、外国企
業 C 社が買い上げた上、外国企業 D 社へ売り渡し、D 社が加工貿易企業 E 社との間
で次の加工貿易を実施するといった場合である。この際、当然、外国企業 C 社、進
料加工の場合は D 社も商流に介在することによる利益を得たい訳であるが、転廠で
は上述の広東省地方法規によって利益の確保が難しくなることがある。

このような要因により、あえて転廠制度を活用せず、製品を輸出して加工貿易を
都度完結させながら繰り返し、実質的な保税工業連鎖を構築して製品の加工度を上
げるという場合が少なからずあり、華南地域の企業にとっては物流コストと時間を
極少化できる“近くの外国(扱われている地域)”香港がその輸出先となっている。

“香港 1 日遊”とは、香港 1 日旅行というほどの意味であり、貨物が香港に輸出
され、直ちに再輸入される当該スキームを指した俗称である。

尚、転廠制度は広東省以外の地域では活発に活用されている状況にないことは既
に述べた通りであるが、これらの地域にも“実質的な保税工業連鎖”に対する需要
が厳然として存在していることに変わりはない。これらの地域にとっては、香港が
“近くの外国”ではないため、本報告書の主題である保税エリアがその役割を担っ
ているのであるが、これについては本報告書後段に譲ることとする。

(2) 保税エリアの種類と制度上の分類

本報告書でいう保税エリアとは、次に示す 10 種類の施設/区域を指している。

保税倉庫、輸出監管倉庫、保税物流中心 A 型、保税物流中心 B 型、
保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、総合保税区、
珠海マカオ・クロスボーダー工業区

上記はいずれも、法律によって規定され、他の一般地域(非保税地域)とは厳格に隔離された保税貨物を取り扱うための施設である。しかし、一瞥しても分かる通りその種類は多く、また、それぞれに異なる特徴、重複した機能を有しているため、中国をフィールドとする日本のビジネスマンにとっては俄かにその全容を理解することは難しくなっている。そこで、ここでは保税エリア理解の最初の取り掛かりとして、まずはこれらの施設/区域に関する制度上の分類について紹介することとした。

制度上、保税エリアは、保税監管場所と税関特殊監管区域という2つの概念に分類することができる。具体的には、下記【表1】に示す通り、保税倉庫、輸出監管倉庫、保税物流中心(A型・B型)の4つが保税監管場所に属し、保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、総合保税区、珠海マカオ・クロスボーダー工業区の6つが税関特殊監管区域に含まれている。

【表1】保税エリアの種類

分類	該当するエリア
保税監管場所	保税倉庫、輸出監管倉庫、保税物流中心A型、保税物流中心B型
税関特殊監管区域	保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、総合保税区、珠海マカオ・クロスボーダー工業区

[当機構調査チーム作成]

保税監管場所とは、端的に言えば、輸出入に際して利用される貨物保税蔵置のためのストックポイントであり、税関総署・国家税務総局・財政部・外為管理局という4部門の認可により設置される施設/区域である。

これに対し、税関特殊監管区域とは、単なる保税貨物のストックポイントではなく、税関が主管するエリアではあるものの、外資産業を誘致するための開発区の1つとして位置づけることのできる“保税開発区”とも呼ぶべきエリアと考えることができ、経済技術開発区や高新技术(ハイテク)産業開発区などといった他開発区と同じく国務院の認可により設立される施設である。

上記10種類の保税エリアの中で、特に保税物流中心(A型・B型)と保税物流園区という2つの施設/区域は名称が似通い、また物流上における機能も酷似するものとなっているのだが、上述の通り、両者にはその根本的な概念に大きな違いがあることを踏まえておきたい。

(3) 保税エリアの沿革

各保税エリアにつき、その登場年を時系列的に整理すると概ね以下の通りとなる。

【表2】 保税エリア登場の時系列整理

登場年	保税エリア		(参考) 開発区
	保税監管場所	税関特殊監管区域	
1980	保税倉庫		経済特区
1881	輸出監管倉庫		
1984			経済技術開発区
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
1991		保税区	高新技术産業開発区
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
2000		輸出加工区	
2004	保税物流中心	保税物流園区	
2005		保税港区	
2007		総合保税区	

※珠海マカオ・クロスボーダー工業区を除く。

[当機構調査チーム作成]

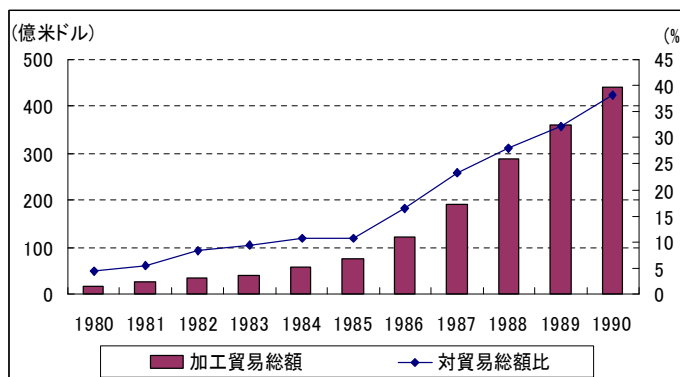
そこで、上記を俯瞰して考察を加えてみれば、保税エリアのこれまでの発展経緯は3つの段階に分けることができるように思われる。

まず、第1段階は、1980年から1990年までの保税倉庫・輸出監管倉庫という“2つの倉庫(中国語では“両倉”)”段階である。

この“2つの倉庫”は、当時の中国政府が日本をはじめとする諸外国の保税制度に学び創設したものと言われているが、中国独自の特色として、保税倉庫は通関未完了の輸入貨物のみを、輸出監管倉庫は通関が完了した輸出貨物のみを蔵置できる倉庫となっており、海外⇒中国国内(保税倉庫)、中国国内⇒海外(輸出監管倉庫)という具合に2つの物流方向が個別に管理されている点がある。

一方、1980年～1990年の間には中国の加工貿易総額は大幅に増加、特に中国政府が進料加工貿易の奨励を開始した1987年から1990年の4年間では、1987年総額192億米ドル(対貿易総額比

【加工貿易総額と全貿易総額に占める割合の推移】



[中国統計年鑑 他]

23.2%)から1990年総額442億米ドル(同38.2%)と倍増しており、この間、“2つの倉庫”がその物流において活発に活用されたであろうことが推測できる。

第2段階は、1991年、初の税関特殊監管区域である保税区の登場によって始まる。既に述べた通り、税関特殊監管区域とは、外資産業誘致のための“開発区”という概念に保税というプレミアムを融合させた“保税開発区”であるが、これはまさに中国独自の保税制度と呼ぶべきものである。

保税区成立のそもそものきっかけは、上海市浦東地区の開発を促進させる目的で浦東経済技術開発区を設置したことであった。その際に外国企業誘致や国際貿易、加工貿易を推進させる目的で上海外高橋保税区が設立された。これ以降上海外高橋保税区は開発区として加工の機能に加え、輸出入両方向を兼ねた保税物流機能を持つこととなり、外資の進出拠点として、また加工貿易の製造拠点として、或いは区外地域で行われる加工貿易を支える物流拠点として上海周辺地域の経済発展に寄与することになった。これを皮切りにその後次々と各地での保税区の設立が相次いで、現在では全国で15個まで拡大している。政府はこの保税区というモデルをたたき台に“保税開発区”のあり方で様々に試行錯誤を重ねたものと思われる。

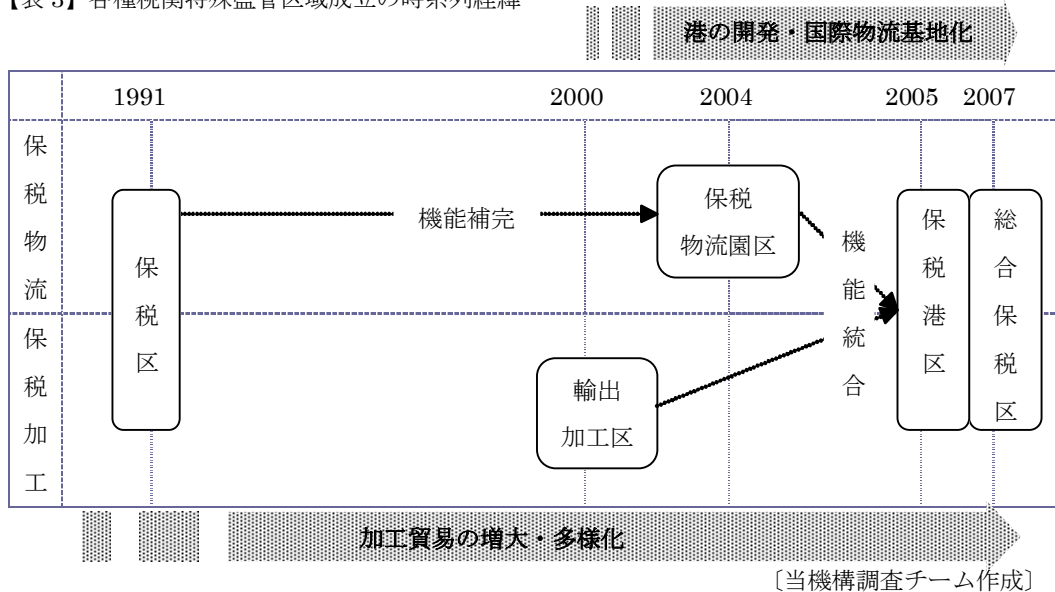
第3段階は、輸出加工区が登場する2000年から現在に至るまでとし、第2段階に引き続き模索のステージではあるものの前段階とは区別して“保税エリア多様化”の段階と名づけた。この段階では、2000年の輸出加工区を皮切りに、2004年には保税物流園区及び保税物流中心、2005年に保税港区、2007年に総合保税区と、新たに、1つの保税監管場所、4つの税関特殊監管区域が登場している。

今調査の過程で当機構調査チームは保税エリアの発展経緯について中国税関総署にヒアリングを行うことができたが、そこで目下の保税エリアの多様性について税関総署の担当官が述べたのが次のようなコメントであった。

「現在の保税エリアの多様性は、ひとつには急速な経済発展の中で刻々と変化していった対外貿易及びこれに伴う物流ニーズについて、その都度その段階に応じた対応を取った為であり、また他方、経済発展に地域間格差が存在することから、各地域のニーズを充足するべく色々な施設を作る結果となった為である。」

上記コメントが述べているように、この段階ではそれぞれ以下のような経緯で上述の各保税エリアが登場してきた。また、その流れを大きく捉えると概ね下記【表3】の通りとなる。

【表3】各種税関特殊監管区域成立の時系列経緯



①輸出加工区(2000年～)

保税区に続く多様化の中で最初に生まれたのが2000年に成立した輸出加工区であり、これは増大する加工貿易の管理向上を目的として作られたものであった。

加工貿易は、1990年以降も増大を続け、1999年には1990年のほぼ4倍、約1,845億米ドルにまで達した。これ自体は中国の国内産業発展に大きく貢献するものであったが、一方で行過ぎた誘致合戦などもあり加工貿易は全国各地に拡散し、当局にとってこれを管理する難度が高くなった他、密輸など不正行為が頻発するようになった。そこで、専用エリアを設けてここに加工貿易企業を囲い込み集中管理を行う、及び情報の電子化を進め新しい管理方式を採用するといったことで管理レベルの向上を図ろうとしたものである。

②保税物流園区・保税物流中心(2004年～)

2004年に登場した保税物流園区及び保税物流中心は、加工貿易の量的拡大と共に質的拡大も発生し、サプライチェーンが複雑化してくる中で生まれたものである。即ち、加工貿易の工程が複雑化し企業間をまたがるようになると、転廠や香港一日遊などといった保税工業連鎖の手法が誕生したが、同時に転廠手続の煩雑さを回避したい、あるいはもっと近場で1日遊を実施したいといったニーズも沸きあがったため、これに対応するものとして成立したという背景がある。

また、保税物流園区については、保税エリアを港と連動させ国際物流拠点として

発展せしめるといふ国の方針に基づき、区港連動と呼ばれる施策を実施した最初の保税エリアである。

③保税港区(2005年～)

これまで大型船舶が乗り入れすることのできる深水港を持たなかった上海市が対外中継貿易の発展を目指して東シナ海沖合いに位置する洋山深水港を建設し、これに保税エリアを隣接させて港発展の促進策としたというのが、保税港区誕生のそもそもの経緯である。

保税港区の特徴は、後に述べるように保税物流園区と輸出加工区の機能を併せ持つということであり目下中国における保税エリア最新モデルである。

現在、保税港区は上記の他にも、大連市の大窯湾、天津市の東疆、海南省の洋浦、寧波市の梅山、広西自治区の欽州と計6カ所が認可されているが、内陸地域ではあるものの長江沿岸に港を擁する重慶市もこれに続かんと名乗りを挙げている。



上海洋山港保税港区の様子

④総合保税区(2007年～)

総合保税区の第1号は、蘇州工業園区内に従来から運営されていた蘇州保税物流中心B型と蘇州輸出加工区を統合し、若干の政策整備を加えて形を整えた蘇州総合保税区である。総合保税区は保税港区に準じた機能を有するが、その設立要件に港の存在は求められてはおらず、いわゆる保税港区の内陸版であるといえることができる。

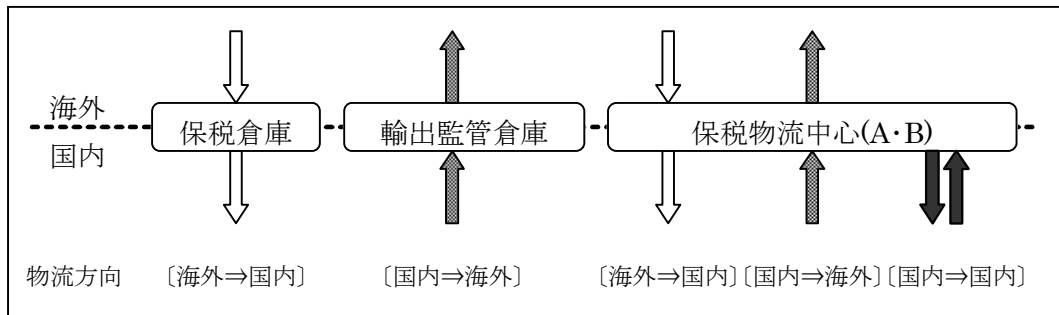


蘇州工業園区総合保税区のゲート

2. 各保税エリアの特徴

(1) 保税監管場所

保税監管場所とは、輸出入に際して利用される保税貨物のストックポイントであることは既に述べた。ここでは、保税監管場所に該当する各施設についてその特徴をごく簡単に記述する。尚、これも前述の通り、保税監管場所の各施設に関する留意点はその物流方向にあり、原則として以下の図解の通りとなっている。



①保税倉庫

加工貿易用輸入原料、中継貿易貨物など輸入通関未完状態の貨物を、税関の審査承認を得て保税保管する場所。貨物が国内一般地域へ向けて出庫される際には輸入通関を経る必要がある。

②輸出監管倉庫

税関の認可を経て輸出審査手続が完了した貨物のみを保管する場所。港のない内陸地域の貨物が、沿岸地域に運搬されて配船を待つ時などに活用される。

③保税物流中心A型・B型

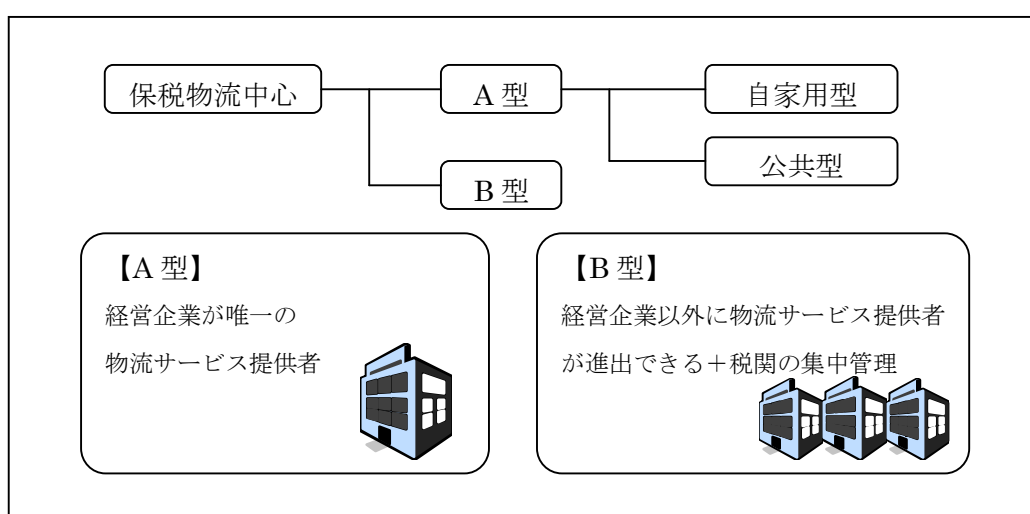
保税倉庫・輸出監管倉庫とは異なり、国内⇄同中心の双方向物流が可能で、中国国内から同中心へ入庫することは輸出として扱われ、同中心から中国国内へ出庫することは輸入として扱われる。従って、これらの物流方向を組み合わせると、国内から貨物を同中心に入庫し再び国内へ向けて出庫するという“香港1日遊”を代替する物流スキームが可能となっている。

保税物流中心にはA型とB型とが存在するが、いずれも税関の許可を得て中国国

内の専門企業 1 社により経営される点で共通しており、両者の違いは、同中心の中で貨物保税保管など物流サービスを提供する者が単一であるのか複数であるのかに拠っている。

A 型は、同中心の経営者である中国国内の専門企業がとりもなおさず唯一の物流サービスの提供者となっており、さらに経営企業自身及びその関連企業の用途のみに使用される自家用型と、他企業にサービスを提供できる公共型に細分化される。

これに対し、保税物流中心 B 型とは同中心の中に複数の物流業者が進出し、各々の顧客に対し物流サービスを提供する形となっている。また、税関が常駐し、集中的に監督管理を実施している点でも A 型と異なっている。



尚、保税物流中心、特に B 型は、税関特殊監管区域である保税物流園區にその機能が酷似しているが、前述の通り制度上の分類即ち基本的な概念がそもそも異なるのに加え、更に具体的な設立要件にも顕著な相違がある。後に述べるように保税物流園區は、その要件として保税區に隣接または内接していること、及び港エリアと連動していることが求められているが、保税物流中心にはこれがない。従って、保税物流中心は、結果的に港のない内陸部を中心とした地域に設立されている。

(2) 税関特殊監管区域

① 基本的な概念

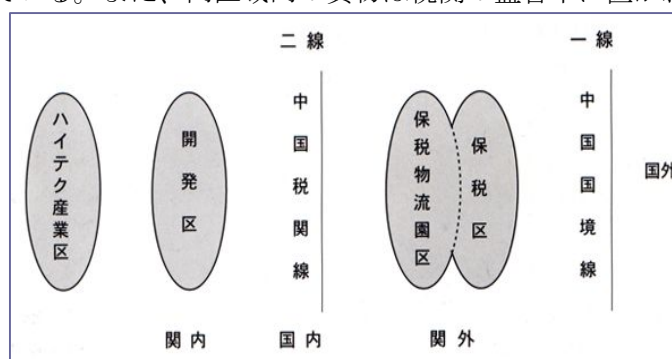
既に述べた通り、税関特殊監管区域とは、単なる保税貨物のストックポイントではなく、外資産業を誘致するための開発区のひとつとして位置づけることのできる保税発区とも呼ぶべきエリアである。経済技術開発区や新技術(ハイテク)産業開発区などの他開発区と同じく國務院の認可により設立される。

保税貨物を扱う特別なエリアであるため、経済技術開発区のような一般地域(非保税地域)にある開発区とは異なり、エリア内外の境界線はフェンスで仕切られて、貨物の入出区は所定手続きを経た上、専用ゲートを通って行うなど厳格な管理が実施されている。



上海外高橋物流園区の貨物ゲート

同区域の概念モデルは、“境内関外(国土的には内国だが、税関としては外国扱いする)”という言葉で示され、また、その管理は“一線(中国国境線)は開放し、二線(中国税関線)は厳格に管理する”と表現されることもある。これはつまり、通関上は国内一般地域(関内)と接する境界線(二線)が輸出入のボーダーラインとなり、海外から同区域に持ち込まれた貨物は、輸入通関を経て一般地域へ出区された時点ではじめて輸入貨物として見なされ、一般地域からの貨物の搬入は原則として輸出と見なされるということを表している。また、同区域内の貨物は税関の監督下に置かれることになり、貨物が一線を越える際、即ち、海外から同区域内へ入区する段階及び同区域内から海外へ出区する段階では、それぞれ入境手続き、出境手続きを行い、貨物の出入りを登録する必要がある。



税関特殊監管区域の管理モデル (出典：大連保税區 HP)

②行政管理機構

経済技術開発区に“開発区管理委員会”があるように、税関特殊監管区域にも“〇〇区管理委員会”と称する管理機構がある。この管理機構は各エリアが原則各々個別に有するものだが、各都市におけるエリア成立の経緯から、ひとつの組織が複数種類のエリアの管理委員会を兼ねているケースもある。

管理委員会は上部地方政府所管の行政機構で、所轄エリアの条例制定、エリア内建設計画立案などを行うが、外国企業にとって最も重要なことは、彼らが所轄エリアへの企業招致を担っており、外国企業が当該エリアに進出する際の最初の窓口となることが多いことである。

しかしながら、例えば、通関、検疫、税務、外貨送金など進出後の具体的な業務については、税関、商品質量検閲検疫局、税務局、外為管理局などがそれぞれエリア内に出先機関を設けており、実務上の手続きやトラブル相談はこれらを相手として行う必要があるため注意を要する。管理委員会の役どころは、仲介や調整、及び各種手続き窓口を1つに集めたワンストップサービス・ステーションの設営など利便性の向上にあり、実務上の判断権限はあくまで各部門の出先機関が掌握している。

更に付け加えれば、各種税関特殊監管区域の概念、基本制度といった大きな枠組みについては中央がこれを規定するものの、その具体的な運用、運営は上記の地方レベルの各部門に委ねられており、ここから地方ごとのルールの違い、地域性といったものも生まれている。この点についても、エリアを活用する各企業にとっては注意が必要なところである。

尚、管理委員会の中には、企業招致についても実質的にはアウトソーシングを行い、当該エリアの土地使用权を獲得しているデベロッパーなどに担わせているケースもある。例を挙げるならば、“小さな管理組織”を目指す上海洋山港保税港区管理委員会などがこれにあたる。さらに、蘇州総合保税區のように、もともとその前身(一部)が保税物流中心B型であったため、同中心の経営企業であった蘇州物流中心有限公司が、総合保税區管理委員会の管理下で同區の管理に当たっているといったケースも存在する。



洋山港保税港区管理委員会

③特徴的な機能1 増値税還付と保税業務

税関特殊監管区域には、保税區を筆頭に6種類のエリアがあり、それぞれが異なる性質、目的を帯びていることは既に述べた通りである。

その詳細については、これから順次理解を深めていくこととなるが、ここでは、まず、はじめに各エリアの特徴的な機能を軸にごく簡単な分類を行い、各エリアの違いを大きく捉えてみたい。

尚、上記6エリアのうち、珠海マカオ・クロスボーダー工業區は、内国の珠海と1国2制度のため制度が違う地域マカオという2つの地域のボーダーを跨いだ唯一のエリアであり、保税港区に準じた管理が適用されるものだが、今回の調査では対象とはしていないため、本報告書ではこれ以降の言及を避ける。

分類の軸となる機能としては、以下の2点を挙げたい。各エリアの特徴のうち、最も大きな相違が現れるポイントだからである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i) 輸出に伴う増値税還付の取り扱いii) 区内で認められている保税業務 |
|---|

上記 i) の「輸出に伴う増値税還付の取扱い」については、次のような状況がある。税関特殊監管区域では、貨物は一般地域から区内に搬入される時点で輸出と見なされるため、輸出者が一般地域で支払った増値税はこの時点で規定に基づき還付されることになる(増値税即時還付の実施)。しかし、同区域のうち、最も早期に誕生した保税區だけは、この増値税即時還付が実現されていない。輸出する予定となっている貨物は、同區に搬入される時点では輸出通関を必要とするものの、通常輸出通関の時点で交付される増値税還付必要書類(退税単)は、貨物が海外に向けて船積みされる時点まで交付されず、輸出者は船積み時に初めて還付を受けられることとなっている。

次に、上記 ii) の「区内で認められている保税業務」であるが、これは大きく“保税物流”と“保税加工”の2つに大別することができる。尚、ここでいう“加工”とは貨物に何らかの手が加えられ、その税目番号(HSコード)が変化する、或いは大きく価値が増えることを指している。よく、保税業務の解説書などに見られる物流加工、簡単加工といった言葉は、例えばラベル貼りなど、これにより貨物のHSコードが変わることがないことを前提としたもので、これらは物流上の作業の範疇を超えないものと考えればよい。

さて、上記2つの軸を用いて税関特殊監管区域を分類した結果が次頁の【表4】である。既に述べた通り、保税區のみが他と異なり増値税即時還付は実施されておらず、また保税業務の観点からは、保税物流園區は“保税物流”に、輸出加工區は“保税加工”にとそれぞれ単一の機能のみを有した機能特化型エリアであり、保税區、保税港區、総合保税區は両保税機能を兼ね備えた機能総合型エリアであることがわかる。

尚、ここで表出されている各エリアの違いは、保税エリアの活用を考える上で最も基本的かつ重要な要素となるため、ぜひとも念頭においておきたいところである。

【表 4】税関特殊監管区域の機能別分類

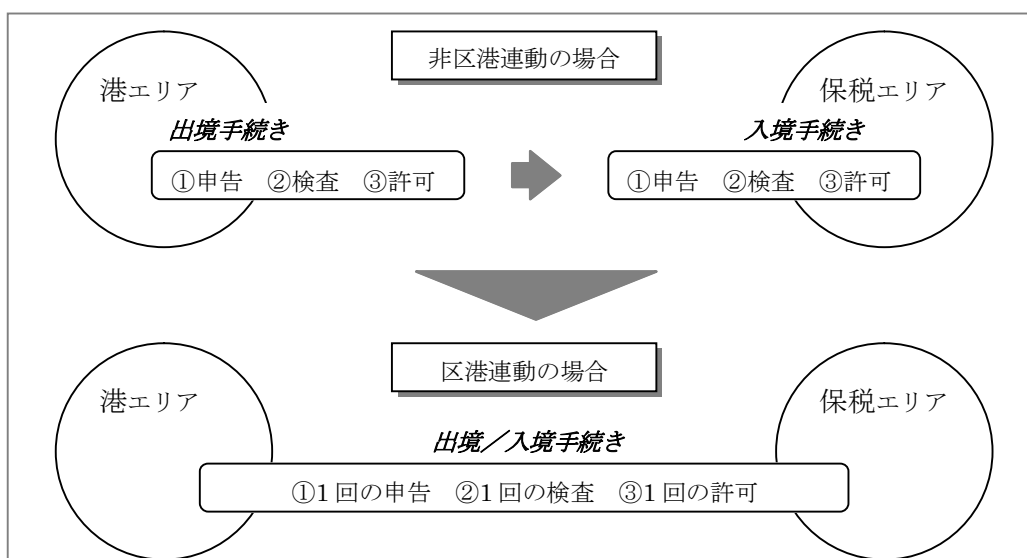
	総合的な保税業務が可 (保税物流+保税加工)	特定の保税業務のみ可	
		(保税物流)	(保税加工)
増値税即時還付 不可	保税区	—	—
増値税即時還付 可	保税港区・総合保税区	保税物流園区	輸出加工区

[当機構調査チーム作成]

④特徴的な機能 2 区港連動

近年の中国には、国際物流基地として港エリアを発展せしめるという方針があり、税関特殊監管区域の中には、港エリアと一体化した国際物流拠点としての発展を目的として設立されているものがある。この税関特殊監管区域と港エリアの一体化の動きは“区港連動”と呼ばれ、代表的な施策としては、同区域と港エリア間の貨物往來手続きを簡素化していることが挙げられる。

ちなみに、この手続き簡素化は具体的には“1次申告・1次検査・1次放行(1回の申告・1回の検査・1回の許可)”などと表現されるもので、本来ならば、①保税エリアを出区(入区)する時、②港エリアへ入区(出区)する時と、1方向の移動につき計2回必要な手続き・検査を、1回/方向に集約することで利便性を高めたシステムのことである。



では、各種税関特殊監管区域のうち、どのエリアが区港連動しており、どのエリアがしていないのか、具体的に見てみたい。そこで、各エリアの特徴をより浮き彫りにするため、“区港連動の有無”と前出の“認められている保税業務”を用いて整理・分類したのが、次頁の【表 5】である。

【表 5】港の関係性と保税機能による整理

		区港連動型	非区港連動型
機能総合型	(保税物流+保税加工)	保税港区	保税区・総合保税区
機能特化型	(保税物流)	保税物流園區	—
	(保税加工)	—	輸出加工区

〔当機構調査チーム作成〕

この【表 5】からわかるように、珠海マカオ・クロスボーダー工業区を除く 5 つの税関特殊監管区域のうち、保税物流園區、保税港区の 2 つが区港連動しており、保税区、輸出加工区、総合保税区の 3 つは非区港連動型となっている。

更に、縦軸の保税機能別に着目すれば、保税区・保税港区・総合保税区という 3 つの機能総合型区域の中では保税港区のみが区港連動型、機能特化型区域では、保税物流に特化した保税物流園區のみが区港連動型エリアとなっており、輸出加工区については区港連動は規定されていないことが見てとれる。



港と物流園區を結ぶゲート(外高橋)

⑤特徴のまとめ

上記③～④では、各種税関特殊監管区域の“輸出税還付”、“保税機能”、“区港連動の有無”といったポイントとなる機能について相互比較を行うことでそれぞれの特徴を俯瞰してきた。ここではこれまで述べてきた特徴をまとめ、エリアごとのアウトライン描写を試みる。

i) 保税区

保税区は、主に中継・通過貿易、加工輸出サービスの拡張、貿易サービス(加工品の整理・包装・輸送・保管)、及び商業展示などの業務展開を目的としたもので、保税物流・保税加工といった保税機能の両輪を兼ね備えた機能総合型区域となっている。しかしながら、保税区は次の 2 点である意味において不完全な機能総合型区域と言わざるを得ない。

その 1 点目は輸出に伴う増値税即時還付の未実現で、これにより貨物輸出者は同区に貨物搬入後、更に貨物が海外へ向けて船積みされるまで増値税還付を待たなければならず、結果として使い勝手の悪さから国内⇒海外という方向での通過

貿易についてはその活用を敬遠されている。また、同様の理由から国内から同区への搬入による擬制輸出と同区から国内への擬制輸入を組み合わせた加工貿易における保税工業連鎖の実現(いわゆる“1日遊”)も事実上不可となっている。

2点目は区港連動の未実施である。中国の産業発展の歴史的経緯から保税区は沿岸地域に所在するが、保税区単体では港エリアとの連動が行われておらず、港と一体化して国際物流基地へと発展するという方向性には適っていない。

ii) 保税物流園区

保税物流園区は、保税区に隣接または内接して設立される税関特殊監管区域であり、同区自身は保税物流に特化した機能特化型の区域であるが、その役割は保税区の物流機能を補完するところにあると考えることができる。言い方を変えれば、保税区は保税物流園区を擁することによって、一応の完成を見た機能総合型区域になると捉えることができるが、保税区、保税物流園区間の貨物移動に際しては相応の手続き(転関手続き)が必要で、両者は完全なる“ひとつ”である訳ではない。

尚、保税物流園区による具体的な機能補完のポイントは、まさに上記で述べた保税区の短所であり、同園区では増値税即時還付、区港連動を共に実現している。

特に同園区の登場による増値税即時還付の実施は、これにより加工貿易における“1日遊”の実現に繋がり、当時高まっていた保税工業連鎖のニーズに対応するものとして大変意義深いものであった。

iii) 輸出加工区

輸出加工区は、保税加工機能特化型エリアであり、専ら加工貿易を行うための税関特殊監管区域である。従って、輸出加工区におけるスキームは極めてシンプルといえ、基本的には海外から入区された加工材料を区内で加工し、製品を原則全量海外へ向けて再輸出するというものである。

尚、同区では一部国産原材料の使用も許容されるが、当該原料が国内から入区する際にはこれについて増値税即時還付が適用され、また、同区内での加工貿易には増値税が課されないなど、一般地域、保税区における加工貿易(進料加工)と比べて優遇措置が与えられている。

iv) 保税港区

保税港区とは、その名の通り港と一体となって国際物流基地としての発展を目指す目的で創設された税関特殊監管区域である。“保税区・保税物流園区・輸出加工区の機能を併せ持った区域”と評されるように、保税物流・保税加工といった保税機能の両輪を兼ね備えた機能総合型区域であり、区港連動はもちろん、増値

税即時還付の実施も実現されている。また後述するアフターサービスメンテナンス、研究開発業務など他エリアにはなかった業務も認められており、目下最も完成度の高い税関特殊監管区域モデルである。

v) 総合保税區

総合保税區は、保税港區の管理弁法が適用され、港灣関連を除けば保税港區と同様の機能を有する税関特殊監管区域である。ただし、保税港區とは異なり、その設立要件に港の存在は求められておらず、いわば完成度の高い機能総合型区域の内陸モデルであるといえることができる。

⑥ 各種税関特殊監管区域の地理的分布

2008年6月現在、当機構調査チームが知り得る限りにおいて各種税関特殊監管区域の分布は以下の通りとなっている。これを見れば、税関特殊監管区域はその殆どが東部地区に集中しており、中部・西部地区にはわずか14の輸出加工区、1つの保税港區が散在しているに過ぎないことがわかる。

また、詳細については、「【付属資料1】各種税関特殊監督管理区域リスト(国家級)」を参照されたい。

【表6】各種税関特殊監管区域の分布

		保税區	保税物流園區	輸出加工區	保税港區	総合保税區
全 国		15	9	58	7	2
地 区 別	東 部	15	9	44	6	2
	中 部	—	—	6	—	—
	西 部	—	—	8	1	—

[当機構調査チーム作成]

【表7】各地区に該当する省・直轄市

	該当する省・直轄市
東 部 (11省市)	北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、海南省
中 部 (8省)	山西省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省
西 部 (12省市)	四川省、重慶市、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区、広西壮族自治区

[当機構調査チーム作成]

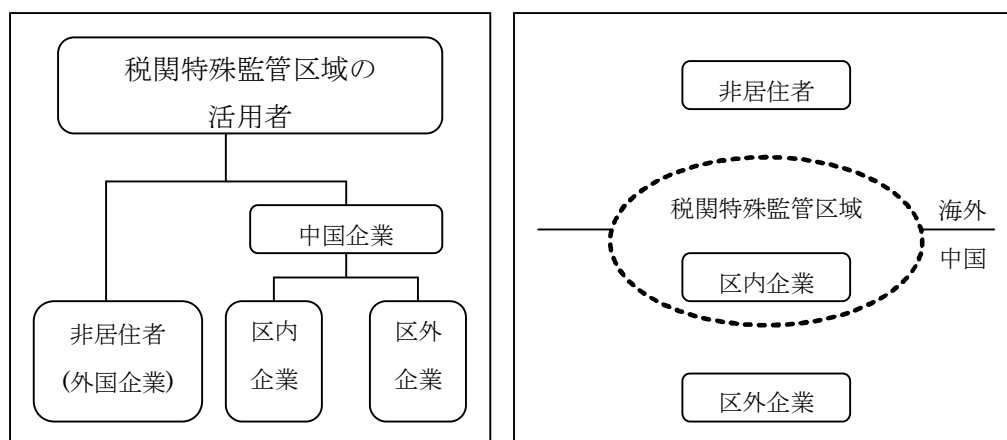
3. 税関特殊監管区域の具体的機能と制度

前項までに述べた税関特殊監管区域の特徴を踏まえながら、ここでは各エリアにおける機能について、その具体的な内容を見ていくこととしたい。

(1) 基本前提の整理 ～税関特殊監管区域の活王者

税関特殊監管区域の具体的機能を見るにあたり、基本的な事項として、当該区域の機能の活王者という視点から、簡単に前提の整理を試みる。

まず、税関特殊監管区域の活王者には、大きく次の3つのグループがある。第1のグループは、内外資の別を問わず中国内に設立登記された企業、即ち中国企業のうち、税関特殊監管区域内で認可・登記を受けている“区内企業”と呼ばれるものである。第2は、同じく中国企業のうち、税関特殊監管区域以外の地域(一般地域)で設立登記されている企業群で、ここでは“区外企業”と呼ぶ。第3のグループは“非居住者”と呼ばれるもので、要するに中国では設立登記されていない外国企業を指している。



更に、ここでは主に下記に述べる3つのポイントをおさえておく必要がある。

第1点目のポイントは、それぞれの税関特殊監管区域で設立が認められる区内企業の種類である。これは中国ビジネスの基本ではあるが、中国に設立する企業は予めその経営範囲について登記を行なうこととなっており、かつその経営範囲は企業が自由に内容を設定したり兼営することはできず、認可が必要であったり一定の制限が設けられているというのが現状である。この根本原則は税関特殊監管区域といえども同様であり、本報告書でこれまで述べてきた通り、税関特殊監管区域には、

保税物流機能特化型、保税加工機能特化型、そして両機能を併せ持つ機能総合型とがある訳だが、まさにこれが、それぞれの区域の中でどのような経営範囲を持つ区内企業が設立を許されるかということとリンクしているのである。

第2点目のポイントは、非居住者による税関特殊監管区域の活用である。通常、非居住者がその身分のまま中国の取引に関与する場合、その取引は国際間取引となり本来2国間物流を伴うが、後にも述べるように輸出加工区を除く税関特殊監管区域では、以下に挙げる非居住者の行為が認められており、これによって非居住者は本来であれば国際間物流で要する物流コストや時間を大きく削減することができ、様々なビジネススキームの実現につなげることができるのである。

- ①海外から自己所有貨物を持ち込み、区内の物流企業に寄託して区内保管。
- ②同様に、国内の一般地域・他保税エリアから貨物を購入して自己所有物として、区内保管。
- ③区内保管された自己所有貨物を海外・国内各地域の他者へ販売し、代金を回収する。

第3点目のポイントは、区外企業の貿易経営権である。区内企業が区内企業或いは非居住者企業と取引を行うことは、即ち輸出入に相当するするため、これに従事する区外企業は貿易経営権を持つことが必須となる。尚、貿易経営権については本章後段でも触れるが、ここでは貿易経営権とは外国企業と貿易取引を行うための資格といった程の意味として捉えられたい。

(2) 区内で認められる活動と禁じられる活動

税関特殊監管区域については、その各種区域ごとに税関総署による管理弁法が定められており、更に地方の各個別エリアではそれぞれの管理委員会により上記管理弁法に基づいた個別管理条例が制定されている。

各種区域の具体的機能の内容は、その区内で認められる活動と禁じられる活動を見ることにより理解することができるが、これらに関する規定はいずれも上述の管理弁法に求めることができる(ただし保税区は除く)。

そこで、ここでは各エリアの管理弁法の規定(保税区については地方の個別管理条例)を概観し具体的に各エリアで何ができるのかにつき見ていきたい。

①保税区内における活動

『保税区内税関監督管理弁法』には具体的な記述がないため、保税区内で可能な活動については、各個別の保税区内管理規定にあたる必要がある。以下は複数の個別管理規定を大まかにまとめたものである。

- i) 保税貨物の加工・製造
- ii) 各種貿易
- iii) 貨物保管(非居住者所有貨物の保管を含む)・貨物輸送
- iv) 商品展示(保税展示)
- v) 小売販売
- vi) 金融・保険・コンサルティング業など
- vii) 他税関が認める業務

②輸出加工区内における活動

『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』には、設立が認められている企業という形で、同区内で可能な業務が示されており、具体的には以下の通りである。

- i) 輸出加工企業
- ii) 輸出加工企業に専門的にサービスを提供する倉庫企業
- iii) 税関の認可を経た加工区内の貨物の出し入れに専門に従事する輸送企業

尚、前述の通り、同区は専ら加工貿易を行うためのエリアであるため、製品の製造・輸出に従事する企業と当該業務に関連する企業にだけ活動が認められており、貿易業、商業小売、当直・警備人員を除く居住などは禁じられているのが特徴である。また、区内で製造された製品は、加工貿易の原則に従い、全量輸出されることが基本だが、一部(全体の30%まで)の国内販売は認められている。

③保税物流園区内における活動

『税関の保税物流園区に対する管理弁法』には同区内で可能な業務として以下のような記載がある。貿易、貨物輸送及びその関連業務のみ可能が可能となっており、加工・製造及び小売、金融・保険・コンサル等の業務は認められていないが、物流業務の範疇に収まる簡単な加工(小分け分包・ラベル貼りなど)は可能である。

- i) 輸出入貨物と通関未決貨物の保管
- ii) 保管貨物への簡単な流通加工と付加価値サービス
- iii) 輸出入貿易（中継貿易含む）
- iv) 国際間の買付、販売、配送
- v) 国際トランジット
- vi) 検品、メンテナンス
- vii) 商品展示(保税展示)
- viii) 税関が許可するその他業務

尚、同内で認められているメンテナンスは、その対象となる製品・部品が輸入品に限定されており、あくまで区内に搬入された貨物に不具合がある場合の措置として想定されているものと考えられる。

④保税港区における活動

『保税港区管理暫定弁法』に以下の通り記載されている。尚、記載はないが、別途管理委員会に確認したところ、金融・保険・コンサルタントなどの業務も問題なく行えるとのことである。また、港湾作業、アフターサービスメンテナンス、研究開発といった従来の保税エリアにはない業務も可能となっており、全エリア中で最も活動可能範囲が広い。

- i) 輸出入貨物およびその他の通関未決の貨物の保管
- ii) 対外貿易（国際中継貿易含む）
- iii) 国際的な購買、販売、配送
- iv) 国際トランジット
- v) 検品、アフターサービスメンテナンス
- vi) 商品展示(保税展示)
- vii) 研究開発、加工、製造（国の産業発展要求に合致すること）
- viii) 港湾作業
- ix) 税関が許可するその他の業務

尚、上記のアフターサービスメンテナンスは、機電製品で且つ中国で生産され海外に輸出されたもののみを対象としており、補修完了後は不要部品と共に再輸出しなければならないこととなっている。

⑤総合保税区

保税港区に準ずるとされており、具体的な規定については出ていない。要件として港の存在は求められていないため港湾作業は除かれるが、保税港区と同様の活動が可能となっている。

⑥総括

上記の①~⑤を一覧にまとめると概ね下記の【表 8】の通りとなる。保税區、保税港区、総合保税區は機能が総合的であり、保税物流園區、輸出加工區は保税物流、保税加工のそれぞれに特化したエリアであることが改めて確認できる。尚、ここでは「検品・メンテナンス」は物流業務の一環として物流業務に、「アフターサービスメンテナンス」は加工業務に分類した。

【表 8】各エリアで認められている区内業務(保税/非保税)

○：可 ×：不可

			保税區	保税 物流園區	輸出 加工區	保税港区・ 総合保税區
保 税	物流	各種貿易(※)	○	○	×	○
		物流に伴う簡単な加工	○	○	×	○
		検品・メンテナンス	○	○	×	○
		配送	○	○	×	○
		展示	○	○	×	○
	加工	加工・製造	○	×	○	○
		(外注加工)	○	×	○	○
		(保税 2 次加工)	○	×	○	○
		アフターサービスメンテナンス	×	×	×	○
	その他	港湾作業	×	×	×	○(港区)
非 保 税	非保税貨物の保管		○	×	×	×
	小売		○	×	×	×
	金融、保険、コンサルティング		○	×	×	○
	研究開発		×	×	×	○

[各規定から当機構調査チーム作成]

(※)各種貿易

上述してきた各管理弁法や規定、及び後述する外為管理規定によれば、税関特殊監管区域を介在して行うことのできる貿易には、大きく以下の3つのもの

が含まれることが理解できる。

i) エリアを経由した輸出・輸入

エリアを経由して、国内一般地域⇒エリア⇒海外(輸出)、海外⇒エリア⇒国内一般地域(輸入)という形で行われる貿易。

ii) 中継貿易

海外から税関特殊監管区域に搬入された後、国内一般地域には入ることなく、再び海外へと搬出される形の貿易

iii) スイッチ貿易

税関特殊監管区域に保管された貨物の所有権が非居住者間の取引によって移転するのみで貨物の区外搬出は伴わない貿易

(3) 各エリアの制度と実施状況

保税エリアは一般地域と比べて加工貿易及び貿易に関わる一部の制度に関して優遇措置が認められているが、その実施状況にはエリアごとに違いがある。優遇措置が認められている制度について、エリアごとにその実施状況をまとめると概ね下記【表9】の通りとなる。

【表9】各エリアにおける制度と実施状況

		一般地域	保税區	保税物流園區	輸出加工區	保税港区・綜合保税區
加工貿易	加工貿易登記手帳制度	実施	実施	—	不実施	不実施
	銀行保証金制度	実施	不実施	—	不実施	不実施
	増値税の課税状況	課税	課税	—	免税	免税
その他	増値税即時還付	—	不実施	実施	実施	実施
	区内での貨物売買に係る増値税	—	免税	免税	免税	免税
	輸出入割当・許可証制度	実施	実施(*)	不実施	不実施	不実施
	上記以外の制度(検疫等)	実施	実施	実施	実施	実施

(*)加工製品の輸出に対しては不実施

[当機構調査チーム作成]

①加工貿易登記手帳制度

一般地域及び保税區において加工貿易を行う場合は、その原料の輸入と製品の輸出は「加工貿易手帳」と呼ばれる手帳を用いて管理される。

ただし、保税區以外の保税エリアではこの「加工貿易手帳」は採用されず、税関

と企業とをネットで直結し EDI (Electronic Data Interchange) にて貨物の管理が行われる。

②銀行保証金制度

銀行保証金制度とは、加工貿易を行うに際して、輸入税額(関税・増値税など流通税)に相当する保証金を税関に差し入れる制度のことである。取扱商品と企業の規模や過去の違反歴に応じて分類され、扱われ方が変わる。

一般地域とは異なり、保税區をはじめとする全ての保税エリアでは、保証金台帳制度は実施されない。

③加工貿易における増値税の扱い

一般地域において加工貿易を行った際の増値税は、広東省など不徴収不還付制度を採っている一部地域を除き、免税控除還付方式が取られており、以下の計算式で求められる不還付税額分が課税される。

$$\text{増値税コスト(不還付税額)} = (\text{製品 FOB} - \text{輸入原料額}) \times (\text{課税率} - \text{輸出還付率})$$

多くの保税區では区内で加工貿易が行われた際の増値税については免税控除還付方式が取られており、一般地域と同様の不還付税額分が課税される。これに対し、保税區以外の保税エリアでは加工貿易における増値税が免除されている。

④(輸出時の)増値税即時還付

既に繰り返し述べているように、保税區においては輸出時の増値税還付は、保税區への入区時点ではなく、実際に海外へ向けて輸出された時点で行われる。一方、物流園區をはじめとする保税區以外の保税エリアにおいては、入区時点での増値税還付が実施されている。

⑤区内での貨物売買に係る増値税

全ての保税エリアにおいて、貨物売買に対する増値税は課税されない。

⑥輸出入割当・許可証制度

輸出入制限品目に対する管理制度として、「輸入（輸出）割当管理制度」「輸入（輸出）許可証制度」制度がある。数量制限のある品目に対しては、「割当管理制度」が、数量制限のない品目に対しては「許可証制度」が取られる。いずれも該当品目の輸出入に際しては事前に「許可証」を取得する必要がある、輸出入の際には「許可証」の提示が必要となる。

保税区に対する優遇政策として、保税区内で加工した製品を輸出する際は輸出許可証の取得が免除されている。保税区以外の保税エリアにおいては区内と国外の間で搬出入する貨物に対しては、原則として、輸出入の割当額や許可証管理の適用外となっている。

⑦その他の制度

その他の制度については保税エリアにおいても一般地域と同様となる。例えば、検疫については『保税区検験検疫監督管理弁法』（国家質検総局第71号2005年施行）によって、検査対象となっている貨物に対しては保税エリアに出入りする貨物に対しても、一般地域と同じように検疫を義務付けている。また、「取扱注意（原文は“敏感”）物質及び技術輸出許可証管理」などのように軍事転用リスクのある製品などの輸出に対する規制も同様で、保税エリアであっても一般地域と同様の管理が行われる。

ただし、上海外高橋保税區では中継貨物に対する検疫が実施されていないといったように、制度の中には地方によって実施状況にバラツキがあるものもある。

(4) 税関特殊監管区域の外為管理制度

税関特殊監管区域における外為管理制度については、従来、各種エリアごとに個別に制定されていたものが、2007年8月に公布された『保税監督管理区域の外貨管理規則』により、その扱いが統一された。ここでは上記で述べた区内で可能な業務を遂行する際に大きく関わりが出てくる外為管理規定につき、『保税監督管理区域の外貨管理規則』（以下『外貨管理規則』）及び『保税監督管理区域の外貨管理規則操作規定』（以下『操作規定』）のポイントを見ることにより、その概要を理解する。

①区内企業の外為管理上の義務

『外貨管理規則』では区内企業の外為管理上の義務を以下の通り定めている。

1. 区内企業は外為局で外貨登記手続きを行う必要がある。
2. 区内の貿易会社は、「対外貿易権」、「対外外貨支払輸入単位名簿」、「輸入

代金回収照合届出登記」の登記を行う必要がある。

②取引通貨に関する規定

取引通貨は原則的として以下の通り定められている。

【表 10】取引形態と通貨通貨

取引の形態		人民元	外貨
中国(一般地域)内の取引		○	×
国際間の取引 (中国⇄外国)		×	○
保税エリアと一般地域間の取引 (保税エリア⇄一般地域)	商品貿易の取引	○	○
	サービス貿易の取引	○	×
保税エリア内の取引		○	○ (※)

(※) 手持ち外貨からの支払のみ可。

『外貨管理規定』に基づき当機構調査チーム作成]

③核銷手続

中国には取引決済に際し、「核銷」と呼ばれる手続が発生する。「核銷」とは、貨物の代金(外貨)の送金・入金に対して外為管理局或いは銀行が通関申告書等のエビデンスを以って当該取引の真実性を確認することを指し、エビデンスと一致しない貨物の代金については決済を行うことはできないこととなっている。

『操作規定』では、対外送金に際し送金者が銀行に対して提出すべきエビデンス資料がケースごとに示されているが、基本的には概ね以下の通りである。

- i)保税區監督管理区域の外貨登記証
- ii)契約書或いは合意書
- iii)インボイス
- iv)その他支払い方式に対応した有効な証憑・商業書類
- v)通関申告書(報関単、备案請単等)或いは他の税関が監督管理している証憑
- vi)倉庫保管契約或いは合意書
- vii)倉庫の貨物の所有権を証明する資料

また、『操作規定』にエビデンスが必要とされているケースとして示されている取引は以下のものがある。尚、これを参照することによって、税関特殊監管区域を介してどのような取引を展開することができるかを理解することができる。

- i)区内企業が非居住者へ貨物代金を支払うケース [()は送金の流れ]

- a. 非居住者が区内企業に貨物を販売(区内→海外)
 - b. 区内の非居住者貨物を区内企業に販売(区内→海外)
 - c. 区外の非居住者貨物を区内企業に販売(区内→海外)
 - d. 非居住者貨物を区内企業を経由し区外企業に販売(一般地域→区内→海外)
- ii) 区内企業が区外企業へ貨物代金を支払うケース [()は送金の流れ]
- a. 区外企業の貨物を区内企業が購入(区内→区外)
 - b. 区外企業の貨物を区内企業を経由し非居住者に販売(海外→区内→区外)
 - c. 区内にある区外企業の貨物を区内企業に販売(区内→区)
- iii) 区外企業が区内にある貨物を購入し代金を払うケース [()は送金の流れ]
- a. 区内企業の貨物を区外企業に販売(区外→区内)
 - b. 区内にある区外企業貨物を別の区外企業が購入(区外→区外)
 - c. 区内の非居住者貨物を区外企業が購入(区外→海外)
 - d. 区内の非居住者貨物を区外企業が区内企業を介して購入
(一般地域→区内→海外)
- iii) 区内企業間取引のケース [()は送金の流れ]
- a. 区内企業間売買(区内→区内)

4. 税関特殊監管区域に関わる環境の変化

(1) 中国における対外貿易経営権・国内分銷権の開放

対外貿易経営権とは、読んで字の如く外国と貿易を行うための資格・権利であるが、従来、中国では組織が対外貿易業務に従事する場合、この対外貿易経営者としての資格、即ち対外貿易経営権を国務院に申請し許可を得る必要があったという経緯がある。また、当時この対外貿易経営権は、中国の内資企業についてもごく一部の企業にのみ付与されていたに過ぎず、外商投資企業に至っては、生産型企业に対し、自社製品の製造に必要な設備及び原材料の輸入と製品の輸出に関してのみが認められていたという状況であった。

他方、国内分銷権とは、一言で言えば、中国の国内外を問わず他者から仕入れた物品を国内で卸売再販する資格・権利のことであり、以前は外資 100%企業にはこれが開放されていなかったという経緯がある。即ち、外商独資企業では、仕入再販を行う商業型企业は設立ができなかったということである。

このような状況下にあって、実は当時の保税區には大きなメリットがあった。それは、保税區にあっては当時から貿易型企业として海外との間で貨物の売買を行うことを経営範囲に持つ企業を外国資本 100%でも設立することができたことであり、かつ、外貿公司(対外貿易経営権を有する内資の貿易会社)と保税區内に設けられた交易市場を活用することで一般地域の区外企業へ海外から仕入れた物品を人民元で再販すること、及び区外企業から仕入れた物品を交易市場を活用して他の区外企業へ転売することができたというものであった。加えて、保税區は一般的に市街から遠隔地にあるため、これらの区内貿易型企业は実質的な本丸を区外連絡事務所と称して市街地におき営業に準じる行為を行ったが、当時の行政当局もこれを黙認していた。

つまり、保税區に貿易型企业を設立すれば、実質的に対外貿易権を手にすることができ、かつ、国内における卸売再販行為も行うことができたのであり、逆に言えば、当時にあっては外国企業がしっかりとした支配力を保った状態でこのよう事業を展開しようと考えた場合、保税區に貿易型企业を設立する以外に道が無かったのである。

そのため、多くの日本企業、特に商事会社は積極的に保税區に進出し貿易型企业の設立を行った経緯がある。現在、保税區に登録する区内企業は数多くあるが、上記の経緯がこれを促進したのも事実である。

ところが、その後、中国は 2001 年の WTO 加盟時に提出した加盟議定書において WTO 加盟後 3 年以内に全ての企業に貿易権を開放し、貿易権の審査許可制度を段階的に廃止することを約束し、結果的にも 2004 年 7 月に改正『対外貿易法』を施行して、対

外貿易業務を従来の審査・許可制から届出・登録制に移行させた。また、2004年6月より『外商投資商業分野管理弁法』を施行することによって外国資本独資による国内分銷活動を行う企業の設立及び既存の生産型企業が自らの経営範囲に国内分銷活動を追加することも認め、更にはその延長線上で、保税區及び物流園區の区内企業が国内における分銷活動を行うにあたってはその経営範囲に国内分銷活動を加える必要があることを明確にした『保税區及び物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』を2005年7月に発すると同時に施行している。

(2) 企業所得税の改訂

2008年1月1日より新『企業所得税法』が施行され、中国の内資企業と外商投資企業に対する企業所得税の扱いが一本化されたのは既に周知の通りであるが、これに伴い、税関特殊監管区域内の外商投資企業に対する企業所得税上の優遇政策も撤廃されることとなった。これは、従来の税制では外資企業誘致促進の為、“開發區”にある外商投資企業に対し優遇税制が特別に許されていたものが、新税制下では、これまでの企業の立地による優遇という考え方を改め、今後は小規模低利益企業、インフラ産業やハイテク産業に従事する企業といった企業の性質によって優遇税制を実施するようになったためである。

具体的な事例を挙げれば、これまで各保税區に設立される生産型外商投資企業は基本税率33%のところ15%の低減税率を享受することができていた。また、上海外高橋保税區のように区内に設立されるサービス業の外商投資企業で一定条件を満たす(外国側投資が500万ドルを超え、経営期間が10年以上)ものに対しては、利益が計上された第1年目は免税、その後2年間は半減税という期間免減税を適用するケースもあった。しかし、これらは新税制の施行と共に今後は適用されないこととなったのである。

ただし、既に旧税法下において優遇税制を受けていた企業には移行措置があり、具体的には保税區で認められていた15%の優遇税率は下記【表11】の通り段階的に新税の基本税率である25%に引き上げられこととなっており、また期間免減税に関しては期間満了まで継続可能(未だ利益計上できておらず免減が始まっていない企業は2008年をその開始年度とする)となっている。

【表11】 企業所得税の段階的移行措置

従前の税率	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
税率が15%の企業	18%	20%	22%	24%	25%

〔『企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』(07年12月26日公布)に基づき当機構調査チーム作成〕

(3) 環境変化が意味すること

上記で述べた、対外貿易経営権や国内分銷権が広く対外開放されたこと、及び企業所得税の優遇税率が撤廃になったことという2つの環境変化は、保税區をはじめとする税関特殊監管区域にとって、いずれも外資企業を誘致する上でのセールスポイントの一部が消失したことを意味している。ただ、前者について言えば、保税區企業はその経営範囲に国内分銷活動を加えることによって、保税・非保税の両ビジネスをある意味大手を振ってできるようになったのであり、この点については保税ビジネスを直接行うことのできない区外企業に対して相対的な優位性が認められるということもできる。しかし、多くの企業にとって、保税區に進出しなければならないという必然性が低下したのは間違いのないところである。

中国当局にあっても、対外貿易経営権の開放から動き出す税関特殊監管区域(保税區)の相対的優位性の低下については、当時からある意味での危機感と議論を呼んだであろうことは想像に難くない。また、その議論の中から“機能拠点としての原点に立ち戻った位置付けの強化”、具体的には“港と一体となった国際的物流基地としての発展”という構想に基づく“区港連動”という方針が打ち出され、保税物流園區、保税港區といった区域が誕生する要素のひとつとなったのではないかと考えられる。

翻って今後の税関特殊監管区域を鑑みるに、この機能の強化・創出は今後の発展に欠くことのできない要素であり、産業の発展に伴い顕在化する機能需要を如何に的確に捉え制度化していくか、またこれにより潜在的な需要を如何に掘り起こしていくかというものが非常に大きな意味を持つであろうと思われる。

5. 税関特殊監管区域の今後

当機構調査チームは、今次調査の過程で保税エリアを主管する中央官庁即ち税関総署と直に接し、保税エリアの発展経緯についてヒアリングを行ったことは既に述べたが、加えて保税エリアの今後についても、改めて彼らの考え方を確認した。

ここでは、税関総署による税関特殊監管区域に関する今後の方針・当面の行動について報告する。

全保税エリアを機能総合型へ。保税區についても増値税即時還付実施を検討中。

税関総署の方針・行動を端的に表現すれば上記の通りとなる。

彼らの当面の目標としては、全ての税関特殊監管区域について保税港区や総合保税區のような保税物流・保税加工の両機能を備えた機能総合型エリアへと転換していきたいということであった。また、両保税機能とも備えているが、輸出時(国内一般地域からの入区時)における増値税即時還付が実現されていない保税區についても、増値税即時還付実施の方向で制度改革を検討しているとのことであった。

税関総署内部でも保税加工のみ、あるいは保税物流のみに特化したエリアは利便性が低いとの基本認識があり、今後新規に設立するエリアはいうまでもなく既存の特化型エリアについても、欠けている機能を付加したりエリアを統合することで機能総合化を図り、結果として保税物流、保税加工のどちらに力点を置くかは各エリアが所在する市場のニーズに委ねていくという。

実は、この機能総合化の考え方は、2005年11月に開催された全国輸出加工区工作会議において呉儀副首相(当時)が呼びかけた「功能整合政合疊加(機能を整合し、政策を重ね合わせる)」に符合するもので、これに基づく具体的な動きも既に着々と進んでいる。例を挙げれば、2007年に全国に先駆けて成立した「蘇州総合保税區」、また同年2月以来、選抜した7つの輸出加工区を対象に動き出した「輸出加工区に保税物流機能を付加する実験」がそれであり、それぞれ、前者はエリア(既存の保税物流中心 B 型と輸出加工区)統合の例、後者は機能付加の例に該当する。

尚、「輸出加工区に保税物流機能を付加する実験」とは以下のような内容のものであり、税関総署によれば、当該実験は成功裡に完了し、間もなく全国の輸出加工区へ展開される予定となっているとのことであった。

《輸出加工区に保税物流機能を付加する実験》

山東省煙台・陝西省西安・江蘇省昆山・浙江省寧波・上海市松江・北京市天竺・重慶の7つの輸出加工区を対象に行われた実験で、内容の骨子は以下の通りである。

(1) 関連法規

- ① 『輸出加工区における保税物流等機能拡張の実験の準備工作に関する文書』（署加函〔2006〕358号 2006年12月27日付）
- ② 『輸出加工区における保税物流機能拡張及び研究開発・検品・メンテナンス業務展開の実験の管理弁法』（署加函〔2007〕133号 2007年4月9日）
- ③ 『輸出加工区における保税物流機能拡張及び研究開発・検品・メンテナンス業務展開実験の関連問題に関する通知』（署加函〔2007〕168号 2007年4月19日）

(2) 具体的な内容

輸出加工区の“加工製造を主軸とし保税物流をその補助的機能とする”という機能ポジショニングに照らしながら、試験的に保税物流機能の拡張、研究開発、ハイテク・高付加価値製品の検品、国産の輸出製品に対するアフターサービスといった業務の展開を区内の生産型企業を中心に許容していくというもので、具体的には区内企業による以下の行為が認められた。

- ① 区内生産型企業が、生産活動・アフターサービス需要に基づいて未加工の貨物を国外または国内区外(その他保税エリアを含む；以下同じ)の関係する企業へと搬送すること。
- ② (省級の商務主管部門の許認可を経て)区内生産型企業が研究開発・検品・メンテナンス(※1)業務へと事業拡張すること。
(※1)製品を解体し再生することを目的としたメンテナンスは除く。
- ③ (省級の商務主管部門の許認可を経て)研究開発・検品・メンテナンス(※2)業務を行う企業を設立すること。(※2)※1に同じ。
- ④ 実験対象として選抜された物流倉庫企業が、区内の貨物を国外または国内区外の関係する企業へと搬送すること。

〔上記(1)関連法規②の規定に基づき記載〕

第2章 活用の現状に見る保税エリアへの考察・評価

1. 本章のはじめに

第1章では「保税エリアを理解する」と題して、保税エリアの沿革、機能・特徴、及び今後の方向性などについて俯瞰してきた。

続く本章では、当機構調査チームが現地訪問調査を通じて見聞きした日系企業による保税エリア活用の現状について報告すると共に、ここから考察した、中国保税エリアに対する企業側の立場から見た評価を試みたい。

については、第2章の具体的な内容に入る前に、ここでいくつかの前提につきお断りしておかなければならない。

まず、本章では保税エリアとは言いながら、保税監管場所(保税倉庫、輸出監管倉庫、保税物流中心A型・B型)には言及しておらず、専ら税関特殊監管区域に属する各エリアをその対象としている。これについては限られた現地訪問期間の中で調査を実行するにあたり、日系企業の活動が集中している、あるいは今後するであろうと思われるエリアを優先的に選択したことによる。

次に、今回の訪問調査における主目的は「現場では保税エリアをどのように活用し、そしてその活用にはどのようなメリット・課題があるのかを大きく捉える」ということに置かれている。その為、本報告の中で取り上げている内容、また課題の捉え方も若干断片的な部分があるのは否めないが、それでも本報告は現場に携る人々の生の声に基づいている分、保税エリア活用実態のある側面ではその本質を捉えることができたのではないかと信じるところである。

2. 保税エリア活用のメリット

(1) 総括

第1章で理解してきたように保税エリアは制度により構築された機能拠点であり、この機能を活用することで、日系企業をはじめとする活用者はそれぞれメリットを享受している。活用はビジネススキームという形で具現化されており様々に展開されているが、当該エリアの機能特性が“保税”である以上、いずれも“貨物”を介在した取引の連鎖という形となっている。



港湾貨物(上海外高橋保税園区)

後述する通り、保税エリアを活用して行われるビジネススキームは多岐に亘り、これに伴いメリットも様々である。しかし、敢えて大きく捉え一言で表出するならば、そのメリットとは物理的には遠い中国－外国間の距離を保税エリアの活用により実質的に近づけしめることができることであると言えよう。

一方、過去の経緯を振り返れば、加工貿易の管理高度化という特定の目的に特化して誕生した輸出加工区を除けば、保税エリア(税関特殊監管区域)は保税区、保税物流園区、保税港区／総合保税区と広がりを見せる中でその機能も拡充し、保税エリアの活用、即ちビジネススキームもますます拡大してきた。

尚、目下保税エリアは保税港区／総合保税区に至って輸出増値税即時還付の問題も解決した機能総合型保税区域として一応の完成度を見ているが、真の本格稼働はこれからという状況であり、今後の更なる活用の広がり期待したい。

(2) ビジネススキームのエッセンスとメリット

すでに述べた通り、当機構調査チームは各地の保税エリアを訪ねてその活用の現状につき調査を実施した。具体的には、保税エリアを活用したビジネスを展開している事業会社、そしてこれらの会社を顧客としサービスを提供している物流企業や銀行を訪問の上、保税エリアを活用して様々に展開されているビジネススキームを見聞してきた。そこで、現場で見聞きた実際のビジネススキームを改めて俯瞰し



物流企業の倉庫(上海外高橋保税物流園区)

てみると、これらにはある共通したエッセンスが存在することに気がついた。ついて

は、具体的なビジネススキーム事例を紹介する前に、まずこのエッセンスについて言及することとしたい。

当機構調査チームが考える、保税エリアを活用したビジネススキームのエッセンスとは、即ち“物流方向”と“物流付加価値”という2つの要素である。

この場合、“物流方向”とは貨物が保税エリアを介在してどこからどこへもたらされるのかという大きな流れの方向といった意味であり、各ビジネスの根本的な目的にひもづくものである。また、“物流付加価値”とは、貨物の流れが、単に右から左への輸送といったことには留まらず、これに加えて必ず付加される、ある“働き”を指しているのであって、まさにこれらこそが保税というプレミアムと結合してビジネス上のメリットを生み出しているのだと当機構調査チームは考えた。

また翻って考えれば、保税エリアの活用にあたっては、この“物流方向”と“物流付加価値”を様々に組み合わせることで、種々のビジネススキームの構築を行うことができるということである。

では、“物流方向”と“物流付加価値”、この2つの言葉に集約されるエッセンスの中身とは、具体的にどのようなものなのであろうか。今回、現地で見聞したビジネススキームから抽出した“物流方向”、“物流付加価値”それぞれの中身について列挙してみる。

① “物流方向”

具体的には下記に列挙した通りである。今回実際に見聞したビジネススキームについて言えば、いずれも以下に挙げた“物流方向”に該当する、もしくはこれらの“物流方向”の複合形であるということができるかと思われる。

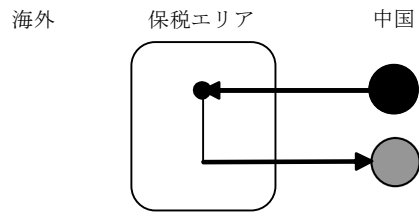
i) 海外由来貨物が中国へ(介在輸入)



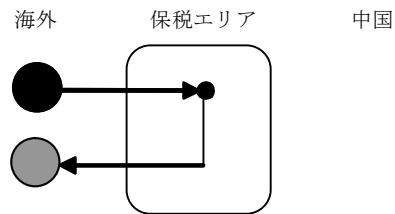
ii) 中国由来貨物が海外へ(介在輸出)



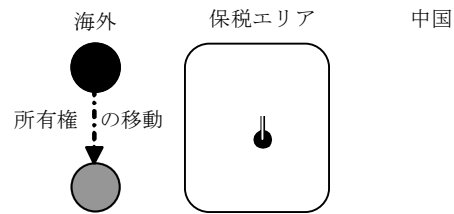
iii) 中国由来貨物が中国へ(擬制輸出入)



iv) 海外由来貨物が海外へ(中継貿易)



v) 貨物は移動しない(スイッチ貿易)

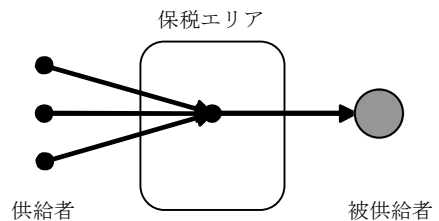


② “物流付加価値”

保税エリアを活用した各ビジネススキームに含まれている“物流付加価値”の内容を当機構調査チームは、それぞれ“集約”、“拡散”、“分割”、“非居住者による介在”、“加工”と名づけた。これら“付加価値”は往々にして複合した形でスキームに取り込まれており、保税というプレミアムと結合してそれぞれにビジネス上のメリットを生み出していると考えられる。

i) “集約”

ここでいう集約とは、複数品種の貨物が複数の場所から取り寄せられ、まとめられて保管、更には他所へ搬送されることである。

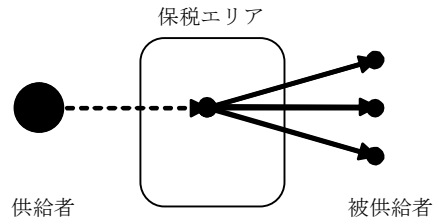


【メリットの例】

- ①(複数品種を保管するため)少量多品種の供給ができる。
- ②(まとめて配送するため)複数品種を混載し輸送のコストと時間効率を高めることができる。

ii) “拡散”

ここでいう拡散とは、まとめて搬入された貨物が広く複数の相手に分散して配送されることである。

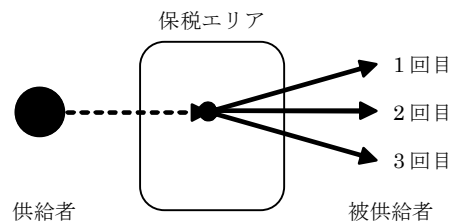


【メリットの例】

(供給者が非居住者の場合) 被供給者に近い場所(保税エリア)まで輸送効率の高い状態で輸送し、小口配送に対応することができる。

iii) “分割”

ここでいう分割とは、まとめて搬入された貨物が複数回に分けられて同一の相手に供給されることである。



【メリットの例】

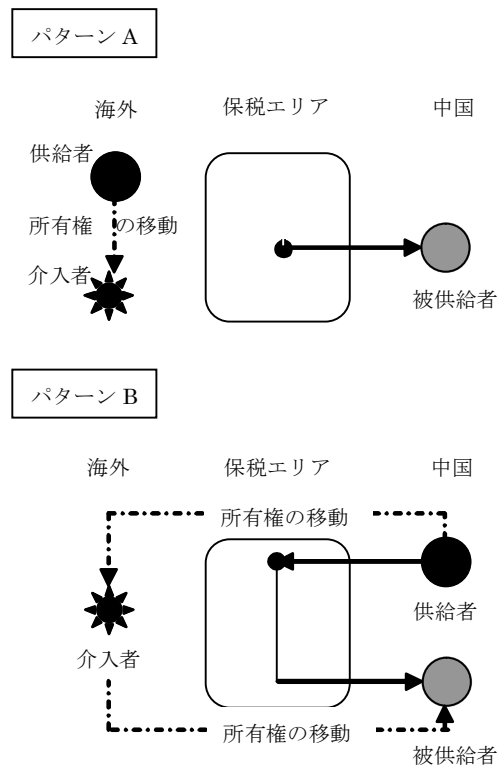
(供給者が非居住者の場合) 被供給者に近い場所まで輸送効率の高い状態で輸送し、必要な時に必要な分だけの配送(Just In Time 配送)に対応することができる(非供給者は都度関税と輸入増値税を払えばよくキャッシュフローに有利)。

iv) “非居住者による介入”

非居住者による介入には次の2つのパターンがある。

- A. 貨物は保税エリアに留め置かれたまま海外において非居住者が介入するパターン。
- B. 中国国内の取引に非居住者が介入するパターン。

尚、上記Aはとりも直さず保税エリアを利用したスイッチ貿易であり、上記Bは即ち輸出入の擬制である。この擬制輸出入により、非居住者は本来の国際間物流でかかる金銭的コストと輸送時間を大幅に削減した状態で貨物の所有権を獲得することができる。



できるのである。

【メリットの例】

- ①非居住者が介入できること自体がメリット。
- ②パターンBでは加工貿易における“香港一日遊”を代替できたり、国内貨物を輸入品化することで輸入品に対する各種優遇政策を享受することにつながられる。

v) “加工”

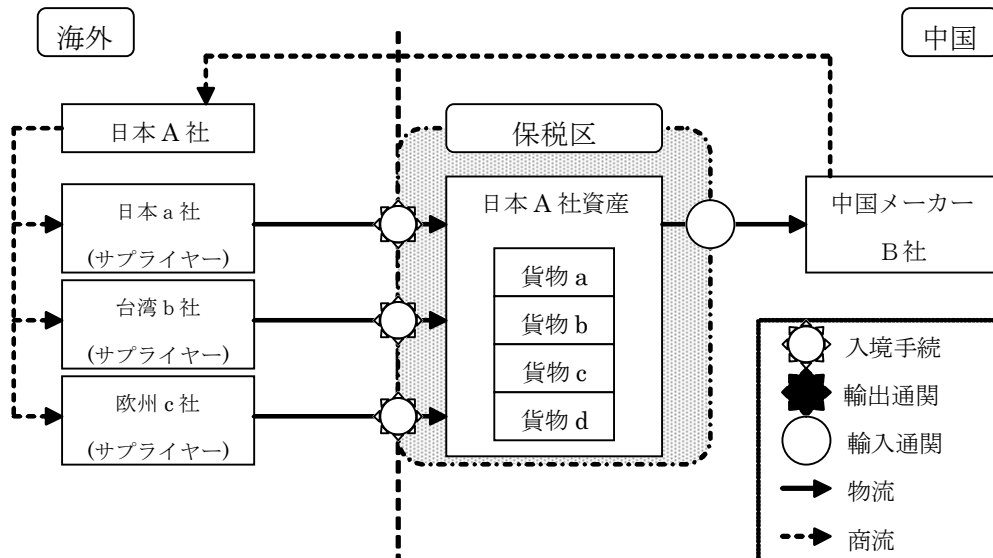
原材料に手に加えることによってより価値の高いものに変えることである。

(3) 具体的なビジネススキーム事例

①保税区内における事例

【事例1】 海外貨物を集約し、中国内顧客へ供給

日本商社A社は、保税区内の倉庫企業に委託し海外各国で調達した貨物を集約の上、顧客である中国メーカーB社へ供給。B社の使用する部品は多数あり、A社は各国から集荷した部品を、仕分けし組み立て易いセットに詰めなおして保管しておき、B社の計画・要請に基づき JIT(Just In Time) 配送を行っている。



《解説》

本件は、「海外由来貨物が中国へと供給される」という“物流方向”の下、“集約”、“分割”という“物流付加価値”を取り込んだ保税区の代表的なビジネススキーム

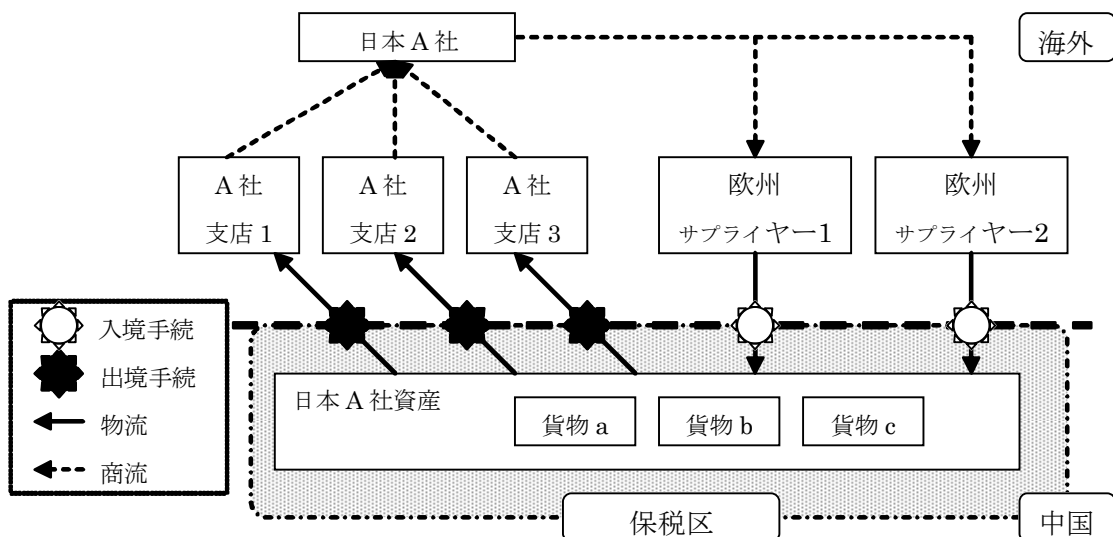
事例であり、見るべきポイントは以下の通りである。

- i) A 社は非居住者資産の保税蔵置が可能という保税エリアならではの特徴を活かし、顧客に近い場所で複数の自社貨物を保管、これにより JIT 配送実行の基盤を構築している。
- ii) 海外の各サプライヤーからは輸送効率の高いロットで保税エリアへの搬入を実行することで仕入コストの低減を図ることができる。
- iii) 顧客である B 社に対しては、B 社が必要なタイミングで必要な分だけ少量多品種で供給する(JIT 配送)を行うことで B 社の満足度を高めている。尚、JIT 配送を享受する B 社は、これにより在庫を極少化、更に言えば輸入時の諸税についても必要時に必要な支出だけすればよくなり、彼らのキャッシュフロー上大変有利である。

尚、当該事例の派生形として A 社が B 社のような顧客を複数抱え幅広く展開する(“拡散”)というケースもあり、また、現地に営業・連絡機能を付加する目的で保税区内企業(現地法人)を設立し、当該区内企業の販売事業にするという方法も有り得る。

【事例 2】 海外貨物を集約し、海外各社へ供給

日本の貿易会社 A 社は、欧州各国から調達した貨物を日本国内各地の支店に供給している。その際、欧州⇒日本の直接輸送コストが高額であることもあって、欧州からの貨物はすべて中国の保税區に搬入・保管し、各支店の需要に応じて必要な品種を積み合わせの上、当該保税區から出荷している。



《解説》

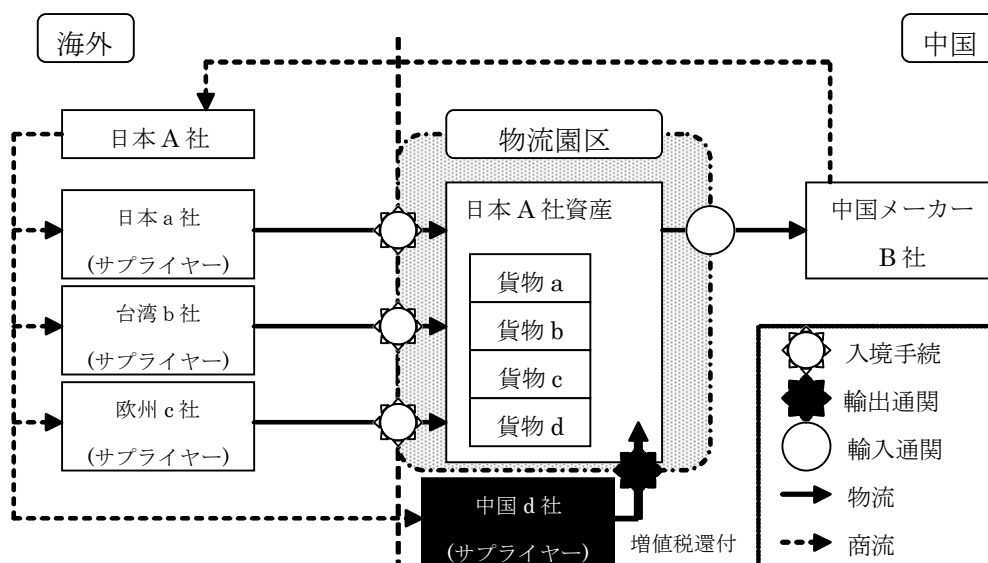
本件は、「海外由来貨物が海外へと供給される」という“物流方向”の下、“集約”、

“拡散”、“分散”といった“物流付加価値”を取り込んだビジネススキームの事例である。A社にとって、在庫の1カ所集中管理によって全社在庫を最適化、あるいは各支店への輸送効率を高く維持することは日本の倉庫を活用しても実現できることだが、本ケースでは、日本より保管料が安い中国保税区内に非居住者資産として貨物を保管し保管コストの低減を図っている。また、これにより貨物を日本各社へ配送する際に日本における輸入時の諸税を支出すればよく、この輸入時諸税支出の合理化は、A社のキャッシュフロー改善に大きく寄与している。

②物流園区における事例

【事例3】中国・海外の貨物を集約し、中国国内への供給

日本商社A社は、物流園区内の倉庫企業に委託し海外及び中国で調達した貨物を集約の上、顧客である中国メーカーB社へ供給。B社の使用する部品は多数あり、A社は各国から集荷した部品を、B社の要請に基づき仕分・積み合わせの上、JIT配送を行っている。



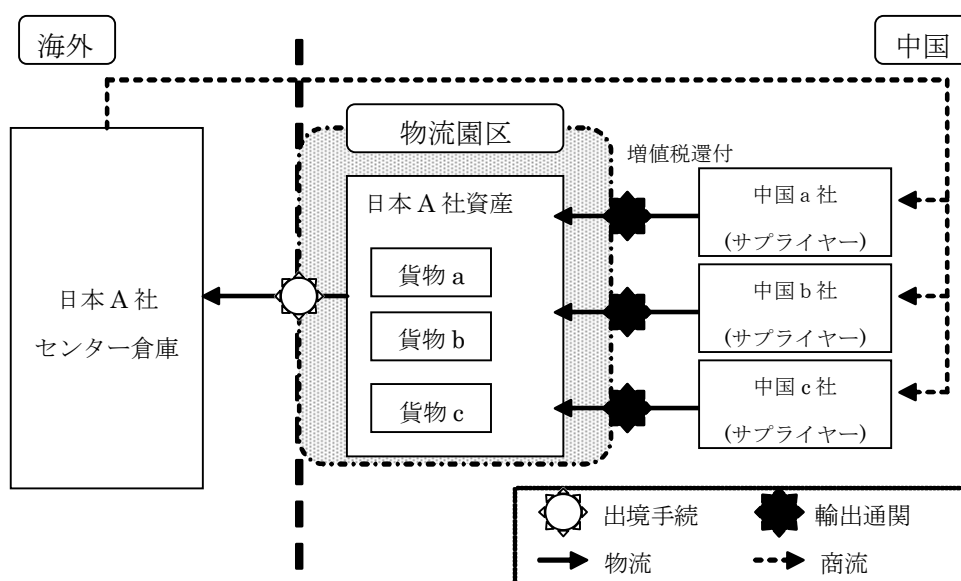
《解説》

本件は、「海外由来貨物が中国に供給される」、「中国由来貨物が中国へ供給される」という2つの“物流方向”の複合形であり、基本的なメリットは前述の保税区内における【事例1】ケースと変わらないが、本ケースでは、A社が中国d社の貨物を一旦買い上げた後、中国B社へ販売するという“非居住者の介入”が行われている点で大きく異なる。輸出時の増値税即時還付が実現されていない保税区内に対し、

物流園區ではこれが実現されており本ケースのように「中国由来貨物が中国へ供給される(輸出入の擬制)」という“物流方向”が可能になった。

【事例 4】 中国の貨物を集約し、海外へ供給

日本の服飾小売チェーン店A社は、物流園區の倉庫企業に委託して中国各地で調達する多種多様な製品を集荷・保管。各店舗の社内注文をとりまとめ、都度製品の構成を変えてコンテナに積み合わせ、日本のセンター倉庫へ取り寄せている。



《解説》

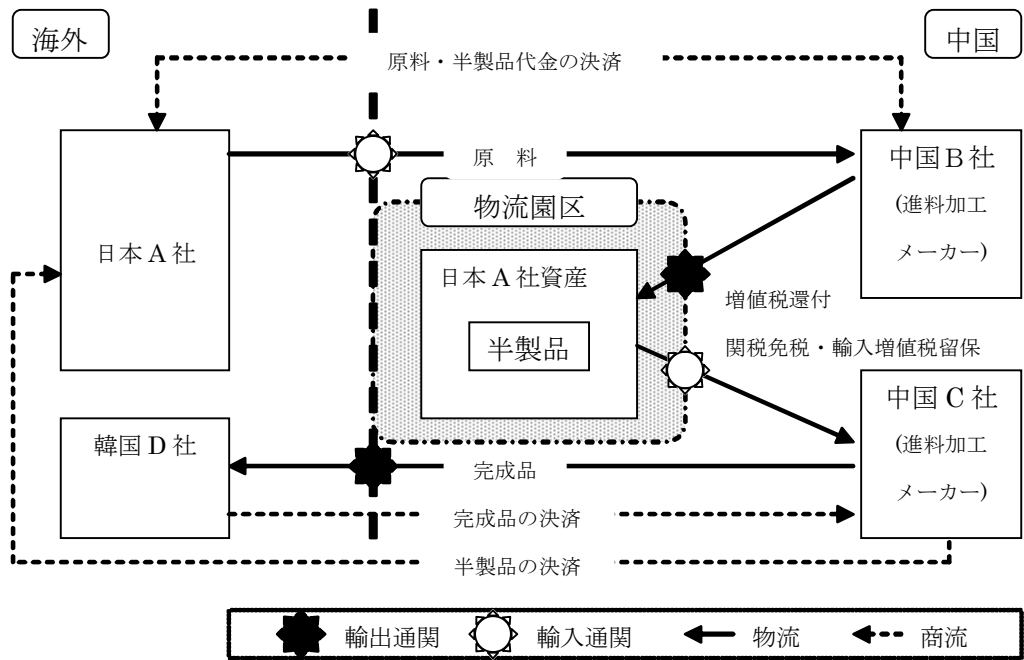
本件は、「中国由来貨物が海外へ供給される」という“物流方向”に“集約”という“物流付加価値”を取り込んだビジネススキームの典型例であり、バイヤーズ・コンソリデーションと呼ばれる。

A社では、保税エリアで非居住者資産の保税蔵置が可能であることを活用し、供給地により近く立地した日本センター倉庫の補助倉庫として在庫調整機能を担わせ、日本へは適時必要分のみを搬送することによって日本での輸入時諸税支払いの制御ができています。また、“集約”により多岐に亘る品種を取扱いながらもコンテナの積載コントロールが可能で高い輸送効率が実現されている。

尚、物流園區を活用したこのようなスキームの場合、サプライヤーは貨物を園區に入区と同時に輸出に伴う増値税還付を享受できることから、即時還付が実現されていない保税区とは異なり、サプライヤーから歓迎され易い。

【事例5】保税工業連鎖への対応(輸出入の擬制)

中国企業 B 社は日本企業 A 社と進料加工契約を締結し A 社から原材料を買い入れると共に加工半製品を再び A 社へ再販売しているが、貨物は物流園區に搬入している。A 社はこの半製品を更に進料加工契約の下で中国企業 C 社へ供給し、C 社はこれを加工して完成した製品を韓国の D 社へ販売している。



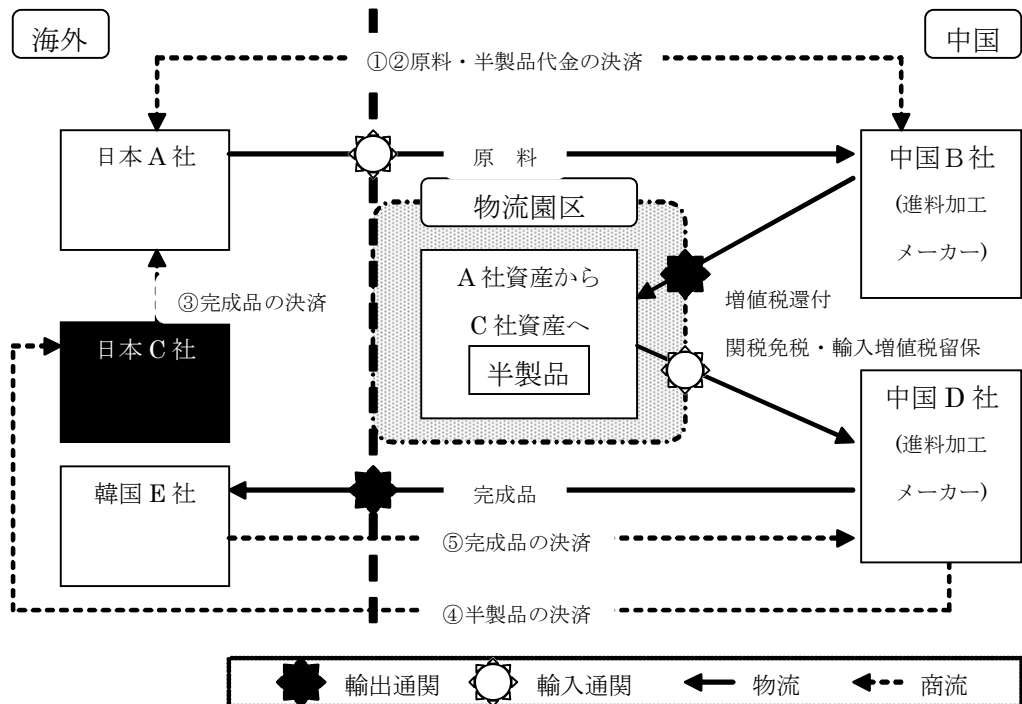
《解説》

本件は、「中国由来貨物が中国へ供給される」という“物流方向”の中で、非居住者企業が“介入”しているビジネススキームのひとつの典型だが、特にA社-B社間、A社-C社-D社間という2つの進料加工貿易を結びつけ、保税工業連鎖を構築しているケースである。2つの加工貿易を連鎖させる手法にはこの他にも転廠(深加工結転)制度があるが、手続きが煩雑であるなどの理由でこれを回避し、本ビジネススキームが数多く行われているという状況がある。

尚、本ケースの派生形として、更にもう1つの非居住者企業が“介入”するパターンもある。具体的には【事例6】の内容がそれであり、ビジネススキーム全体、即ち一連の保税工業連鎖を日本の商社などが取り仕切っている場合に採られることが多いスキームである。

【事例6】複数の非居住者が“介入”する保税工業連鎖への対応

日本商社 C 社の関連企業、日本 A 社は進料加工契約に基づき、中国企業 B 社へ原材料を販売すると共に同社加工済みの半製品を購入しているが貨物は物流園区渡しとしている。更に A 社は C 社に対して当該物流園区渡しでこの半製品を販売し、C 社は中国企業 D 社との進料加工契約に従い同半製品を供給、D 社はこれを加工して完成品とした後、韓国の E 社向けに輸出している。



《解説》

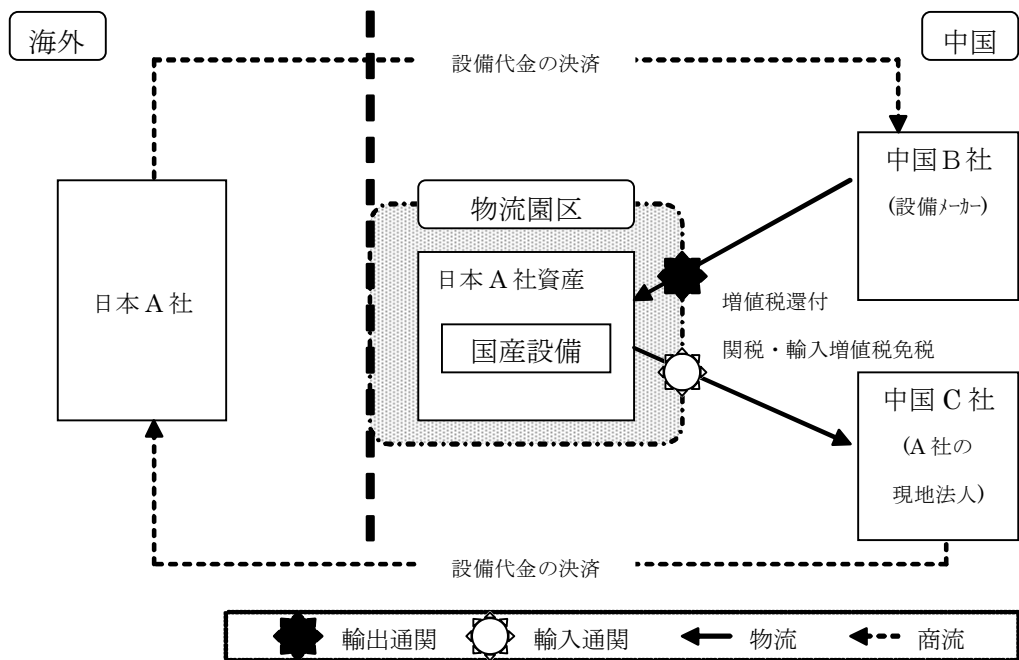
本件は、2つの進料加工スキームを連鎖させ保税工業連鎖を構成している点では前出の【事例5】と同様だが、その一連のスキームの過程で非居住者であるC社が“介入”し売買差益を獲得している点に注目されたい。

これは、貨物は保税エリアを離れず、海外における非居住者間でその所有権だけを移動させるというスイッチ貿易の手法を活用したものであり、本件のようなビジネススキームは、介入者(本件ではC社)が、ビジネススキーム中のプレイヤーに対し一定の支配力を有している、または【事例5】の解説で述べた通り、スキーム全体のコーディネーターである場合に採られることが多い。

尚、本件におけるA社-C社間の取引のようにスイッチ貿易を経て保税エリアの保管貨物の所有者が変わった場合には、貨物を預託している保税エリア内の倉庫企業とは新しい当事者間で貨物預託契約を結び直す必要がある。これはC社から半製品を購入するD社がC社に外貨送金を行う際に貨物が確かにC社(送金先)のものであることを証明するエビデンスとなるので注意を要する。

【事例7】国産貨物の輸入品化による免税優遇措置の享受(輸出入の擬制)

日本 A 社は中国に現地法人 C 社を新設したが、C 社の事業は奨励類にあたり、設備輸入の免税枠を有している。C 社は調達する設備の内の幾つかは中国製を採用したが、これについても設備輸入の免税枠を活用すべく、中国設備メーカー B 社からは一度非居住者である A 社に対し物流園区渡しにて販売させ、改めて A 社から C 社へ再輸入することで当該設備も輸入設備扱いを受け、免税枠の適用を実現することができた。



《解説》

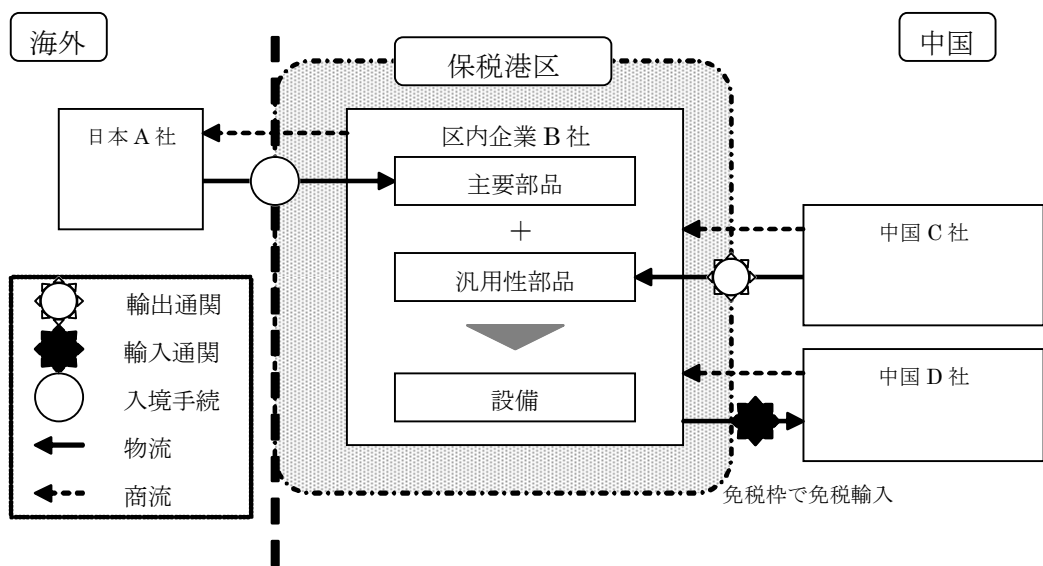
これも非居住者が“介入”して輸出入の擬制を行い“中国由来貨物が中国へ供給される”ビジネススキームの一例であるが、本件の目的は中国産設備を上記の擬制輸出入を通じて輸入設備化するところであり、実際、設備の輸入者が設備免税枠を有している前提では、このように本来国産品であったものが輸入品化されたものであったとしても当該免税枠の適用を受けることができる。

尚、中国当局は外商投資企業による国産設備使用を奨励しており、諸条件を満たしている場合、本件の如く輸入品化を行わずとも国内で国産設備を購入し使用する際には、審査の上で購入時にかかる増値税の還付を受けることができるとしている(『外商投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付管理試行弁法』国税発[2006]111号)。ただし、輸入設備が免税であるのに対し還付であるため一度は納税する必要があり、輸入設備化して免税適用を受ける方がキャッシュフロー上有利であると言えると思われる。

③保税港区／総合保税区における事例

【事例 8】 輸入部品と国産部品を組み立てて輸入設備として免税枠を活用。

日本の設備メーカーA社は中国保税港区に区内生産型企业B社を設立した。B社は設備部品のうち、設備機能を担保する主要部分はA社から輸入するが、外枠など汎用部品は区外の中国企業C社から調達し、区内で両者を組み立て製品化の上、区外の需要家D社へ販売した。尚、D社は輸入設備の免税枠を持っており当該製品(設備)を輸入にあたってはその免税枠の行使を行えた。



《解説》

本事例は、保税港区の特徴を活かし、“擬制輸出入”と物流園区ではできない“加工”を組み合わせている点がポイントである。

【事例 7】の輸入設備免税枠の活用事例の派生形とも言えるが、設備機能を構成する主要部品は海外製品を用い、その他の汎用性部品は安価な国産品を使うことで設備全体のコストそのものを下げたいという事例である。設備設備の免税枠適用が認められるためには、設備として主たる機能を保持していなければならない。当該国産部品のように単体としては機能を有していない部品はこれを個別に擬制輸出入し輸入部品として免税の対象とはならない。そこで、海外から輸入した主要部品と国内から搬入した汎用性部品を保税港区で組立て、一つの製品とすることで国産部品を含めた設備全体に対して輸入免税枠の適用を図ったものである。

【事例9】アフターサービス(メンテナンス)

日本の家電メーカーA社は、その中国現地法人(生産型企业)が生産し、世界各国に販売した製品のアフターサービス(メンテナンス)センターを保税港区に設けており、ここには世界各国に輸出した製品で修理の必要が生じたものが、各国の販売代理店を通じて送られてくることになっている。当該センターには中国国内外から調達した修理用部品がストックされており、送られてきた故障品は適宜これらを使用してメンテナンスされ、再び各国へと返送される。

《解説》

輸出国産製品のアフターサービスメンテナンスは目下、保税港区とこれに準ずる総合保税区のみで行うことのできる業務(※)で、仮に一般地域(非保税区)でこれを行えば発生するであろう、故障品が修理のために再輸入されてくる際に諸税がかかる、中古機電に相当するため厳格な管理・輸入手続きが必要になるといった不具合の心配もない。

尚、アフターサービスメンテナンスの対象はあくまでも中国で生産され、国外へ輸出された国産設備であって、他国で生産した製品を対象とすることはできない。また、修理の結果、不要となった交換済み部品は必ず国外へ搬出しなければならない。

(※)保税物流園区にもメンテナンス業務が認められているが、これはメンテナンスが事業目的になるという意味ではなく、区内に搬入された貨物(国外から搬入されたものに限定)に偶発的にメンテナンスが必要となった場合に国外から調達した部品のみを使用しこれに対応することができるといったものである。

(4) 保税エリアの発展に伴うビジネススキームの広がり

上記では、各種保税エリア別に具体的なビジネススキームにつき見てきたが、各種保税エリアと“物流方向”の対応を整理しまとめたのが次頁【表12】である。ここから保税エリアの発展(各種エリアの登場年)に伴い、“物流方向”も段階的に広がってきたことが見てとれる。尚、輸出加工区については、その設立のねらいが加工貿易の集中管理及び管理高度化であり、他と性質が異なるため別枠に表記した。

具体的な“物流方向”の広がりとしては、保税物流園区の登場により輸出増値税即時還付がネックとなる“介在輸出”や“擬制輸出入”が可能となり、さらに当時の税区では認められなかった非居住者所有区内保管貨物の所有権移転が許容され、“スイッチ

貿易”も可能となった。また、保税港区/総合保税区の登場により物流園区で完成させた“物流方向”に更に加工という“物流付加価値”が加えられるようになっている。

また、保税港区/総合保税区では、機電製品のうちの輸出国産品に限定という形ではあるが、従来の保税エリアには認められていなかったアフターサービスメンテナンスが認められるなど機能の拡充が進んだ。

尚、これまで各エリアで個別に規定されていた外為管理については『保税監督管理区域外貨管理弁法』(2007年10月施行)の制定により扱いが統一され、副次的効果として保税区のスイッチ貿易が認められることとなっている。

【表 12】 保税エリアの多様化に伴うビジネススキームの広がり

“物流方向” 登場年と名称	保税物流					保税加工		
	介在輸 入	中継 貿易	介在輸 出	擬制 輸出入	スイッチ 貿易	介在輸 入 +加工	介在輸 出 +加工	擬制 輸出入 +加工
1991 保税区	○	○	△	×	○(*)	○	△	×
2004 物流園区	○	○	○	○	○	×	×	×
2005 保税港区	○	○	○	○	○	○	○	○
2007 総合保税区	○	○	○	○	○	○	○	○

2000 輸出加工区	×	×	×	×	×	×	○	×
------------	---	---	---	---	---	---	---	---

○：問題なく実施可。 △：増値税即時還付不可のためデメリットあり。×：不可。

(*)成立当時には不可能であったが、『保税監督管理区域外貨管理弁法』(2007年10月施行)により可能となった。

[当機構調査チーム作成]

3. 保税エリア活用の課題

(1)総括

保税エリアの活用には多くのメリットがあることはこれまで見てきた通りであるが、その一方で課題もまた少なからず存在するようである。個々の課題やトラブルの原因は必ずしも大きく深刻な問題として捉えられるものばかりではなく、得てして細ごまとしたものであることが多いようであるが、特殊地域であるが故に法規制の運用における一般地域との違い、或いは同じく保税エリアであっても地域間での違いが各所に存在するなど目配りをしなければならぬ範囲は広い。

また、保税エリアにおける特徴的な留意点・トラブルのポイントとしては以下のようなものがあるように思われた。

- ① 保税エリアにおけるビジネスについてはその特性上、決済時の入金・送金をはじめとする外貨の管理には特に留意が必要である。保税エリア活用者にとっては中国の外為管理制度の大枠はしっかりと理解した上で個別具体的な問題については逐次相談できるよきブレイン(相談相手)を持つておくことが望ましい。
- ② 特に区内貿易型企業や商業型企業など、国内分銷権も獲得して、保税區を介在させた輸出入と国内一般区における分銷(仕入れ卸売)活動という“二足のわらじ”をはく企業は、自らが行う各ビジネスはどちらのわらじを履いておこなうべきなのか、従ってどのような対応が必要なのかをよく整理して、それぞれのビジネスに従事する必要がある。
- ③ 保税エリア内の税関監督対象貨物(保税貨物)における在庫数誤差や廃棄対象品の発生、価格の変動など実際にビジネスを行う上ではどうしても発生しがちな、これらの問題では行政側にとっても一律管理は難しく往々にして不合理な矛盾が発生する傾向がある。

(2)活用者(企業)側の課題 ～躓きとその教訓

保税エリアの活用方法、即ちビジネススキームが多岐に亘っている分、保税エリア活用に際しての各局面で知っておくべきこと、留意しておかなければならないことも非常に多く、往々にして躓いて初めて気がつくといったことも起こりがちである。

前述の通り、今回当機構調査チームは中国現地にて保税エリアを活用する多くの方々の多大なご協力を頂き、現場の状況につきヒアリングを行うことができたのであ



ヒアリング風景(写真と本文内容は無関係)

るが、その内容にはこうしたある意味での苦労話も多く含まれていた。

そこで、ここでは現場で知ることのできた“蹟きの事例とその教訓”について、特に印象深いものを紹介することとしたい。



ヒアリング風景その2(写真と本文は無関係)

【事例1】決済(外貨送金)時の提出資料

ある保税区内の日系商業型企業X社は、日本企業Y社から製品を購入し国内企業Z社へ転売した。ただし、その際、その製品の受渡し自体は保税区のX社を経由せず、Y社からZ社へと直接受け渡され、Z社からX社、X社からY社への支払いは外貨にて行うこととしていた。

その後、製品は順調にY社からZ社に渡り、決済条件に従ってX社も無事Z社からの外貨送金を受けたが、X社がY社への外貨送金を行うべく取引銀行に依頼に行ったところで問題が発覚した。取引銀行はX社に対して、X社が本来Z社から入手しておくべき当該取引に係る「電子底帳」という書類の提出を求めたのだがX社はこれをY社から受け取っていないのである。X社は慌ててY社へ問合せたがY社もこれを持っておらず、X社の再三に亘る依頼でY社が重い腰を上げて調べた結果、本来、Y社がX社に外貨を送金した際にY社が起用した地場取引銀行がこの「電子底帳」を発行してY社に渡しておくべきところ、当該地場銀行のミスもしくは怠慢によりこれが行われていなかったということがわかった。

《教訓》

中国の外為管理制度には「核銷手続き」が定められており、貨物代金決済に係る外貨の入金・送金に対しては、外為管理局もしくは銀行が通関申告書などをはじめとする資料をエビデンスとして用い、“当該取引の真実性”を確認することとなっている。従って、エビデンスと一致しない、あるいはエビデンスが提示できない外貨取引貨物についてはその決済を行うことはできない。

また、中国では一部加工貿易の決済を除けば相殺行為も禁じられているため、外貨建ての商取引とその決済行為(入金もしくは送金)は1対1の対応を守る必要があり、加えて外貨立替払いや為替変動を利用した鞘取引行為なども厳格に禁じられているため、入金・送金時に提示が必要なエビデンスもこれらを踏まえたものが求められることになる。

上記の事例では決済の順序が重要となっており、商流上の取引がY社⇒X社⇒Z社という形となっていることから、その決済もZ社⇒X社⇒Y社の順で行われなけ

ればならず、Z社がX社に外貨を送金済みであるというエビデンス、即ち「電子底帳」の提示が求められているという訳である。

このように、ビジネススキームが複雑になるほど、特に本ケースのように商流と物流の流れが一致していない場合には、外貨決済時の手続きへの目配りが非常に重要となってくるため、活用にあっては注意を要するところである。

尚、外貨決済の可否や提示すべきエビデンスに係る原則については、『保税監督管理区域外貨管理弁法』及び『保税監督管理区域の外貨管理弁法操作規定』に定められており、更に言えば実際の手続き窓口を担う銀行では求めに応じて情報を提供してくれるため、新規のスキームを稼働させる際には事前の確認を行っておくことが肝要である。

【事例 2】保税エリア出区時の申告価格

ある保税区内の日系貿易企業X社は、その親会社である日本企業から製品を仕入れ、保税区内倉庫で保税保管しながら、逐次中国一般地域の顧客へと販売を行っていた。ところが、中国国内の市況が大きく変化し当該製品の市場価格が急落してしまっただけでなく、仕入れを下回る価格で顧客に処分販売を行おうとしたところ、その出荷時の通関手続きの際、税関から



保税区倉庫内の様子(写真と本文は無関係)

入境時(保税区分入時)の申告価格を下回る価格では、保税区分から出区させることは認められないとして通関を差し止められてしまった。

《教訓》

貨物が保税エリアを入出区する時には必ず通関或いは手続きをすることとなり、この際、貨物の価格を都度申告する必要があるが、これに関しては「出区する貨物の申告価格は入区時より高いか、少なくとも同じでなければならない。」という原則がある。これは、「正常な商取引では商品売買の際には必ず利潤を伴うもので、売値が仕入値より下回ることとはあり得ない。」(『税関の輸出入貨物課税価格査定弁法』第 29 条)という、ある意味至極自然な解釈に基づくものであるが、実際のビジネスシーンでは、本ケースのように市況変動その他の理由でやむなく商品を仕入値より安く販売することを余儀なくされることがあり、企業が対応に苦慮する場面が見られる。

各地の保税区分管理委員会や税関に、本件に対する見解を求めると、まず「この原則は堅持すべきものである」とする一方、「合理的な理由とそれを証明する事実が文書

で示されれば特別に許可することもある。」ということであった。実際に「特別に許可」された実例もあるということで、当機構調査チームではその内容にもあたってみたが、その内容とは、保税区分区時の入国手続きの際に、実務の便宜上 HS コードが同一で規格が異なる製品については、まとめてその平均単価で価格申告を行っていたところ、出荷時にはその製品構成が変わってしまい、且つ入区時と同じく平均単価を以って申告価格としていたため、結果的に出区時の申告価格が入区時の申告価格を上回っていたといったケースで、これについては書面による説明で税関の承認を得ることができたというものであった。しかしながら、これなどはもっともわかりやすいケースであり、本事例のように市況変化による市場価格急落などといった場合については必ずしも税関の納得を得ることができるとは限らないことは念頭においておく必要があるかと思われる。

尚、本件について少なくとも保税区内に在庫を長期滞留させることを回避したい場合の対応策について経験豊富な物流業者に問合せしてみたところ、大幅なコスト増は余儀なくされるが、日本の親会社に返品をするか、日本の親会社を含む海外の企業に買い上げてもらって一度保税区分から海外へ出区させ、改めて新規の価格で入区、その後中国国内一般顧客に販売とするというのが妥当であろうとのことであった。

【事例 3】保税区分市場と国内分銷権

上海外高橋保税区内の日系貿易企業 X 社は、1999 年以来、同保税区内の交易市場を活用して、自らが海外から仕入れた製品を国内一般区の顧客に対して販売していた。ところが 2007 年の過日、工商管理局から経営範囲を超えた業務を行っているとの理由で摘発され、国内販売売上代金の没収、罰金などの処罰を受けた。

《教訓》

2004 年 6 月から『外商投資商業分野管理弁法』（以下、『8 号令』）が施行されることによって外国資本独資による国内分銷活動を行う企業(商業企業)の設立及び既存の生産型企業が自らの経営範囲に国内分銷活動を追加することも認め、その延長線上で、2005 年 7 月に『保税区分及び物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』（以下『76 号令』）が発せられ同時に施行された結果、保税区分及び物流園区の区内企業が国内における分銷活動(国内販売活動)を行うにあたっては『8 号令』に基づき、その経営範囲に国内分銷活動を加える必要があることが明確にされたのは第 1 章で述べている通りである。

実際、大方の保税区内企業はこの一連の法整備の後、経営範囲に適切な追加を行い、国内分銷権を得た上で区外企業との取引を行っているのだが、本事例のように一部企業の中には適切な対応をとらず、交易市場を活用した旧来のスキームで区外企業との取引を行っているところも残っているようで、ここ数年来、これらの企業

に対して工商管理局が経営範囲を逸脱した行為といったかどで摘発し処罰を与えるといった例が散発している。

『76 号令』では「上記の権限(貿易権及び分銷権)を取得した企業及び企業は法に従い国内の区外企業及び個人(貿易権を取得していない企業及び個人を含む)と貿易活動ができる」と規定しており、工商管理局の上記の振る舞いは、『76 号令』を逆に読めば、貿易権と国内分銷権を持たない保税區企業は区外企業との取引が認められないという判断に基づいてのものであると思われる。

交易市場の位置づけの曖昧さは残るものの、全国的な法律において国内販売を行う際には国内分銷権を持つことが義務付けられていることを考慮すれば、やはり保税區企業が国内での販売行為に従事する場合には、適切に経営範囲拡大を実行し国内分銷権を持つことが必要であると考えられる。また一方で交易市場を運営する外高橋保税區においては区内企業に対するより積極的な指導を望みたいところである。

【事例 4】保税区内貿易型企業の区外営業拠点

ある保税區(上海ではない)の区内貿易型企業は、市街地に区外連絡事務所を設置して営業的な行為に従事している。2006 年以降、外商投資企業の連絡事務所はその設置や継続に際して、今後当局への登記届け出の必要がなくなったが、それに伴い連絡事務所が現地職員の雇用の契約当事者になれなくなるなどいくつかの不具合も発生すると聞いている。現在は前回の連絡事務所の登記有効期間内であるので問題はないが、次に更新時期を迎えた時にはどう対応すればいいのか困惑している。

《教訓》

不明な点については、行政当局や有識者に尋ねればよいのだが、この極めて初歩的な動きが種々の原因により時としてとれないことがあり、時間の経過につれて大きなリスクに繋がってしまうこともある。

2006 年 1 月 1 日施行の 2005 年改正『公司法』と『公司登記管理条例』により、これまで必要とされてきた外商投資企業の連絡事務所の工商登記を規定する条文がなくなり、外商投資企業は連絡事務所の登記が不要となったが、一方でこれにより、連絡事務所名義では、職員の就業証・外国人居留証など工商管理局所管以外の諸手続には対処できなくなるという、ある意味での不具合も出てくることとなった。また、更に重要なのは連絡事務所では営業に準じ



市街中心地の風景

る行為は一層厳格に取締りを受けるようになったことで、事例に登場するような保税區企業の区外連絡事務所は、これまでは営業的な行為がある意味で黙認されていたのであるが、今後は摘発の対象となりかねない。

上海市の外高橋保税區では『外高橋保税區工商管理の若干の問題に関する通達』第2条で保税區内企業に対し保税區外公司の設立を認めることで、連絡事務所を閉鎖して別途分公司を設立するという指導を打ち出しているが、その他の保税區では上海市のような直接的な規定がなく、また中央法規にも特に保税區企業の区外分公司設立に言及したものも存在しないため、却ってその他の保税區的区内企業の分公司設立可否については曖昧な印象が強かった。

そこで当機構調査チームは改めて外高橋保税區を除く幾つかの保税區に確認をしたところ、保税區企業の区外分公司については『公司法』第14条(※)を根拠として設立が可能であるとの回答を得た。

(※)『公司法』第14条

「公司是分公司を設立することができる。分公司を設立するには、公司登記機關への登記申請を行い、營業許可証を受領しなければならない。分公司は企業法人の資格を持たず、その民事責任は公司が負う。(以下略)」

【事例5】保税區商業企業の取引に対する増値税課税

X社は、国内分銷権も持つ、ある保税區内の日系商業型企業であるが、海外企業Y社から製品を仕入れ、国内一般区の生産型企業Z社に卸売するという事業に従事していた。また、その際採られていたスキームは以下の通りであった。

- ① X社とZ社は互いに遠隔地に所在しており、一度X社の所在する保税區に貨物を搬入するとZ社までの物流コストがかさむことが懸念されたため、3社協議の上、貨物はY社より直接Z社最寄の港に運び、そこ(国内一般地域)で通関を行うこととしていた。
- ② 通関申告書類は2種類、即ちY社－X社間取引に対応した書類とX社－Z社間の取引に対応した書類を用意し、2つの通関手続を立て続けに行い、輸入増値税についてはZ社がX社からの売価を基準に計算された額を納付していた。

この取引は従来から行ってきたが、実際に貨物を保税區に搬入してその後区外企業へ販売するという本来通常取引と同じように、保税區内企業を経由する売買においては増値税は課せられないという前提から、Y社へ販売するに際しての増値税をX社自ら税務局に納めるといったことは発生していなかった。

ところが、最近、税務局から当該取引は物理的に保税區を通してない為、X社

は保税区企業として当該取引に従事しているとはみなされず、当該取引は国内分銷権に則った国内一般区における企業間取引であるとの考え方を示され、更にはX社に対して増値税を納付するよう指導されてしまった。

その結果、X社はそもそもY社からの仕入れ時には増値税を支払っていないため、仕入増値税控除もできず、更にはZ社が輸入通関時にすでに別途X社からの売価に基づく輸入増値税を納付済みのため、Z社に対して価格転嫁し増値税納付相当額を回収することができず、ただ税務当局のみが増値税を二重で徴収するという形となってしまう。

《教訓》

本ケースは、結果的に税務当局が増値税を二重徴収するという形とはなっているが、理論的には税務当局の見解がある意味での正当性があると言わざるを得ない。保税区企業が保税区以外の一般地域で仕入再販行為を行う場合には、区外企業に準ずる扱いを受け、その取引には増値税が課税される。

結論として、この取引についてX社が取るべき対応は以下のいずれかの通り、本来あるべき自然な形とすることである。そうすることで税務当局が二重徴収する結果となった部分のみが解消され、X社の増値税コストは問題なくZ社に転嫁され、Z社としても現行の増値税納付額が増えるということは発生しない。また、特に後者を選択すれば、そもそも意図していたX社－Z社間の物流コストの低減も現行通行うこともできる。

- ① X社はY社より保税区内で貨物を受け取り正式な保税区内貨物とした後、Z社は保税区内での輸入通関手続きを経て貨物を引き取る。
- ② X社はZ社最寄の港で輸入当事者となってフォワーダーを起用するなどして一般貿易としての輸入通関を行って輸入増値税も支払う。その後、Y社に対して、増値税付きで製品の販売を行う。

おそらく、本事例は未だ『8 号令』や『76 号令』といった区内企業による国内分銷行為に関する法整備がなされていない時期からある意味での便法として慣習的に行われてきた取引ではないかと思われる。しかしながら、上記法令により法的環境も整備された現在、保税区企業が販売行為を行うに際しては、保税区企業としての保税区内取引なのか、国内分銷権に基づく国内分銷行為なのかを意識して適切な形をとる必要がある。

【事例 6】地域間の運用ルール格差

天津物流園區では、一般の保税物流園區とは異なり、保税区と同様に貨物を区内に搬入した後に通関手続きを行う<先搬入後通関>という運用がなされている。一方で、大連市の大窯湾保税港区では、一般の保税物流園區同様、事前に通関手続きを要求し、手続きが完了した貨物だけを保税港区内に搬入する仕組みをとっている。



貨物を搬入するトラック(写真と本文は無関係)

天津市のある一般区企業 X 社は、大窯湾保税港区にある顧客に商品を届けるにあたり、大窯湾保税港区のルールを知らず、配送する前に物流企業に連絡し通関手続きをしてもらおうことを怠った。その結果、大窯湾保税港区に配送された貨物は通関書類がないため保税港区に搬入することができず、連絡を聞いた物流企業担当者が慌てて駆けつけるまで、保税港区の門の外でトラックに載せられたまま滞留することになってしまった。

《教訓》

本事例は非常に初歩的なミスではあるが、ある意味で中国保税エリアの地域色がよく表わされた一例である。

税関総署にこの通関手順の地域格差について確認したところ、保税エリアへの貨物搬入と通関の手順については、原則としての目安(保税区は先搬入後通関、他は先通関後搬入)はあるが、適切な管理が行えているということが重要で具体的なオペレーションは各地に一任されているということであった。



保税物流園區ゲートでの手続の様子

新規の保税エリアを活用する際には、これに代表されるような地域特性には注意を払い、小さなことでも事前に有識者への確認を行っておくことが肝要である。

(3)行政側の課題 ～中国当局に対処を求めたい事例

現場で保税エリアを活用する方々の苦労話の中には、活用者、即ち企業側が留意するだけでは解決には繋がらず、中国当局の対処が必要な必要な課題も含まれていた。行政側の課題と題し、その事例を以下の通り報告する。

【事例 7】 税関が管理する保税貨物在庫データの非開示問題（上海市）

税関は全国の通関情况及び保税貨物在庫の管理について EDI (Electronic Data Interchange) システムの採用を進めており、保税貨物の在庫管理が必要な区内企業は同システムを導入し、税関のデータベースを共有している。核銷に際しては税関と企業はこのデータベースに基づき保税貨物在庫の確認を行うが、その際に認識の不一致が生じるケースがある。税関側データとの差異は、もちろん企業側のミスもあるだろうが、税関の入力ミスやシステム上の欠陥、端数切り上げ単位の違い等により生じることも往々にあると思われる。しかし、この場合でも、企業側で詳細な在庫管理データを提出し税関が納得した場合以外、税関側がデータを修正することはない。

当該システム導入済みの複数企業の話では、従来は税関側所管の保税貨物在庫データも企業が閲覧することができ、企業側はそれを元に日々自己の在庫チェックを行い、差異が生じた時にもその原因の特定を早めに行うことが出来たが、2007 年後半頃から当該データが閲覧できなくなった為、核銷の時に初めて差異を認識する事態となっているという。



物流企業の事務所風景(写真と本文は無関係)

税関側が企業側への当該データ開示を止めたのは不正を恐れていることと推測されるが、税関側のデータを知り得たとしても企業が不正を行う手段は見当たらず、むしろ税関と企業の認識共有化を通じて適切な保税貨物在庫管理が進むものと思われる。税関の在庫データの再開示が望まれる。

【事例 8】 中央法規に対する地方当局の保守的解釈が招いたトラブル（大連市）

大連では従来から電子部品、自動車部品などの数多くの貨物が定期的に輸入されており、都度通関手続きをする煩雑さを避ける為、商品名と数量を税関がチェックの上登録しておき後日まとめて輸入申告をする集中通関制度が行われてきた。

その後、中央政府は 2008 年 1 月に『輸出入貨物集中通関管理弁法』を公布した。その際に集中通関の対象として雑誌・新聞、生鮮貨物等が例示されたのに対し、電子部品・自動車部品等は例示の対象から外れた為、保守的な解釈を取る大連の一部税関では従来から行われてきた当該製品の集中通関を今後は認めないこととするとの立場をとった。

この問題につき、当機構調査チームが税関総署訪問の折、法律の主旨と集中通関の対象品目について質問したところ、税関総署の見解は、集中通関は税関業務効率

の改善を目的の一つとしており、審査(基準は資金力、信用、過去の違反歴など)を通った企業であれば、武器・麻薬など国の法律で禁じられている貨物以外を対象に集中通関を行って構わないというものであった。

本法規は従来から各地方でおこなわれている当該通関の運用の規範化を目的としたものと思われるが、立法主旨が地方に徹底されていないため、無用な混乱を招いている。また、本件に限らず、中国にあっては実際の法規運用は地方に大きく委ねられているため、本質的に同様の問題が頻発しがちである。中央官庁には、法律制定に際しての地方に対する立法趣旨説明の徹底を望みたい。

【事例 9】 廃棄対象品に対する関税・増値税の課税

保税エリアの主要機能のひとつは貨物の保税保管であるが、実際のビジネスにおいて日々貨物を搬入・搬出している過程では、この保管品の中に廃棄対象となる不良品が発生するという事は決して珍しいことではない。ある日系の区内貿易型企業から挙げた要望の中には、この保税エリアで発生した不良品を廃棄したいというものがあった。当該貿易型企業によれば、中継貨物や輸入品が輸送時の事故などにより不良品となる場合や、中国国内から輸出目的で持ち込まれた貨物が海外への搬送を待つ内に経時変化により価値を失ったというケースがまま発生し得るということである。

貨物の廃棄については、『税関の保税物流園区に対する管理弁法』第44条や『保税港区管理暫定弁法』第34～36条などに規定があり、廃棄・放棄が可能になっている。ただし、実務上は税関長の判断によることとなっており、且つ法規上、放棄・廃棄に伴う納税義務については明確に記載された規定はないが、輸出増値税の還付額相当分や、場合によっては輸入関税・増値税の納付を要求されるケースが出ているという。

貨物の所有者にとっては、商品価値のなくなった製品に対し廃棄するために本来価格に基づいた税金を払うというのは負担が大きく、処置に困って倉庫に放置してあることもままある。

税関としては特に輸出国産貨物については、入区時に輸出とみなして増値税還付を実施している(保税区は除く)ので、廃棄するのであれば当該還付分は少なくとも回収したいという思いもあるようである。ただし、この場合、還付を受けたのは保税エリアで当該貨物を保管している者ではなく、当該貨物の供給者であり、彼らの立場から



税関のマーク(剣と鍵の組合せ)

すれば、検品に合格し貨物所有者と合意の上で販売した製品を経時変化より価値が下がったことを理由に過去に受け取った増値税還付分の税額負担を改めて負う理由はなく、現行貨物所有者・税関・貨物の供給者の三者はその利害と言い分が完全に対立した状態になっている。

規定上納税義務はないこと、市場価値が残っている放棄商品については税関が売却し利益を得る権利が認められており、一方で市場価値を失った商品に対して廃棄のために本来価格に基づいて輸入関税・増値税を課すのは、企業への負担が大きく現実的ではないと思われることなどから、保税エリアにおける廃棄貨物に対する課税は撤廃されることが望まれる。

4. 保税エリアに対する評価

外国企業にとって中国は時に市場であり時に供給拠点でもある訳だが、これまで見てきたように保税エリアという機能拠点の存在は外国企業と中国との間を近づけることに大きく寄与したということが言える。また、保税エリアは1991年の保税区成立を皮切りに紆余曲折を経ながらも20年近くの時をかけて保税港区／総合保税区というひとつの完成形を見、外国企業及び区内外の外商投資企業に対してほぼ十全な“物流方向”と“物流付加価値”の可能性を示すに至った。ついては、今後日系企業をはじめとする外国企業は自らの問題として新たなビジネススキームとこれに伴うメリット拡大の可能性を模索していき、行政はこれらの新しい需要を積極的に取り上げて、対応する法整備や管理体制構築を行い、保税エリア機能のますますの拡充に資していくことが肝要であろうと思われる。

一方、企業は保税エリア活用により様々なメリットを享受できる分だけ、活用にあたっては知っておかなければならないこと、対応しなければならぬことも様々あることを承知しておかなければならない。基本的には保税エリアをとりまくビジネスとは輸出入とその周辺に係ることであり、こうした水際の業務については少なくとも大枠を理解すると共に専門性の高い問題について対応する場合に備えた情報源、よき相談相手確保しておくことが必要であろう。

また、行政にあっては保税エリアがその機能に基づくビジネスの可能性を模索する場であるという認識に基づき、企業に対する更なる積極的な情報提供・広報活動を行うと共に、対企業管理上、有事にあってはこれを処罰するのではなく救済するというスタンスがとられることを切に望むものである。ビジネスは人が行うものであることを踏まえれば、そこに誤差やブレが生じることは当然と考えなければならず、またビジネスの難しさや企業の悩みはこうした誤差やブレにこそあり往々にして大小様々なトラブルに発展するものだが、企業がこのような誤差やブレに直面した際には、行政当局におかれては上述のスタンスに立った合理的かつ柔軟な対応をお願いしたい。

【付属資料1】各種税関特殊監督管理区域リスト（国家級）

<保税區>

地域		名称	所在地
東部	天津市	天津港保税区	塘沽区
	遼寧省	大連保税区	大連市大連經濟開發区
	上海市	上海外高桥保税区	浦東新区
	江蘇省	張家港保税区	蘇州市張家港市
	浙江省	寧波保税区	寧波市北侖区
	福建省	福建福州保税区	福州市馬尾区
		厦門象嶼保税区	厦門市
	(福建省小計)	(2か所)	
	山東省	青島保税区	青島市黄島区
	広東省	広東広州保税区	広州市蘿崗区
		広東沙頭角保税区	深圳市塩田区
		広東福田保税区	深圳市福田区
		塩田港保税区	深圳市塩田区
		広東珠海保税区	珠海市香洲区
広東汕頭經濟特区保税区		汕頭市濠江区	
(広東省小計)	(6か所)		
海南省	海南海口保税区	海口市	
(合計)		(15か所)	

<保税物流園區>

地域		名称	所在地
東部	天津市	天津保税物流園區	塘沽区
	遼寧省	大連保税物流園區	大連市大連經濟開發区
	上海市	外高桥保税物流園區	浦東新区
	江蘇省	張家港保税物流園區	蘇州市張家港市
	浙江省	寧波保税物流園區	寧波市北侖区
	福建省	厦門象嶼保税物流園區	厦門市湖里区
		福州保税物流園區	福州市
	(福建省小計)	(2か所)	
	山東省	青島保税物流園區	青島市黄島区
	広東省	深圳塩田保税物流園區	深圳市塩田区
(合計)		(9か所)	

<輸出加工区>

地域	名称	所在地	
東部	北京市	北京天竺輸出加工区	順義区
	天津市	天津輸出加工区	塘沽区、西青区
	河北省	河北秦皇島輸出加工区	秦皇島山海関区
		河北廊坊輸出加工区	廊坊市広陽区
	(河北省小計)	(2か所)	
	遼寧省	瀋陽輸出加工区	瀋陽市東陵区
		遼寧瀋陽(張士)輸出加工区	瀋陽市于洪区
		遼寧大連輸出加工区	大連市大連經濟開發区
	(遼寧省小計)	(3か所)	
	上海市	上海漕河涇輸出加工区	閔行区
		上海松江輸出加工区及B区	松江区
		金橋輸出加工区	浦東新区
		上海金橋輸出加工区(南区)	浦東新区
		上海青浦輸出加工区	青浦区
		上海閔行輸出加工区	奉賢区
		上海嘉定輸出加工区	嘉定区
	(上海市小計)	(7か所)	
	江蘇省	江蘇南京輸出加工区及南区	南京市栖霞区、江寧区
		江蘇無錫輸出加工区	無錫市新区
		江蘇常州輸出加工区	常州市新北区
		江蘇蘇州工業园区輸出加工区及B区	蘇州市蘇州工業園区
		江蘇蘇州高新区輸出加工区	蘇州市高新区
		江蘇吳中輸出加工区	蘇州市吳中区
		江蘇常熟輸出加工区	蘇州市常熟市
		江蘇昆山輸出加工区	蘇州市昆山市
		江蘇吳江輸出加工区	蘇州市吳江市
		江蘇南通輸出加工区	南通市市開發区
		江蘇連雲港輸出加工区	連雲港市連雲区
		江蘇揚州輸出加工区	揚州市市開發区
		江蘇鎮江輸出加工区	鎮江市京口区
	(江蘇省小計)	(13か所)	
浙江省	浙江杭州輸出加工区	杭州市江干区	
	浙江寧波輸出加工区	寧波市北侖区	
	浙江慈溪輸出加工区	寧波市慈溪市	
	浙江嘉興輸出加工区	嘉興市平湖市	
(浙江省小計)	(4か所)		

	福建省	福建福州輸出加工区	福州市馬尾区
		福建福清輸出加工区	福州市福清市
		福建廈門輸出加工区	廈門市海滄区
		福建泉州輸出加工区	泉州市晋江市
	(福建省小計)	(4か所)	
	山東省	濟南輸出加工区	濟南市歷城区
		山東青島輸出加工区	青島市城陽区
		山東煙台輸出加工区及B区	煙台市芝罘区、福山区
		濰坊輸出加工区	濰坊市奎文区
		山東威海輸出加工区	威海市環翠区
	(山東省小計)	(5か所)	
	広東省	広東広州輸出加工区	広州市蘿崗区
		広東南沙輸出加工区	広市南沙区
広東深圳輸出加工区		深圳市龍崗区	
広東惠州輸出加工区		惠州市惠城区	
(広東省小計)	(4か所)		
(東部小計)	(44か所)		
中部	吉林省	吉林琿春輸出加工区	吉林市丰满区
	安徽省	安徽蕪湖輸出加工区	蕪湖市蕪湖市区
	江西省	江西九江輸出加工区	九江市九江市
	河南省	河南鄭州輸出加工区	鄭州市管城区
	湖北省	湖北武漢輸出加工区	武漢市漢陽区
	湖南省	湖南郴州輸出加工区	
(中部小計)	(6か所)		
西部	四川省	四川成都輸出加工区及西区	成都市高新区、郫縣
		四川綿陽輸出加工区	綿陽市市城区
	(四川省小計)	(2か所)	
	重慶市	重慶輸出加工区	渝北区
	雲南省	雲南昆明輸出加工区	昆明市官渡区
	陝西省	陝西西安輸出加工区	西安市未央区
	新疆自治区	新疆烏魯木齊輸出加工区	新疆烏魯木齊市新市区
	内蒙古自治区	呼和浩特輸出加工区	呼和浩特市土默特左旗
	広西自治区	広西北海輸出加工区	北海市海城区
(西部小計)	(8か所)		
(合計)	(58か所)		

<保税港区>

地域		名称	所在地
東部	天津市	天津東疆保税港区	塘沽区
	遼寧省	大連大窯湾保税港区	大連市大連經濟開發区
	上海市	洋山保税港区	上海市南匯区、浙江省舟山市嵊泗縣
	浙江省	寧波梅山保税港区	寧波市
	福建省	厦門海滄保税港区	厦門市
	海南省	海南洋浦保税港区	儋州市
(東部小計)		(6か所)	
西部	広西壮族自治区	広西欽州保税港区	
(合計)		(7か所)	

<総合保税区>

地域		名称	所在地
東部	天津市	天津濱海新区総合保税区	
	江蘇省	蘇州工業園區総合保税区	蘇州市蘇州工業園區
(合計)		(2か所)	

【付属資料2】保税エリア主要関連法規

注：主として、①本調査報告書中で言及したもの、②本調査報告作成に際し参考としたものを記載。保税エリアに関連する全ての法令を記載しているわけではない。

1. 基本法令

【輸出入・輸送関係】

『貨物輸出許可証管理弁法』（2008年改正）

（商務部令 2008年第11号 2008年6月7日公布 2008年7月1日施行）

『中華人民共和国税関の輸出入貨物集中申告管理弁法』

（税関総署令第169号 2008年1年24日公布 2008年5年1日施行）

『中華人民共和国税関の輸出貨物課税価格査定弁法』

（税関総署令第138号 2005年12月28日公布 2006年2年1日施行）

「税関総署『中華人民共和国税関の国内公道で税関監管貨物を受託輸送する企業及びその車輛と運転手に関する管理弁法』の改訂に関する決定」

（税関総署令第121号 2004年11月30日公布 2005年1月1日施行）

「『中華人民共和国税関の国内公道で税関監管貨物を受託輸送する企業及びその車輛と運転手に関する管理弁法』関連問題について」

（税関総署公告 2007年第43号 2007年8月13日公布 同日施行）

【加工貿易関係】

『中国税関の加工貿易貨物に対する管理監督弁法』

（税関総署 [2004] 113号令 2004年1月7日可決 2004年4月1日施行）

「『中国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法』改正に関する決定」

（税関総署第168号令 2008年1月14日公布 2008年3月1日施行）

【貿易・外貨管理】

『中華人民共和国對外貿易法』

（主席令第15号 2004年4月6日公布 2004年7月1日施行）

『對外貿易經營者届出登録規則』

（商務部令 2004年第14号 2004年6月25日公布 2004年7月1日施行）

『對外貿易經營者違法行為公告規則』

（商務部令 2005年第17号 2005年9月1日施行）

『外国為替管理条例』

（1996年1月29日 國務院第193号令公布。1997年1月14日「國務院の『中華人民

共和国外為管理条例』改正に関する決定」に基づき改正。2008年8月1日 国務院第20回常務会議で改正を可決。）

【その他】

『中華人民共和国公司法』（2005年改正）

（主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）

『中華人民共和国公司登記管理条例』（改正）

（1994年6月24日国務院令第156号公布、2005年12月18日「国務院の『中華人民共和国公司登記管理条例』改正に関する決定」にもとづいて改正）

『中華人民共和国企業所得税法』

（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）

『外商投資商業分野管理弁法』

（商務部令 2004年8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）

『外国投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付管理試行弁法』

（国家税務総局、国家發展改革委員会 国税発[2006]111号 2006年7月24日公布 2006年7月1日施行）

2. 複数種類の保税エリアを同時に規定する法令

『保税倉庫およびその保管貨物に対する管理規定』

（税関総署令第105号 2003年12月5日公布 2004年2月1日施行）

『保税区と港湾区の連動發展の関連税収問題に関する通知』

（国家税務総局 国税発[2004]117号 2004年9月13日）

『保税区および保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』

（商務部、税関総署弁公庁 商資字[2005]76号 2005年7月13日）

『税関の輸出監督管理倉庫およびその保管貨物に対する管理弁法』

（税関総署令第133号 2005年11月28日 2006年1月1日施行）

『保税監督管理区域外貨管理弁法』

（国家外為管理局 2007年8月15日公布 2007年10月8日施行）

『保税監督管理区域の外貨管理弁法操作規程』

（国家外為管理局総合司 匯総発[2007]166号 2007年10月8日公布 同日施行）

『国内買付材料を輸出加工区など税関の特殊監督管理区域に入れる際の適用税還付政策に関する通知』

（財政部、税関総署、国家税務総局 財税[2008]10号 2008年2月2日公布 2008年2月15日施行）

『税関総署公告 2008 年第 21 号（税関特殊監督管理区域に入る一部製品から輸出関税を徴収しないことについて）』

（税関総署 2008 年 3 月 31 日公布 同日施行）

3-1. 保税區に關係する法令

『保税區税関監督管理弁法』

（税関総署令第 65 号 1997 年 8 月 1 日公布 同日施行）

『保税區外商投資企業の分支機構設立に關する通知』

（国家工商行政管理總局 工商企字[2001]第 363 号 2001 年 12 月 17 日公布）

『保税區外貨管理弁法』

（国家外為管理總局 匯發[2002]74 号 2002 年 7 月 25 日公布 2002 年 10 月 1 日施行）

『保税區檢驗檢疫監督管理弁法』

（国家質量檢驗檢疫總局令第 71 号 2005 年 1 月 12 日公布 2005 年 3 月 1 日施行）

3-2. 各地の保税區に關係する法令

『上海外高橋保税區條例』

（1996 年 12 月 19 日 上海市第 10 回人民代表大会常務委員會第 32 次會議採択 1996 年 12 月 20 日公布 1997 年 1 月 1 日施行）

『『外高橋保税區内における区外企業への輸出入經營權付与試点業務展開に關する操作方
法』 發布に關する通知』

（上海市對外經濟貿易委員會 2003 年 7 月 9 日）

『上海外高橋保税區と外高橋港灣區連動發展の關連事項に關する通知』

（上海市国家稅務局国税進[2004 年]26 号 2004 年 5 月 14 日）

『外高橋保税區企業工商管理の若干問題に關する通知』

（上海市外高橋保税區管理委員會經貿處 浦東新区工商局外高橋保税區分局 2006 年 5 月 15 日）

『廣東省保税區管理條例』

（廣東省人民代表大会常務委員會第 138 号 2002 年 9 月 2 日公布 2002 年 10 月 1 日
施行）

『大連保税區管理條例』

（遼寧省人民代表大会常務委員會 1994 年 5 月 26 日公布 同日施行）

『天津港保税區條例』

（天津市人民代表大会常務委員會公告第 11 号 2003 年 12 月 12 日公布 2004 年 3 月 1 日施行）

『山東省青島保税區管理条例』

(1994年1月17日山東省第8次人民代表大会第5回会議採択 2002年11月22日山東省第9次人民代表大会第32回会議で採択された「山東省人民代表大会常務委員会の『山東省青島保税區管理条例』改正に関する決定」にもとづく)

4-1. 輸出加工区に関する法令

『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』

(2000年4月27日国務院認可 2000年5月24日税関総署令第81号公布 2002年6月21日修正 2003年9月2日「国務院の『中華人民共和国税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』の改正に関する決定」に基づき修正)

『輸出加工区加工貿易管理暫定弁法』

(商務部 2005年第27号令 2005年11月22日公布 2006年1月1日施行)

『輸出加工区貨物の出区深加工結転管理弁法』

(税関総署令 第126号 2005年3月21日公布 2005年5月1日施行)

4-2. 各地の輸出加工区に関する法令

『上海市輸出加工区管理弁法』

(上海市人民政府令 第35号 2004年9月24日公布 2004年11月1日施行)

5-1. 保税物流園区に関する法令

『税関の保税物流園区に対する管理弁法』

(税関総署令第134号 2005年11月28日公布 2006年1月1日施行)

『保税物流園区外貨管理の関連問題に関する通知』

(国家外為管理局 匯發[2005]92号 2005年12月20日公布 同日施行)

5-2. 各地の保税物流園区に関する法令

『上海市保税物流園区外貨管理実施細則』公布に関する通知

(国家外為管理局上海市分局 上海匯發[2006]47号 2006年4月6日公布 同日施行)

6. 保税物流センターに関する法令

『中華人民共和国税関の保税物流中心(A型)に対する暫定管理弁法』

(税関総署令第 129 号 2005 年 6 月 23 日公布 2005 年 7 月 1 日施行)
『中華人民共和国税関の保税物流中心 (B 型) に対する暫定管理弁法』
(税関総署令第 129 号 2005 年 6 月 23 日公布 2005 年 7 月 1 日施行)
『保税物流中心 (B 型) 税収管理弁法』
(国家税務総局 国税発[2004]150 号 2004 年 11 月 15 日公布 保税物流中心 (B 型)
運用開始日より施行)
『保税物流センター (B 型) 試点拡大期間の適用税収政策に関する通知』
(財政部、税関総署、国家税務総局 財税[2007]125 号 2007 年 8 月 30 日)

7-1. 保税港区に関する法令

『中華人民共和国税関の保税港区管理暫定弁法』
(税関総署令第 164 号 2007 年 9 月 3 日公布 2007 年 10 月 3 日施行)
『国家税務総局洋山保税港区等税関特殊監管区域の税収に関する問題に対する通知』
(国家税務総局 国税函[2006]1226 号 2006 年 12 月 15 日公布 各保税港区の運用開始
日より施行)

7-2. 各地の保税港区に関する法令

『洋山保税港区管理弁法』
(2006 年 10 月 23 日上海市人民政府第 123 回常務会議にて可決 2006 年 11 月 24 日施行)
『天津東疆保税港区管理弁法』
(2007 年 9 月 3 日天津市人民政府第 102 回常務会議にて可決 2007 年 11 月 1 日施行)

以上

第3章 対中投資環境の変化と土地問題

1. 中国の外資政策

(1) 中国の対外開放政策

現在の中国が建国されたのは1949年である。建国当初は、社会主義体制の下、国営企業中心の経済体系を軸にした経済発展に着手した。しかしながら、この時代は経済発展よりもイデオロギーが重視されこともあり社会主義体制と経済の発展はなかなか両立することが出来なかった。中国が外国に目を向け、対外開放政策に着手したのは建国から約30年後の1978年のことである。この年の12月、中国共産党中央委員会全体工作会議において鄧小平氏の下、それまでの政治、イデオロギーが中心であった中国の体制を経済優先の政策へと転換する方針が出された。

対外開放政策の具体的な内容としては、「外資の導入」、「外国技術の導入」、「対外貿易の拡大」が挙げられる。当初は香港系企業を中心に補償貿易や加工貿易からスタートしたが、各種外資優遇政策が整備されるに従い、先進国からの投資、投資の大型化が進んだ。これらの政策の実施は中国の経済・社会環境を大きく変えていく結果となり、現在の経済発展の基礎となり、現在の中国の発展はここからスタートした。この会議の翌年

(1979年～1980にかけて)から華南地域で「経済特区」という概念が設けられ、この「経済特区」に進出した外国企業に対し各種優遇待遇を与える政策が開始されることとなった(主な優遇政策としては企業所得税など税制面での優遇、外貨管理上の優遇など)。この時点で「経済特区」に投資する外国企業には土地使用権の取得も認められるようになった。さらに1980年代中頃に入ると沿海開放都市を制定、さらにその中で国務院より経済技術開発区の批准、高技術開発区の設置がなされ、外国企業の投資誘致体制は一段と強化されることとなった。このように1970年代後半から対外開放政策が開始され、「経済特区」の経済発展は大きく飛躍したが、1980年代の外資誘致の水準は現在の規模に比べるとまだ大きな開きがあった。さらに、1989年に中国では“天安門事件”が発生したことにより海外からの大きな批判を経験するとともに諸外国からの投資も足踏みする結果となった。

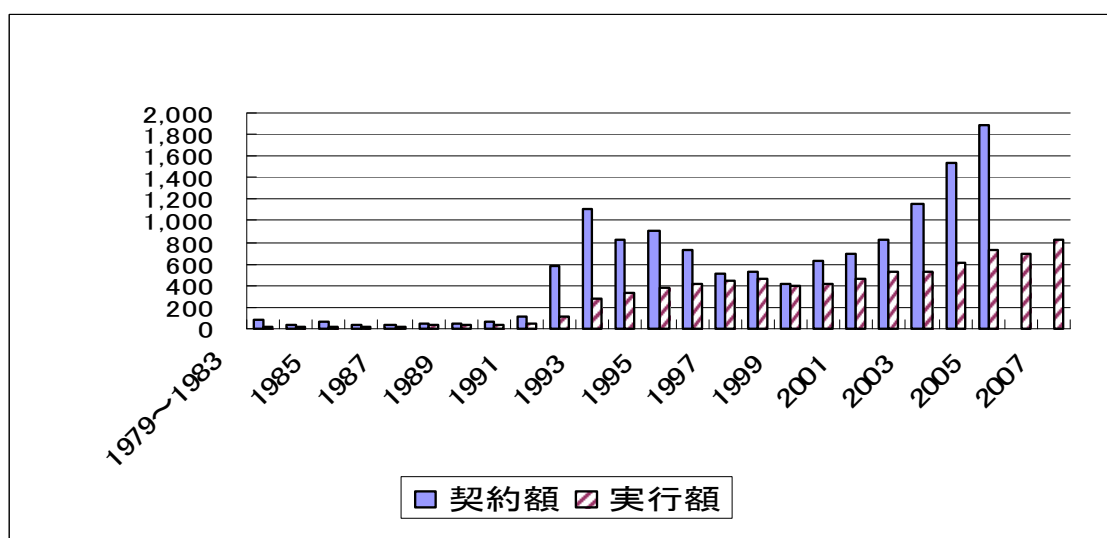
この状況が大きく変化するのは、1992年になってからである。この年、鄧小平氏による「南巡講話」が発表され、中国への投資ブームが本格的にスタートした。引き続き国内の資源(安い人的資源・豊富な土地資源)を存分に利用した「外国資本の誘致」、またその誘致した外国資本を利用した「対外貿易の促進」と外国の「先進技術の導入」が推進の主要項目とされ、これらの政策を推進していくことにより中国自身も外貨の獲得・将来の国家発展のための技術導入を積極的に推し進める政策が一層強化された。先にも述べた通

り、それまでの中国の外資誘致という、沿海地域など特定の地域を開放することにより、一般の国内地域と外資が進出可能な「特区」をはっきりと区分する形をとっていた。しかしながら、1992年の「南巡講話」以降は、これまで主に沿海部に限定されていた対外開放の取り組みが拡大され、「特区」及び「開発区」の設置を沿海部以外の内陸部にも拡大していき、中国全土で開発区が設けられた。外国誘致は沿海部だけのものではなくなり、沿海部・内陸部に関わらず中国全土をあげた外資誘致の争奪戦を繰り広げていくことになった。この結果、70年代後半から始まった改革開放政策は飛躍的な拡大を遂げていくことになる。1994年1月には人民元の為替レートの一本化に伴い、人民元は対ドルで約30%切下がり、このことは輸出拠点としての中国の位置づけを磐石なものとした。

1990年後半に外資による対中投資は一旦落ち込みを見せるものの、その後のアジア諸外国の景気の回復、中国のWTO加盟を契機にそれまでの製造拠点としての進出に加え中国市場を狙った進出も盛んになり、外資の対中投資は再び増加へ転じることとなった。

【グラフ1-1-1】 世界からの対中投資推移

単位：億ドル



出典：中国統計年鑑

※2006年以降契約額は発表されておられません

(2) 日本の対中投資の推移

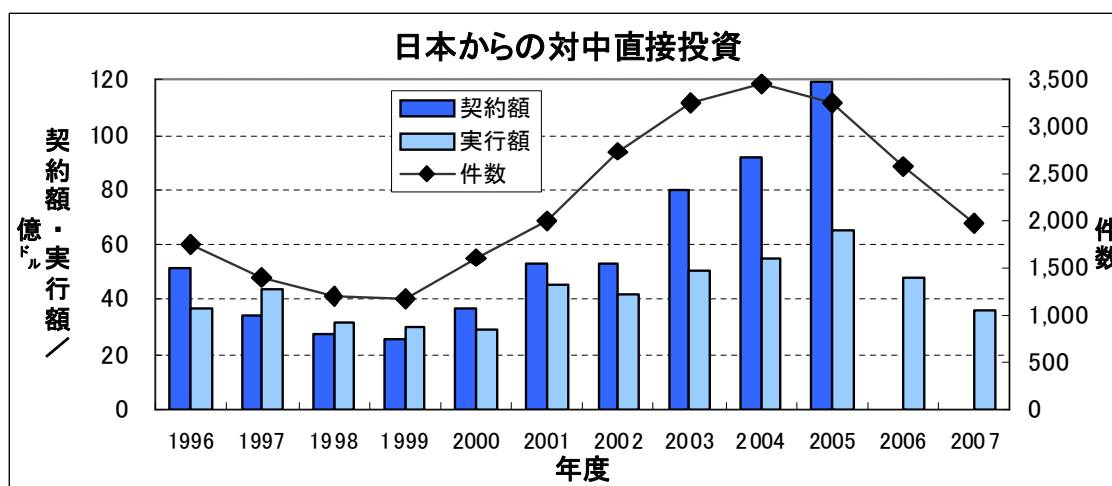
前項では中国が採ってきた対外開放政策について見てきたが、ここで日本企業の対中投資の状況について簡単に触れてみたいと思う。先にも述べた通り中国が対外開放をスタートさせたのは1970年代後半であり、開放とともに日本の企業も繊維・アパレル関係の企業を中心に中国への進出が始まった。製造業を中心とした対中投資が本格化したのはや

は「南巡講話」以降、1990年代半ばになってからになる。中国の対外政策を反映して、当初は日系企業も労働集約型の加工貿易から始まり、輸出用生産基地として中国で製造したものを日本へ輸出、あるいは第三国へ輸出するという事業モデルが採られた。特に製造業企業にとって安定した労働力の提供・安価で豊富な土地資源は投資先として魅力は大きく、多くの企業が先々の工場の拡張まで見込み広大な土地を確保し、大規模な投資を行ってきた。1990年代から2000年代にかけ、日本の製造業の中国への生産移転は急速に進行した。

また中国がWTOに加盟すると自動車・鉄鋼・食品など中国の国内市場を見込んだ投資も増加し、対中投資はさらに加速することとなる。

出資形態では1978年～1986年までは合作形態での進出が多かったものが、1986年から圧倒的に中外合弁方式での進出が増加した。この状況は1996年まで続き1997年以降は独資企業形態での進出が一番多くなっている。

【グラフ1-1-(2) A】日本からの対中直接投資（中国側発表：商務部）



出典：中国商務部HP

※ 2006年以降契約高は発表されておられません

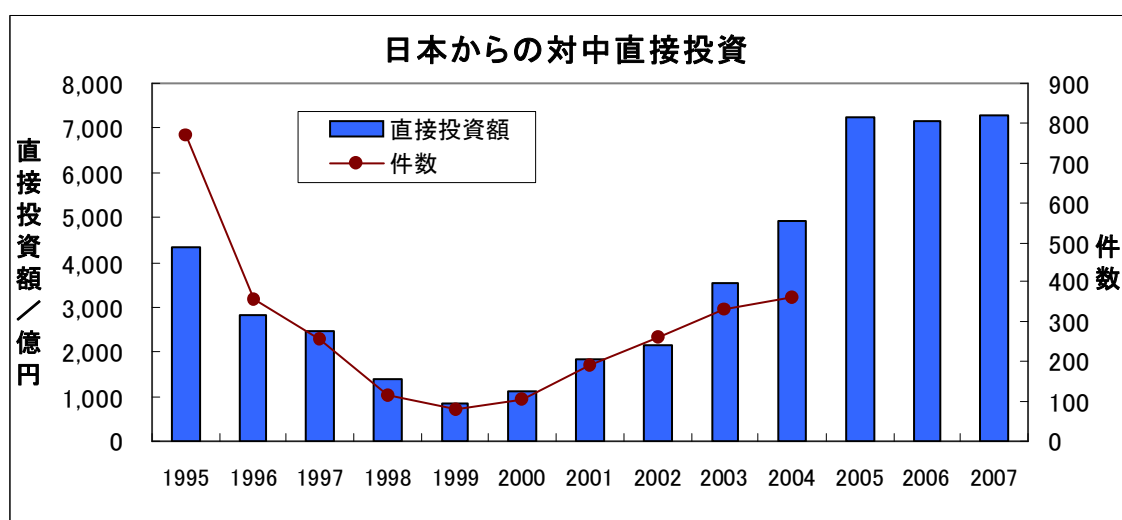
最近の日本の対中投資額の推移を見てみると日本企業の中国進出件数及び投資額は減少傾向にある。その要因としては、2005年以降大型製造業における中国進出の一服感、企業所得法・労働契約法など外資優遇策見直しの動きに対応し日本企業が対中投資に対し様子見の状況にあったこと、また特殊要因としては2005年に日本の大手企業が地域本部設立にあたって大規模な増資を行ったことに起因するものと思われる。一方、日本側の発表資料を見てみると2005年以降も日本からの直接投資額は決して減少しておらず、昨年まで横ばいに推移していることがわかる。

単純に日本から資本金という形で払い込まれる投資の額は最近確かに減少傾向に入って

いるが、実際には既に進出した企業が現地で資金を調達、内部留保で再投資することにより業容を拡張している段階に入っており日本企業にとって中国は投資先として依然高い評価を得ている状況に変化がないことがわかる。

日中間の貿易においても昨年度中国はアメリカを抜き日本にとっての最大の貿易国になったことから日中間の相互依存の状況は引き続き強固なものであることがわかる。

【グラフ 1-1- (2) B】 日本からの対中直接投資（日本側発表：国際収支統計）



出典：《2004年までの統計》

- ・ 「外国為替及び外国貿易法」に基づく対外直接投資の届出から財務省作成
- ・ 1億円相当額以下の対外直接投資は当該報告対象外

《2005年以降の統計》

- ・ 「日本国際収支統計」(Balance of Payments Manual, 5th edition, IMF 依拠)
- ・ 直接投資家と直接投資企業間での持分、証券の取得、再投資収益、期間1年以上の貸付
- ・ 支払等報告書(3000万円相当超)及び内部留保残高年次報告(投資残高10億円相当以上)から作成

以上のように日本の対中投資は一定の水準を保っているが、実際に中身を見てみると、中国の市場を狙って投資を積極化させている企業、さらにその中でもアジア戦略の中心的拠点と位置づけている企業、生産コスト上昇により、撤退やアジア他地域への投資分散を検討し始めている企業など中国の国内事情に伴い企業によって中国に対する投資方針が多様化していることも確かである。次の項で詳しく触れるが中国自体もこれまでの外資誘致一色の政策から次第に転換を図っている事実もあり、業種によっては今までのような待遇

を受けられなくなるリスクは存在する。今後、日系企業が中国で事業を行うにあたっては投資環境について今まで以上に調査し、注意を払っていく必要が出てきているのではないかと。

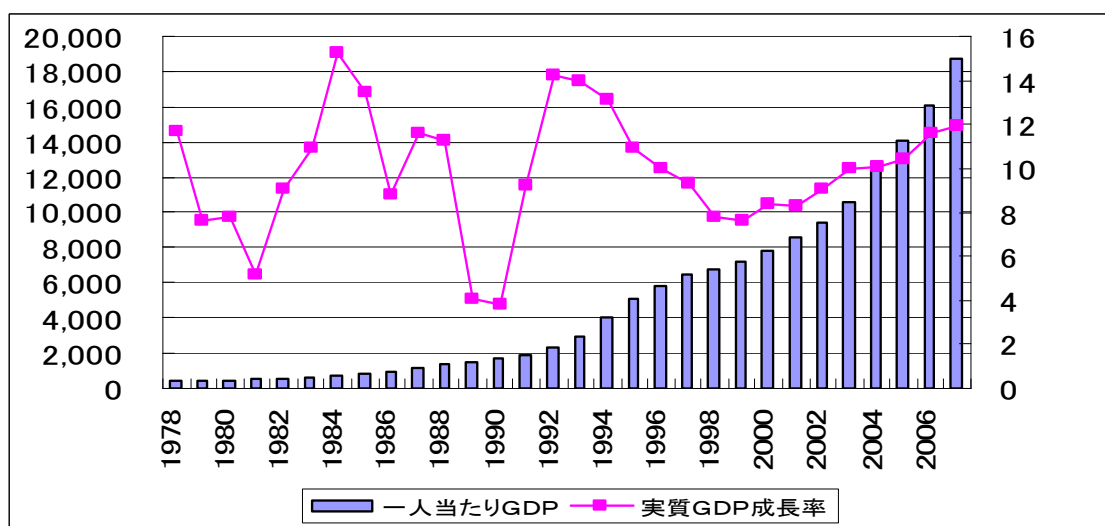
2. 経済発展の過程

(1) 中国の経済成長

中国はここ 30 年来の対外開放政策の推進により大いに発展を遂げ、特に 90 年代中頃以降、この 10 年間の成長はアジアの国々の中でも突出しており、目を見張るものがある。中国の思惑通り、安い労働力・豊富な土地を背景とした企業誘致は一定の成功を収め、世界中の輸出指向型の企業が中国へ集中した。中国の貿易額の推移の動向から分かる通り、外国企業が中国を世界への輸出供給基地と位置づけ繁栄してきた姿が見てとれる。当然ながら輸出産業が中国自身にも恩恵を与え、高度経済成長の達成をもたらした。内陸部と沿岸部の格差はあるものの、中国国民の生活水準は急速に上昇した。

【グラフ 1-2-(1) A】中国の GDP の推移

単位：元、%

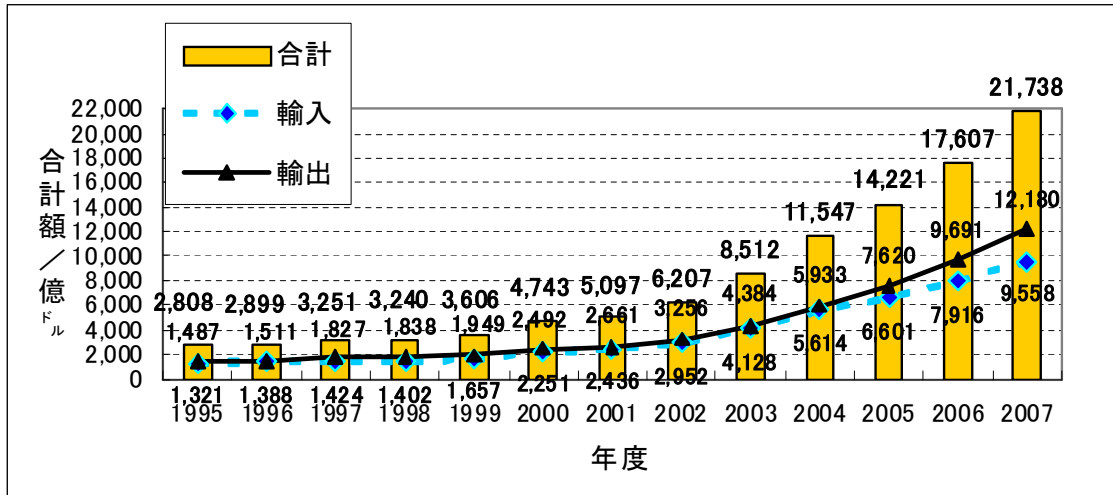


出典：中国統計年鑑

上記の表からもわかるとおり中国の GDP 成長率は 2003 年から 2007 年までの 5 年連続で 10 % を達成し、中国の GDP の額は今や、世界の中でみてもアメリカ・日本・ドイツに次いで世界第 4 位の水準となっている。現在アメリカの景気減速などの不安定要素もあるが、今年に入ってからもこの勢いは衰えていない。

一人当たりの GDP についてもフィリピン、インドネシアを抜き、タイの水準に手が届くところまで来ている。

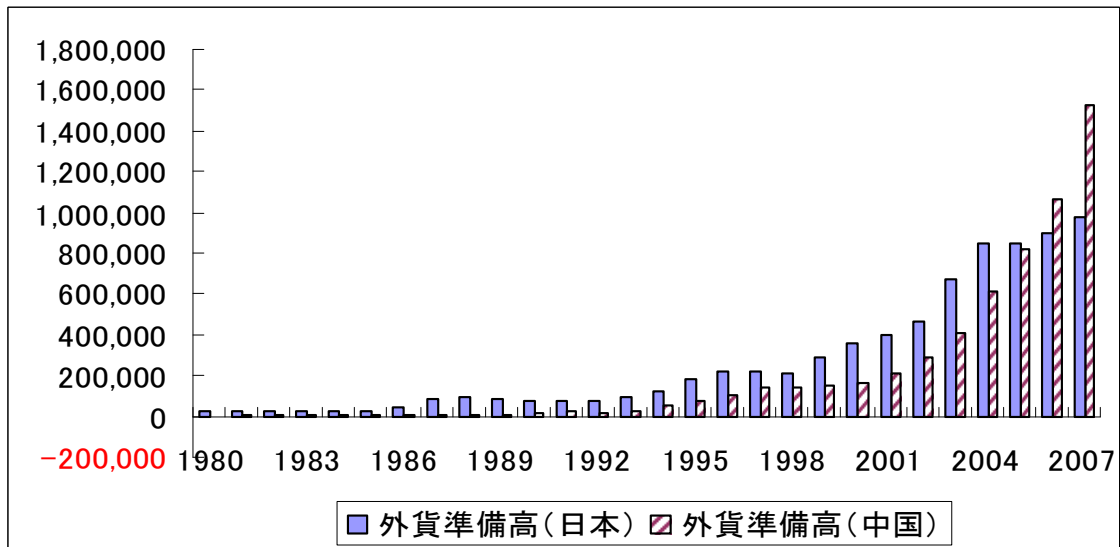
【グラフ 1-2-(1)B】 中国の対世界貿易推移（1995 年以降）



出典：中国税関統計

次に中国の輸出入額に関してであるが、改革開放を実施し始めた 1970 年代後半の中国の輸出額は 1978 年が 97.5 億ドル、1980 年、181.2 億ドル、1985 年が 273.5 億ドルの水準であった。「南巡講話」以降の 1995 年にはこの水準は 1,487.7 億ドルにまで達し、2007 年にはさらに 10 倍近い 12,180.1 億ドルの水準にまで増加してきている。

【グラフ I-2-(1) C】 日本及び中国の外貨準備高の推移 単位：百万ドル



出典：中国側 中国統計年鑑
日本側 財務省

もう1つ中国にとって対外開放・外資誘致の目的であった外貨準備高獲得の状況については前ページのグラフをご覧頂きたい。1978年当時外貨準備高はわずか1.6億米ドルであったものが、1994年には194億ドル、WTOに加盟した2001年には2,121億ドルまで積みあがった。2006年にはついに日本の外貨準備高を凌ぐまでになった。現在中国の外貨準備高は世界第一位となっている。

～中国の産業政策について～

以上、中国は1970年代後半からの経済成長について見てきた。中国はこの30年間着実に経済成長を達成するとともに経済を次のステップへ押し上げるべく産業構造の転換にも随時着手してきている。低付加価値産業の加工貿易が中心となっていた対外開放初期から国内産業の高付加価値化への産業構転換である。1995年に『外商投資産業指導目録』がはじめて制定され、これはその後2002年、2007年と2回にわたり改定されている。この、目録では業種を「奨励」「許可」「制限」「禁止」に分類することにより中国政府が投資プロジェクトを認可する際のひとつの基準とすると同時に外国企業がどの産業に投資をするかによって受けられる優遇が区別されている。（奨励類業種の輸入設備免税、国内設備調達時の増値税還付など）。

中国政府はこのように90年代中頃から既に産業による外資投資誘致の見直しに着手していた。しかしながら、その時代はまさに対中投資ブームの真只中にあり、中国自身も目覚ましい経済成長を継続している最中である。地域の経済発展を優先したい地方政府の中には“外国資本なら何でも来てほしい”という状況から、法律を拡大解釈することにより外資の誘致のためには小さなことには目をつぶろうといった対応がなされていたことも事実であった。

外資誘致の政策変更が目に見える形で現れてきたのは第11次五ヵ年計画（2006年から2011年）が実施された2006年前後からである。この五ヵ年計画の実施にあわせて「外資利用第11次五ヵ年計画」も実施された。主な内容として、対外開放路線は維持する一方、①経済成長の量から質への転換②低付加価値産業からの脱却し、重点を先進技術へ移行する。（外資を奨励する分野として電子通信、石化、化学、自動車、などが挙げられている。）③国内企業の革新能力の向上を推進して、中国国内の高付加価値製品化を促進する。④サービス業の対外開放の促進。⑤土地の利用方法に関する基準の制定などが確認された。

（2）中国の問題点

これまで見てきた通り、輸出牽引型の経済発展により、順調に経済発展してきた中国だが、これは同時にいくつかの問題点も露呈するに至り、経済政策の転換を迫られている。ここでは中国の経済成長がもたらした問題点、新しい課題について見てみたいと思う。

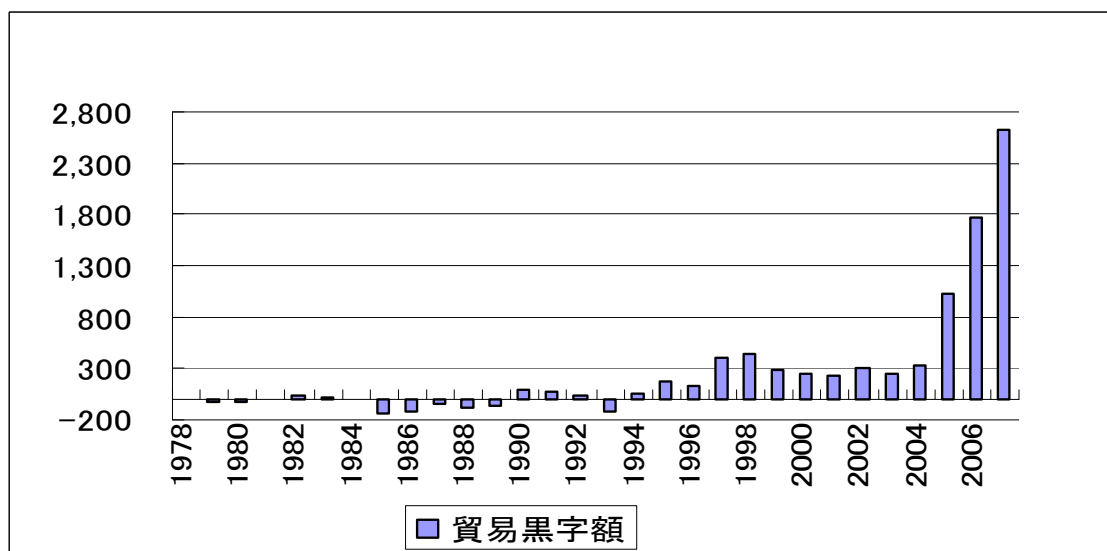
① 貿易黒字

高度成長がもたらした顕著な問題として、米国との間に発生している「貿易黒字」の問題があげられる。中国の貿易黒字はこの3年間の間で飛躍的に増加した。中でも対米国の黒字が顕著であるが、最近になって米国のみならずヨーロッパの諸外国との間にも同様な貿易摩擦問題が起こりつつある。

具体的に見てみると中国の貿易黒字は対外開放当時の1980年△19億ドル、「南巡講話」当時の1992年には43.5億ドルであったものが、2005年に1千億ドルを越え1,020億ドルになり、2006年、2007年にはそれぞれ1,775億ドル、2,622億ドルまで増加してきている。国別に見ても2007年末時点では、対米国で1,633億ドルの貿易黒字、対オランダ、対イギリス、対スペイン、対イタリアでそれぞれ364億ドル、239億ドル、121億ドル、110億ドルの貿易黒字となっている。

【グラフ1-2-(2)-①】中国の貿易黒字額の推移

単位：億ドル



出典：中国統計年鑑

中国政府もこれに対応するために、人民元の対米ドルレートを徐々に切り上げるなどの為替制度改革、国内消費の活性化による内需拡大政策などの対応を取ってきているものの更なる是正が求められている現状にある。（人民元は2005年7月に2%切り上げ1ドル対比8.11人民元となったが、2008年6月末現在では1ドル対比6.86人民元となっておりここ3年間で切り上げ幅はさらに拡大している。）

② 格差問題・三農問題

格差問題も中国の高度成長によって顕在化した問題として挙げられる。今、都市部農村

部での所得の格差が中国にとって大きな問題となっている。都市部では過剰投資により景気が過熱気味である一方、農村部、農村からの出稼ぎ労働者は未だ低所得・低賃金、劣悪な環境下での労働を強いられている状況にある。

また、外資誘致の促進による工業用地の開発や不動産投資の過熱により土地が収用されたにも関わらず、農民や市民に対して十分な補償が行われていないといった状況もあり、農民・低所得者層の不満は飽和状態にある。

主として内陸部において発生しているこの問題は「三農問題」と言われており、具体的には「農家の所得格差」、「農家の低収益性」、「農村部門の停滞」のことを言う。中国には都市戸籍と農民戸籍があり、農民戸籍の人々は自由に都市部へ移動できず、移動しても各種社会保障が受けられないといった状況にある。この「三農問題」は中国特有の戸籍制度に起因することが大きいと言われている。

中国の格差問題は、対外開放に偏った政策により農業部門が不当に扱われた結果引き起こされたものであろうと推測される。こうした状況は当然に社会的な不安を引き起こす危険性を多くはらんでおり、現政権は国家の最優先課題と位置付け、様々な対応がなされている。また、今後中国が内需型経済を推し進めていくという観点からも農民・低所得者層の問題は解決していかなければならない課題となっている。

③農業問題

最後に農業問題である。農村部に多くの問題を抱える中国だが、不安定な食糧問題も中国が抱える問題のうちの1つである。

多くの人口をかかえる中国にとって国民への食糧供給は今後経済発展を継続するにあたり重要な課題となっている。このことは少なからず中国の土地政策へも影響を与えている。後ほど詳しく説明するが、中国は広大な土地を保有していると思われがちであるが、一人当たりの耕地面積を見ると実は世界平均を下回るということがわかる。この30年の間、対外開放政策により耕地に適した沿海部を中心に土地の乱開発が行われ、かなりの土地が農地から工業用地へと開発されたことによりこの状況は一層深刻な問題に発展している。対外開放政策の転換が図られる中、同時に国内の問題として土地資源も“有効的活用”への政策転換が進められている。これは最近になり、特に中国政府が土地に対する締め付けを強化している背景になっていると思われる。

3. 中国の外資政策の転換

これまで見てきた通り、中国の対外開放政策当初の目的であった高度成長及び外貨準備高の獲得は一定の成果を収めた。しかしながらその経済政策が工業発展に偏ったものであった為、同時に様々な問題も引き起こすことにつながった。

これらの状況を打破するため、現胡錦濤政権は「対外開放は維持する」という基本スタンスは継続するとしながら、「社会主義の調和のとれた社会」を目指し、政策の方向修正に着手した。この結果、前項でも説明した通り、外国資本の誘致政策に対して見直しが行われたとも思えるいくつかの政策面での変更がなされた。

外国資本、内国資本の一本化という点では、『企業所得税法』の改正が挙げられる。この法律の改正により、これまで外国企業に与えられていた「二免三減」、「進出地域によって与えられていた税率面での優遇」など、各種企業所得税上の優遇措置が廃止または段階的に移行されることが決定された。一方ハイテク製品など、中国の国策に沿った産業への優遇税制は継続され、産業の高度化への志向があらためて明確化された。

労働集約型産業からの脱却、産業の高度化の観点からは、ここ数年来徐々に締め付けが強化されてきている「加工貿易」に対する政策が挙げられる。輸出増徴税の還付率引き下げ・または廃止、加工貿易制限類商品目録の公布、などが立て続けに実施され、従来からの加工貿易を営む企業にとっては大きな打撃を与えることとなった。

格差是正、労働者保護の観点からも、2008年1月1日より『労働契約法』が施行され、この法律の制定により労働者の労働環境の改善が図られたのであるが外資企業にとっては大きなコスト上昇要因となっている。

沿海部の最低賃金は軒並み上昇を許容する一方中西部など内陸部の優遇は引き続き維持し、外資の内陸部への誘致政策は残すことにより沿海部と内陸部の所得格差の縮小を図るなどの政策もとられている。

これら一連の政策はこれまで中国に進出した外国企業、これから進出しようと準備をしている企業にとって、今後中国でビジネスを行って行くのに大きな障害となることは間違いない。実際に一部の企業では中国国内販売へ事業モデルの転換、チャイナプラスワンといわれる、他のアジア国への事業移管を進めている企業も既に出てきている。

このように、目覚ましい経済発展を遂げた中国にとって外資の力を借りた経済成長モデルは転換期にさしかかってきた。中国は今後、国内の諸問題の解決を最優先課題とした上での経済の安定成長を持続させていく方法を模索していかなくてはならないのである。もはや“外国資本の誘致”は国家の最優先課題ではなくなり、外資誘致政策は「外国資本ならなんでも歓迎」といったスタンスから、自国の経済発展段階、産業政策にあわせて「外資を選別する」というスタンスへ大きく舵を切っていることがはっきりとわかる。

これまでは外資誘致優先という大命題があったため、外資企業に対しても少しのことには目をつぶってきた面も見られたが、今後外資企業はこのような恩恵をうける可能性は縮小していくのではないのでしょうか。外資誘致の転換、中国が急速に法治国家へ移行している中、企業も中国の政治・政策を今まで以上に注視していくことが求められる時代に入ったのではないかと。

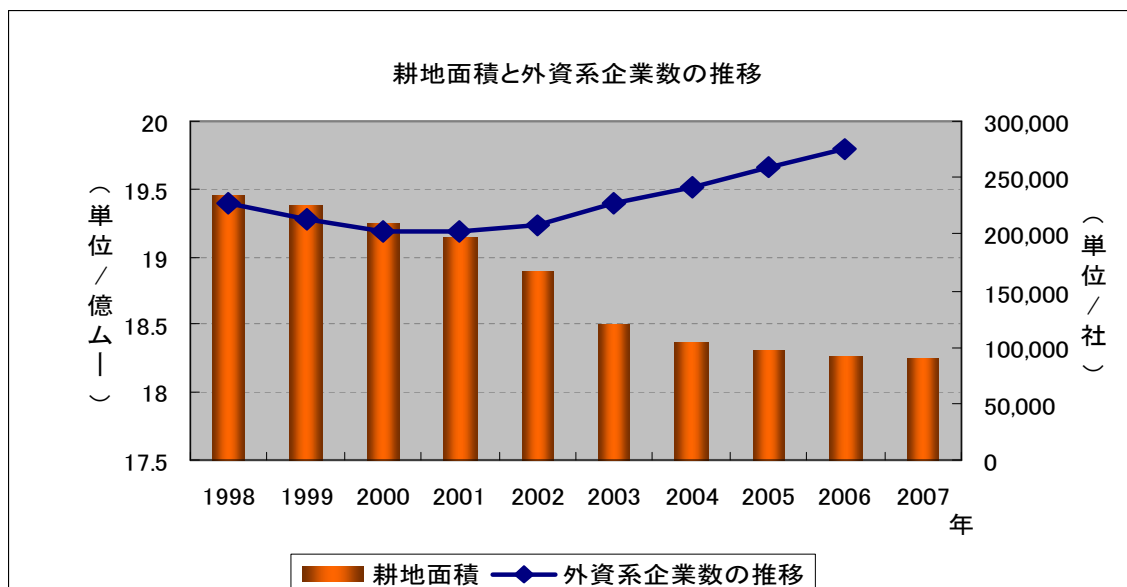
4. 中国が抱える土地問題

これまで見てきたように中国の対外開放政策を支えてきたものは“労働力コストの低さ”“外資に対する優遇政策の充実”など、総合的な投資環境の良さであるが、“中国の豊富な土地資源”も海外のメーカーにとって大きな魅力であったことは間違いない。

外資の誘致が地方経済の発展に寄与することが期待できるとあって、各地方政府は地元の経済発展の切り札として、外資誘致に積極的に取り組み各地方は地域毎に独自の優遇政策を実施するとともに外国企業が土地を確保する上でも過剰とも思える様々な便宜を図ってきた。当然に土地は誘致の目玉として利用され、無計画に土地の開発に走った地域も少なくなかった。国家級の開発区、省級、それ以下の市・鎮級の開発区まで登場しその結果として正規の認可を得ない違法な開発区も数多く造られた。

各地で開発区の乱開発が行なわれた結果、開発区の数は大中小あわせて一時は5,658箇所 に達する程となり、供給過剰の感は否めなかったために、各開発区が繰り広げた外資誘致合戦はいつしか過当競争に発展していった。過当競争を解消するため中国政府は2003年に『各種開発区の審査認可暫定停止に関する国務院弁公庁緊急通知』（国弁発明電[2003]30号）により、開発区の新規設立や拡張を凍結し、同時に既存の開発区については取り消しや統合を進めた。その結果、2,046箇所が統廃合されたといわれる。

【グラフ1-4】進出企業数と耕地面積は反比例



出所：中国統計年鑑（1999～2007） 国土資源広報（1999～2008）

2003年当時の国土資源部の発表では、無計画な開発や耕地の無断占用も見られ、2001年から2002年にかけて減少した耕地面積168万4,500haのうち11.7%を占める19万6,500haが建設用地の名目で使用されたとのことで、耕地から建設用地に転換されたのは決して少

ない面積ではない。また同時に、開発区用地全体の43%が荒地のまま放置されているとしても発表しており、如何に無計画な開発が行われたのかが、よく分かる。

しかし、開発区の統廃合を手掛けた後も耕地は減少をつづけており、「人民網日本語版」（2005年3月10日）によれば、「2004年度の全国土地用途変更調査の結果によると、同年に全国の耕地面積は94万8千ヘクタール減少し、2003年10月末の1.234億ヘクタールから2004年10月末には1.2246億ヘクタールに減少した。」となっている。

また、2005年中国国土資源広報に記載されている「全国耕地面積変化状況」によれば中国の耕地面積は1998年に19.45億ムー（1ムーは約667平方メートル）であったものが、毎年減少を続け、2008年同広報では、18.26億ムーまで減少している。1998年から2007年までの面積の減少は累計で1.19億ムーであり、これは、日本の四国と九州を合わせた面積を上回る。

なお2003年6月初めには国務院審計署が、耕地減少と外資誘致の関係について言及しており、今後も、中国政府が外資の土地利用について厳しく臨む可能性が大きく、土地に関する問題は今後さらに増加していくものと思われる。

第4章 中国の土地制度

1. 中国の国是と土地に対する基本概念

(1) 所有制の種類

社会主義公有制を実行する中国では、土地に関する基本国是を、「土地の合理的利用および耕地の適切な保護」としており、すべての土地は、「全人民所有制」および農民を代表とする労働大衆の「集団所有制」に分けられる。

全人民所有制(=国家所有)の定義は、「全人民所有、即ち国が所有する土地の所有権は、國務院が国を代表して行使する」(『土地管理法』2004年主席令第28号 第2条)、「都市市街区の土地は、国家所有に属する」(『土地管理法』第8条)、「国は、法に依って国有土地の有償使用制度を実行する。但し、国が、法律の規定する範囲内において国有土地使用権を割当ててる場合は除く」(『土地管理法』第2条)とされている。

一方、集団所有制の定義は、「農村および都市郊外区の土地は、法律で国家所有に属すると規定するものを除き、農民集団所有に属する。宅地および自留地、自留山は、農民集団所有に属する」(『土地管理法』第8条)。「農民集団所有の土地が法に依り村農民の集団所有に属する場合、村の集団経済組織或いは村民委員会が経営、管理する。村内の2つ以上の農村集団経済組織の農民集団所有にすでにそれぞれ属している場合は、村内の各当該農村集団経済組織、或いは村民のグループが経営、管理する。郷(鎮)の農民集団所有にすでに属している場合は、郷(鎮)の農村集団経済組織が経営、管理する」(『土地管理法』第10条)である。

(2) 国土に占める耕地面積

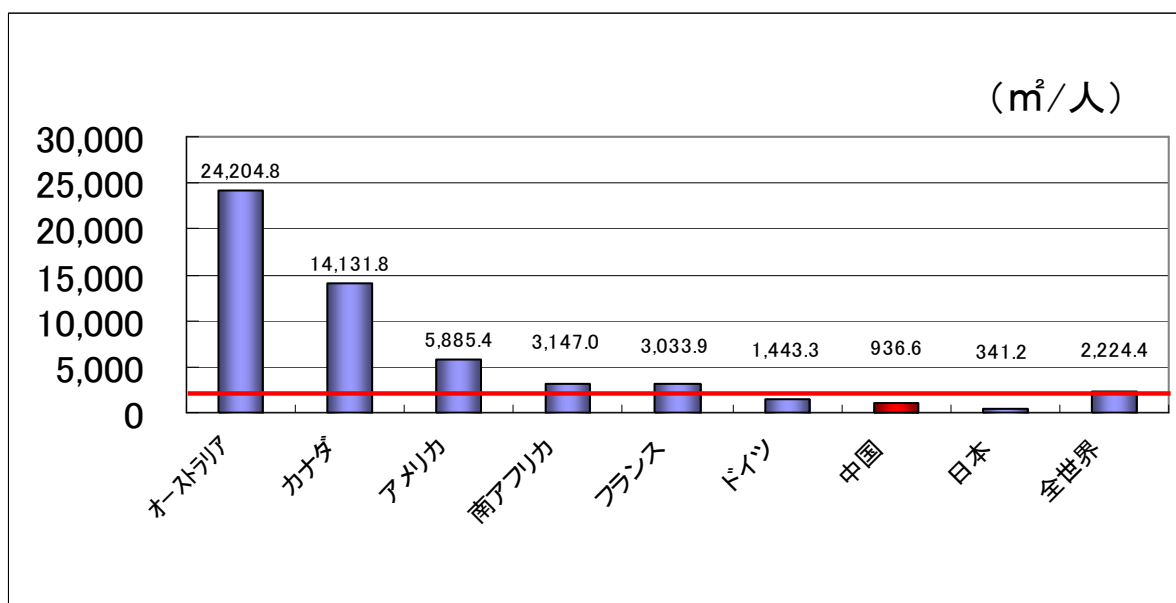
「中国統計年鑑 2006年版」によれば、2005年の中国における土地面積は9億6千万ヘクタールであり、日本の約26倍を有し、総務省統計局のデータに基づく全世界の土地面積の約7.1%を占めている。このデータをみる限りでは、中国の土地は広大であり、他国に比べ余裕があるようにも見る事ができる。

しかし一方で、総人口は約13億人と世界で最も多く、日本の約10倍、全世界の約20%を占めている。また中国の耕地面積は1億2千万ヘクタールと、一見、一国としては遜色ない耕地を有するよう見える。しかしながら、その巨大な人口に対して食糧を供給するには実のところは十分なものではない。【グラフⅡ-1】でもわかるように、一人当たりの耕地面積に換算するとわずか936.6㎡となり、全世界平均の約45%しかない。

また国家指導者達も折に触れ、耕地の確保を求めており、1994年には『基本農田保護条例』が公布された。そして2008年政府活動報告の中で、温家宝総理は「最も厳格な耕地保護制度を堅持し、特に基本農地の保護を強化すること。土地利用基本計画にしたがい、各種規画の用地規模や基準を厳しく審査、調整し、土地用途規制制度を厳格に実行し、法に則って農村部の集団と個人建設用地を厳しく管理し、法律・法規に違反した耕地や林地の占用行為を断固食い止める」（「人民網日本語版」2008年3月19日）と決意を示している。その理由の1つとして「食糧の安全は経済・社会発展の全局のみならず、人民大衆の身近な利益に直結するものであるため」（「人民網日本語版」2008年3月19日）と発言している。

なお2008年8月13日国务院常务会议において、「全国土地利用総体規画綱要（2006—2020）」が可決されたが、この中では、非農業用地のコントロールを行い、耕地の確保を第一の任務として挙げられている。このことから中国にとって、耕地の確保は切実な問題であることがわかる。

【グラフⅡ－1】 一人当たりの耕地面積（2005年）



出所：日本国総務省統計局HP「世界の統計2008」掲載「世界耕地面積」と「人口」データを基に算出

2. 中国の土地制度の歴史

近代以前から、中国は人口の大部分が農民で構成される農業国である。北魏の時代に始まった均田制は唐代末期に崩壊し、宋代には荘園での佃戸制がとられた。いずれの制度でも、ほとんどの農民は小作農と言う立場であり、大半の土地の所有は地主であった。下っ

て、明代、清代でも制度の違いこそあれ、一部の階級による土地の所有が続いた。

封建時代が終わり、中華民国になると、孫文が「平均地権」を主張し、1914年に北京政府が「経界局」を設立、1930年6月30日には『土地法』を公布した。

一方、同時期に中国共産党では、「第一回全国代表大会」（1921年7月）の綱領に土地問題を提出し、根拠地においては地主から土地を没収し、農民に配分する土地改革を実施した。国共内戦で反攻に転じた1947年には、『中国土地法大綱』を制定し、地主の土地私有を廃止。すべての農民に土地を均分する政策が押し進められた。

新中国設立の翌年、1950年に『都市近郊区土地改革条例』を公布し、測量、地権登記証発給などを主要内容とした地籍管理体系を確立。同年6月には『中華人民共和国土地改革法』が採択された。

農村は徐々に「生産合作社」に組織され、1958年には「合作社」を合併して「人民公社」となり、農業の集団化が進んだ。配分を受けた土地も、「公社」による集団所有化へと移行した。

1970年代後半、生産請負制が導入され、個人経営も認められるようになった。1982年には「人民公社」が解体され、生産責任制が採用される。同年公布の『中華人民共和国憲法』では、「農村の土地は集団所有とする」と規定された。

1978年、中国は改革開放政策を打ち出し、外資の導入に乗り出した。80年代には「外資三法」と呼ばれる法律が相次いで公布され、それに呼応するように、外商投資企業の土地の使用に関する法律も制定された。

（1）土地管理政策の変遷 ①

清代 測量にもとづき、「魚鱗図冊」を整備

中華民国 孫文が「平均地権」を主張

1914年 北洋政府が「経界局」を設立

1922年 『不動産登記条例』発布

1927年 土地の測量と登記を重要視

1930年6月 『土地法』公布 第二編で土地登記の内容を専門に規定

（土地およびその定着物の権利に対する登記や変更登記の必要で、登記した土地の権利には所有権、地上権、永代小作権、地役権、抵当・担保権が含まれる。土地権利の登記手続き中に発生した争議は、土地裁判所が判断するなどを明確化）

中国共産党	1921年7月	中共「第一回全国代表大会」採択の綱領に土地問題が提出
	1927年	中共「第五回全国代表大会」『土地問題決議案』採択
	1928年	中華ソビエト政府『井崗山土地法』公布
	1929年	『立国土地法』公布
	1931年	中央人民委員会『土地登記法』採択 土地証発効と土地所有権の確定を決定
	1931年11月	中央土地人民委員会（土地部）瑞金に成立 「調査登記局」設立
	1947年	中共中央『中国土地法大綱』制定 <u>地主の土地私有を廃止。すべての耕作する農民に土地を均分</u>

中華人民共和国	1949年11月	中央人民政府内務部が「地政司」設立 土地の測量、登記、土地証発給が主要職責
	1950年	『都市近郊区土地改革条例』公布 測量、地権登記証発給などを主要内容とした地籍管理体系確立
	1953年6月	『中華人民共和国土地改革法』採択

(2) 土地管理政策の変遷 ②

改革・開放政策への路線変更後、1982年までの間、土地管理政策は、主に農村の土地に対する管理政策であり、都市と農村の土地を分割し、用地部門も分散管理体制を執行していた。1982年以降は、農村と都市双方に対する土地管理政策が等しく発展していく。農業部が土地管理局を設立し、農村の土地は農業部が管理、都市の土地は建設部が管理するようになっていく。

改革・開放政策に路線転換

- 1978年12月22日 『農村人民公社工作条例（試行草案）』
（中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議）
- ・ 人民公社の各級所有権の保護
 - ・ 国および集団建設での土地の占有は、法律の規定に厳格に照らし、

- できるだけ耕地を占有しない
- ・耕作は集団分配の個人保有地で行う

1979年7月8日 『中華人民共和国中外合弁企業法』
(常務委委員長令第7号 1990年4月4日失効)

第5条(第3項、第4項)

中国側合弁者の投資には、合弁企業の経営期間中に提供する土地使用権を含めることができる。土地使用権を中国側合弁者の投資の一部としない場合、合弁企業は中国政府に使用料を納付しなければならない。

上述各項の投資は、合弁企業の契約や定款に規定を設けなければならない。その価格(土地を除く)は合弁各方が評議の上、定める。

適地適作・耕地の基本建設

1979年9月28日 『中共中央の農業発展加速の若干問題の決定』(中国共産党第11期4中全会)

- ・公社員の個人保有地は、社会主義経済に必要な補充部分
- ・人民公社、生産大隊、生産隊の三級所有、生産隊を基礎とする制度の実行を継続
- ・適地適作で耕地の基本建設を適切に行う
- ・基本建設は用地を節約し、耕地の占有をできるだけ行わないようにする
- ・土地法を早期制定する

1982年2月13日 『村鎮住宅建設用地管理条例』(国務院 国発[1982]29号)

- ・第3条「我が国は人口が多く土地が少ないので、どんなわずかな土地も大切にし、合理的に利用することは、我が国の国策である」

人民公社の解体

1982年12月4日 『中華人民共和国憲法』一部改正

- ・第13条の行政区区域区分に関する規定で、郷、鎮、村体制を復活。人民公社の解体が始まる

外資誘致

- 1983年9月20日 『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院）（1986年1月15日失効）
- ・ 第7章「土地使用権およびその費用」

土地管理を強化

- 1983年11月19日 『土地の売買、賃貸制止に関する通知』（国務院）
- 1985年10月5日 『集鎮の統一開発、総合建設実行のいくつかの意見』（都市建設環境保護部）
- ・ 集鎮の土地使用を規定
- 1986年3月21日 『土地管理強化、耕地の勝手な占有制止に関する通知』（中共中央、国務院 中発[1986]7号）
- ・ 都市と農村の土地行政の統一管理体制を決定
 - ・ 都市と農村の土地の分割、分散管理体制は、耕地資源不足の基本国情にそぐわない
- 1986年6月25日 『中華人民共和国土地管理法』公布
- ・ 土地の所有権と使用権の確認、登記、許可証発給規定を明確化
- 1986年8月1日 国家土地管理局成立
- ・ 地籍管理司など職能司を設置。都市と農村の地籍業務を統一管理。新たな土地登記制度を構築
- 1988年8月29日 『土地管理法』一部改正
- ・ 法に依る土地使用権の有償譲渡を許可
 - ・ 土地使用単位が支払う土地補償費および移転補助費の総和は、土地が収用される前3年間の平均生産値の20倍を超えない
- 1990年5月19日 『都市・鎮国有土地使用権払下および譲渡暫定条例』（国務院令第55号）

耕地の確保

- 1994年7月4日 『基本農田保護条例』（国務院令第162号）
- 1997年4月15日 『土地管理をさらに強化し、耕地を適切に保護することに関する通知』（中共中央、国務院 中発[1997]11号）
- ・土地のマクロコントロールを強化
 - ・建設用地の審査認可管理をさらに厳格化
 - ・都市建設用地の規模を厳格に抑制
 - ・農村の集団土地に対する管理を強化
 - ・国有土地資産に対する管理を強化
 - ・土地管理の法執行監督検査を強化
- 1997年5月20日 『非農業建設プロジェクトの耕地占用凍結に関する通知』（国家土地管理局、国家計画委員会令第6号）
- 1998年3月29日 『非農業建設プロジェクトの耕地占用継続凍結に関する通知』（中共中央弁公庁、国務院弁公庁 中弁発電(1998)2号）
- 1998年8月29日 『土地管理法』（第二次改正）
- ・土地利用の全体計画と都市計画における土地資源を利用した開発の法律関係を調整
 - ・第47条 土地補償費および移転補助費の総和は、土地が収用される前3年間の平均生産値の30倍を超えない。国務院は社会、経済の発展レベルにもとづき、特別な状況下では、収用耕地の土地補償費および移転補助費を引き上げることができる
- 1999年4月28日 『遊休土地処置弁法』（国土資源部令第5号）
- 1999年5月6日 『土地の譲渡管理を強化し、土地の転売を厳禁することに関する通知』（国務院弁公庁 国弁発[1999]39号）
- 2000年1月6日 『土地の有形市場を確立し、土地使用権の規範的取引を促進させることに関する通知』（国土資源部 国土資発[2000]11号）

- 2002年4月2日 『土地資産管理の第10次5カ年計画綱要』（国土資源部 国土資発[2002]110号)
- 2002年8月29日 『農村土地請負法』（主席令第73号）
- ・第16条 請負地が法に依って収用、占用される場合は、法に依って相応の補償を得る権利を有する
- 2004年8月28日 『土地管理法』（第三次改正）
- ・2004年3月14日に採択された『憲法修正案』の内容にもとづき一部改正
 - ・第2条第4項「国は公共の利益の必要のため、法に依って土地に対して徴収或いは収用を実行し、かつ補償を行うことができる」
 - ・条文中の「徴用」を「徴収」に変更

土地の違法使用を管理

- 2008年1月23日 『土地登記弁法』（国土資源部令第40号）
- 2008年5月29日 『土地管理規定違反行為処分弁法』（監察部、人力資源・社会保障部、国土資源部令第15号）

（3）外資導入関連法規と土地関連法規の歩み

78年の改革開放路線変更から、現在までの日中間の主な出来事と共に、外資関連法規、土地関連法規を年表にした。土地関連法規の流れを掴むためのご参考としていただきたい。

年	月	日	中間の主な出来事	月	外資関連法規	土地関連法規	公布日
1978	12		中国・改革開放路線へ政策を移行				
1979				7	『中華人民共和国中外合弁経営企業法』		
1980						中外合弁企業、華僑、在外華僑の国内家族が保有する不動産、住宅および国の土地使用で税込免除問題に関する通知	80.06.02
1981							
1982	9		日中国交正常化10周年				
1983	9		日中租税協定署名	9	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』		
1984							
1985							
1986				1	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』改正	土地管理、耕地の無断占有制止強化に関する通知	86.03.21
				4	『中華人民共和国外資企業法』	中華人民共和国土地管理法	86.06.25
1987				12	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』改正	外商投資企業用地管理業務強化に関する通知（03.02.20失効）	87.05.19
1988	8		日中投資保護協定署名	4	『中華人民共和国中外合作経営企業法』	沿海地区の外向型企業の建設用地管理に関する通知	88.08.17
						中華人民共和国都市土地使用税暫定条例	88.09.27
						土地使用税の若干の具体的問題に関する解釈および暫定規定	88.10.24
						外商投資企業および外国企業の在中国機関の用地について土地使用税を徴収しないことに関する通知（08.01.31失効）	88.11.02

				中華人民共和国土地管理法（第一次改正）	88. 12. 29	
1989	5	北京への渡航自粛勧告				
	6	天安門事件発生		国有土地所有権の有償譲渡収入管理強化に関する通知	89. 05. 12	
				土地登記規則	89. 11. 18	
1990	3	日中投資促進機構設立	3	『中華人民共和国中外合弁経営企業法』改正	中華人民共和国都市土地所有権の払下および譲渡暫定条例	90. 05. 19
	6	中日投資促進委員会設立	10	『中華人民共和国外資企業法実施細則』	外商投資広域土地開発経営暫定管理弁法（08. 01. 15 失効）	90. 05. 19
					外商投資企業の土地開発従事および所有権有償譲渡に対する工商統一税および企業所得税徴収問題に関する通知	90. 05. 22
1991			7	『外商投資企業および外国企業所得税法』	中華人民共和国土地管理法実施条例（99. 01. 01 失効）	91. 01. 04
1992	1	鄧小平氏「南巡講話」発表			都市国有土地所有権払下譲渡計画管理弁法	92. 12. 04
	9	日中国交正常化20周年				
1993			12	『中華人民共和国公司法』	中華人民共和国土地増値税暫定条例	93. 12. 13
1994					国有土地所有権払下契約および外商投資企業の土地使用契約モデル文書発布に関する通知（00. 10. 31 失効）	94. 01. 18
1995			6	『外国企業投資方向指導暫定規定』	中華人民共和国土地増値税暫定条例実施細則	95. 01. 27
			6	『外商投資産業指導目録』	外商投資企業用地使用費徴収管理強化に関する通知	95. 03. 13
			9	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』	都市国有土地所有権価格管理暫定弁法	95. 12. 01
					土地権利帰属争議処理暫定弁法（03. 03. 01 失効）	95. 12. 18
					土地登記規則（改正）	95. 12. 28
1996					中外合作企業に対する土地所有権投資の関連問題に関する回答	96. 03. 28

				国有大中型企業の外資利用技術改造の割当土地所有権の関連問題に関する通知	96. 11. 29
				割当土地所有権管理の関連問題に関する回答 (03. 02. 20 失効)	96. 12. 04
1997	2	鄧小平氏逝去		中外合弁企業がその他の企業と合併する際に係る集団土地をどのように用地手続するかに関する回答 (00. 01. 03 失効)	97. 10. 10
1998			1 『外商投資産業指導目録』改正	中華人民共和国土地管理法 (第二次改正)	98. 08. 29
				中華人民共和国土地管理法実施条例	98. 12. 27
1999	10	中華人民共和国建国 50 周年	12 『中華人民共和国公司法』第一次改正	遊休土地処理弁法	99. 04. 28
				国有土地リース規範の若干意見	99. 07. 27
				新設建設用地の土地有償使用費徴収管理弁法	99. 08. 04
				土地増値税優遇政策延期に関する通知 (03. 01. 30 失効)	99. 12. 24
2000			10 『中華人民共和国中外合作経営企業法』改正		
			10 『中華人民共和国外資企業法』改正		
2001			4 『中華人民共和国外資企業法実施細則』改正	『土地分類』発布試行に関する通知	01. 08. 21
2002	9	日中国交正常化 30 周年	2 『外商投資産業指導目録』改正		
2003	3	SARS 発生 渡航延期勧告		土地権利帰属争議処理弁法	03. 01. 03
				国有土地所有権協議譲渡規定	03. 06. 11
				土地登記業務をさらに規範化することに関する通知	03. 11. 14
2004			8 『中華人民共和国公司法』第二次改正	中華人民共和国土地管理法 (第三次改正)	04. 08. 28
			11 『外商投資産業指導目録』改正	国務院の厳格な土地管理業務の深化改革に関する決定	04. 10. 21
				都市土地使用税の関係する減免税政策調整に関する通知	04. 10. 25

2005	4	反日デモ	10	『中華人民共和国公司法』2005年全面改正		
2006					土地増値税の若干問題に関する通知	06.03.02
					『用地制限プロジェクト目録(2006年本)』および『用地禁止プロジェクト目録(2006年本)』発布実施に関する通知	06.12.12
					『全国工業用地払下最低価格基準』発布実施に関する通知	06.12.23
					中華人民共和国都市土地使用税暫定条例(2006年改正)	06.12.31
2007			11	『外商投資産業指導目録』改正	外商投資企業の都市土地使用税の徴収管理業務を適切に行うことに関する通知	07.03.15
					外商投資企業および外国企業の都市土地使用税徴収問題に関する回答	07.06.01
2008			1	『中華人民共和国企業所得税法(改正)』施行	用地の節約集約促進に関する通知	08.01.03
					土地登記弁法	08.01.23
					土地調査条例	08.02.07

3. 中国の土地制度の概略

(1) 土地使用権の種類

①中国の土地は所有できない

中国における土地は、前述の通り、公有制が基本原則であることから「国有地」か「集団所有地」のいずれかであり、その所有者は、「国家」もしくは、農民を中心とした「集団組織」のいずれかである。

つまり、個人や企業は土地の所有権を取得することが認められておらず、土地の所有者となることはできない。中国で土地を利用し、なんらかの事業を営むためには、国家から土地使用権を取得する必要がある。土地を使用する権利については、「土地使用権」と言い、『土地管理法』^{*1}をはじめとした各種法律にて用いられている。この土地使用権は、土地の「所有権」とは根本的に異なり、一定の条件の下で「土地を使用する権利」を得ているに過ぎないということを改めて認識しておく必要がある。

中国での土地の利用については、2007年10月より施行された『物権法』^{*2}の大きな影響を受けている。後述の第4章3「土地制度と土地登記代理人」にも触れているが、中国は、長年、「社会主義公有制」を基本としてきたことから民法の重要な構成要素である「物権」に関する法が存在していなかったため、「私有財産」保護の概念を強化した『物権法』の制定は、重要な出来事であったと言える。

『物権法』制定が土地制度に与えた影響は小さくないが、「土地は国家が所有する」という大原則は依然として変わらない。そして土地の「処分権」については、憲法及び『土地管理法』第2条第2項の国有地の売買、譲渡禁止規定により、明確に否定されている。一方で、土地を「処分する権利」ではなく、その「使用する権利」が「物権」として保護されることとなった。

「物権」の定義について『物権法』第2条第3項により「権利者が法に依って特定の物に対して直接支配および排他の権利を有することを指し、所有権、用益物権及び担保物件が含まれる」と規定することで明らかにされた。また同法第12章では土地使用権の内「建設用地使用権」について、使用権の所有者は、その占有権、使用権、収益権を有することを確認すると共に、同時に第三者へ譲渡、賃貸、担保提供も可能とした。

②土地の区分

中国の土地は、利用区分によって以下の3つに分類されている。『土地管理法』第4条によれば、「国は土地利用の全体計画を作成し、土地の用途を規定し、土地を農業用地、建設用地および未利用地に分ける」としており、まず、土地の効率的な利用を目的とした「土地利用全体計画」が定められた上で、以下の3つに区分されることになる。また、「土地を利用する単位および個人は、土地利用全体計画で確定する用途に厳格に照らして、

土地を使用しなければならない」とあり、それぞれの用途に即した利用が求められる。特に耕地については、「耕地に対しては特別な保護を実行する」と明記されており、保護の姿勢が明確にされている。

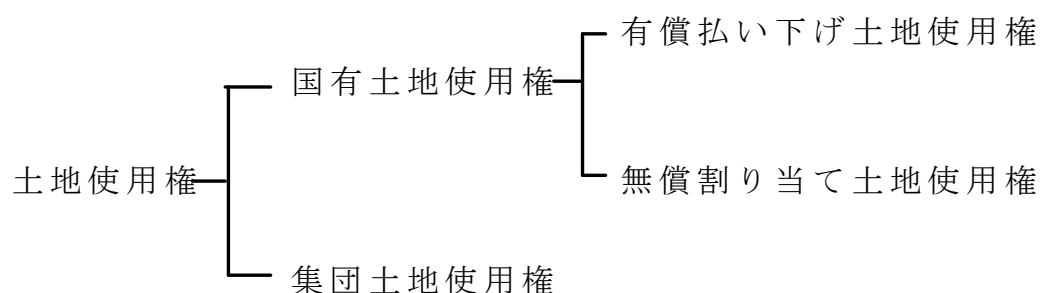
- (i) 農業用地：農業生産に直接用いる土地。耕地、林業地、牧草地、耕地の水利用地、養殖水域面積農田水利用地など
- (ii) 建設用地：建築物や構造物を建造する用地。都市や農村の住宅および公共施設用地、工業砦業用地、交通や水利施設用地、観光用地、軍事施設用地など
- (iii) 未利用地：農業用地および建設用地以外の土地

③ 土地所有権の種類

次に、土地を利用する権利である「土地所有権」について説明すると、第2章冒頭で説明したように土地所有の主体別に、その種類は以下の2種類に大別される。

- A. 国有土地所有権
- B. 集団土地所有権

【図 2-3-(1)-③】「土地所有権の概要図」



(2) それぞれの土地所有権について

① 国有土地所有権とは

国有土地所有権については、(i)「有償で払い下げられるもの(有償払い下げ土地所有権)」と(ii)「無償で割り当てられるもの(無償割り当て土地所有権)」に大きく分けることができる。日系企業が中国に進出した際、殆どの企業が取得することになるのは、前者である。以下それぞれの概要を説明する。

(i) 有償払い下げ土地所有権

土地所有権の払い下げについては、『都市不動産管理法』^{※3} 第7条に「国家が国有土地の所有権を一定年限内土地使用者に譲渡して与えることをいい、土地使用者は国家に対して土地所有権出讓金を支払う」とあり、中国国家が国有土地を使用する権利

について一定の期間を定めてその使用者に払い下げたもので、土地使用者が国家に対して土地使用权払い下げ金（出讓金）を支払うことによって取得することができる。

また、実施手続については、同法第 10 条にて土地使用权の払い下げは、市、県の人民政府が計画的に手順を踏んで実施することが定められており、土地使用者は、政府（県級以上の人民政府土地管理部門）との間で、土地使用权払い下げ契約を結び、土地使用权を取得することになる。また、有償払い下げ土地使用权の取得者は、払い下げ契約で定めた使用期間内において、対象となる土地を利用できるほか、同法第 4 章では、一定の条件の下、第三者への譲渡、相続、賃貸し、或いは抵当権の設定などを行うことができると定められている。

但し、土地は所有することができず、国家から利用する権利を得ているに過ぎないことから、土地使用权の譲渡、賃貸等には様々な制約があり、また、抵当権の設定についても、日系の金融機関では、換金性や流動性等の理由から実際に設定する事例は少ないようである。

(ii) 無償割り当て土地使用权

無償割り当て土地使用权については、政府（県級以上の人民政府）が法律により許可して、土地の使用者に対して一定の広さの土地を無期限かつ無償で割り当て、その使用を認める権利である（『都市不動産管理法』第 23 条）。無償である点で、有償土地使用权と大きく性質が異なる。この土地使用权は、以下に説明するように特殊な性質を有しており、通常、外商投資企業がこの使用权を取得することはほとんどない。

『都市不動産管理法』第 24 条によれば無償割り当て土地使用权の対象となる用地は、以下の 4 種類となっており、政策的な用途に用いられる特殊な土地であることがわかる。

- (a) 国家機関の用地と軍事用地
- (b) 都市基礎建設用地と公益事業用地
- (c) 国が重点的に支援するエネルギー、交通、水利等のプロジェクト用地
- (d) 法律、行政法規で規定するその他の用地

なお、無償割り当て土地使用权は譲渡、賃貸、担保権の設定はいずれも行うことができないが、その公益的な性質に基づく様々な制約を勘案すれば、当然のことと言える。また、無償割り当て土地使用权には使用期間の定めはないが、いつでも補償なく、収用されてしまいかねないというリスクがある。

<有償払い下げ土地権利と無償割り当て土地権利の比較>

	有償or無償	使用期限	取得方法	譲渡、賃貸、担保
有償払い下げ土地権利	有償	あり	入札、競売、公示	可
無償割り当て土地権利	無償	なし	限定的	不可

② 集団土地権利とは

中国の土地には、「国家が所有する土地」以外にもう1つ「集団組織が所有する土地」が存在する。ここで言う集団組織とは「農民」の集団を指し、各農村にある経済組織に属する農民が、法律に基づいて共同で農地を使用し、その土地からの収益をあげる権利を言う。

土地の所有者が、原則国家であるのに対して、農民がその一部を所有している背景には、中国の長い歴史において、農民が重要な役割を担ってきたことがある。土地の法律及び制度の変遷においても農民の存在が多くの場合に関わっていることを考えれば、国にとって如何に重要なのか認識することができる。またそうした意味で、集団土地権利は農民が生業である農業を営み、農村社会に富をもたらすために特別に用意されたものと言ってもよいだろう。

以下、集団土地権利について説明するが、外国企業が関与することは稀であることから、ここでは簡単な概要についてのみ説明する。

集団土地権利の利用範囲は限定されたものである。具体的には、農業用、農民の住宅用地、郷鎮企業の建設用地などがある。郷鎮企業とは、中国の県級市の末端自治単位である郷や鎮などで、農民を中心に形成された集団経済組織であり、農業のほか工業、商業、建設業など多岐にわたっている。但し、郷鎮企業の建設用地としての利用については、郷鎮の土地利用全体計画や土地利用年度計画に適合し、かつ農業用地から建設用地への転換、県レベル以上の人民政府による許可が必要である。外商投資企業が合弁企業を設立する際、中国側のパートナーが、現物出資として土地権利を拠出することは珍しくはないが、その際に提供される土地権利が、この集団土地権利であることもある。集団土地は前述の通り、利用範囲が限定され、外資の利用は認められないことから、当該土地を一旦国有土地に転換するための申請し、収用等の手続を経てからでなければ使用することができないことになっている（『土地管理法』第43条）。

(3) 土地権利に関する諸規定

① 土地権利は期限付き

土地権利には期限があり、その用途によって異なっている。『都市国有地権利の払下げおよび譲渡に関する暫定条例』^{*4}等の規定によれば、一般的には工業用地50年、住宅

用地70年、商業用地40年のように定められている。合弁企業は、合弁契約の期間と同じ期間の土地使用権を得るのが一般的である。なお住宅に比べ、商業や工業用地の使用期限が短いのは、投資の回収に要する期間が短期であるためと考えられる。

次に利用期限が満了した後の取り扱いであるが、『物権法』第149条によれば、「住宅用地使用権の期間が満了した場合、期間は自動的に継続される」と明記されており、住宅建設を用途とする土地の使用権については、70年の期限が満了すれば、原則自動更新が可能と定められた一方で、その他の用途の土地使用権については、使用満了後の具体的な取扱が定められていない。『都市不動産管理法』第22条によれば、「土地使用権の出讓契約で約定した使用年限が満期となっても、土地使用者が継続して土地を使用したい場合は、使用期限が到来する一年前に、継続使用の申請をしなければならない」と規定されており、使用期限到来時に更新の申請を行うことが、継続使用の前提条件となっている。これがなされない場合は、土地を明け渡さなくてはならない。遅くとも期限が満了する1年前までには更新を申請し、許可を得て、改めて払い下げ金を支払う必要がある。

なお、無償割り当て土地使用権は、前述のような特殊な目的のために使用を許可されている事情から特に用途別の期限は定められてはいない（同第23条2項）。

②土地使用権は回収されることがある

土地使用権を取得するという事は、一定期限の範囲内で土地を利用する権利を得ることであり、土地使用権を得た企業は、期限内は目一杯利用できるものとして経営計画を策定している。しかし、企業が土地使用権を得ているにも関わらず、その土地が国によって再び回収される可能性もある。

具体的な法令としては、まず『都市不動産管理法』第20条で、「土地使用者が法律によって取得した土地使用権については、払い下げ契約で約定した使用年限が到来する前に回収されることはない」と規定している。但し同時に「特別な事情により、社会公共の利益のため必要な場合は、法律の規定する順序を踏んで、回収することができる」とし、「相応の補償」と引き換えに土地使用権が回収される可能性について触れている。回収時の補償については、使用期間の残存期間や利用状況等によって異なり、常に満足のいく水準の補償が得られるとは限らない。公共の利益のための土地の回収については、日本においても同様であり、土地区画整理事業の実施や道路計画の変更などによって土地が収用されるということは珍しいことではない。但しある程度都市が成熟しつつあり、短期間で大きな変化の少ない日本の都市とは異なり、現在もまだ急速に都市が形成されている中国では、都市計画の整備や公共事業による施設の建設もまだまだ過渡期である為、利用している土地が使用期限内に回収等の対象となる可能性は小さくない。また、対策を行うにあたっては、こういった情報をいかに早期に入手できるかが重要となるが、地域に所在してから日の浅い日本企業においては、地域情報が十分に得られない可能性があるという問題がある。なお、この土地使用権回収の問題は、第3章「移転問題」にて

改めて取り上げる。

③土地所有権は、一括払い

中国の場合、土地所有権を取得する際にその対価として一括して土地所有権の購入費を支払う必要がある。

土地所有権は、前述のとおり、期限を定めて国から土地を利用する権利であり、その仕組みは、日本で言うところの定期借地権のようなイメージとも考えられ、土地所有権の払い下げ金（出讓金）は、その期間の借地費用の前払いとも考えることができる。

日本で借地を利用する場合、その利用期間を一定期間ごとに区切り、分割して利用料を払うという方法が一般的であり、あまり一括して前払いするという概念はない。保証金というものはあるが、貸主に対し、その後の賃料の支払を保証すべく、一定期間分相当の金額を事前に預けておくもので、いずれは返還されるものにすぎないことから性質は異なる。しかし、土地所有権を得て土地を利用する場合は、当初に利用料を全額支払う必要があり、この点は定期借地権とは異なる。後述する「土地使用税」を除き、土地使用にかかる支出の大半を進出時に支払うという点は、日系企業に対し、あたかも土地を購入し、所有しているかのような感覚を与え、単に土地を利用する権利を有しているに過ぎないという重要な事実の認識を不足させることに繋がっているのかもしれない。

（4）土地と建物の関係（土地所有権と建物の同時処分の原則）

中国において、土地所有権が他者に移転される時、日本のように土地と建物の権利が別々に移転することはなく、無条件に土地所有権と同時に建物の権利も移転されてしまう。これらの規定は、『都市不動産管理法』第39条や『都市国有地所有権の払下げおよび譲渡に関する暫定条例』第23条にて規定されており、「土地所有権を譲渡、担保設定または賃貸する場合、地上の建物も同時に譲渡、担保設定または賃貸しなければならない。地上建物を処分せず、土地所有権のみの処分は認められない。また、その逆も然りである。」とある。日本企業が中国に進出するにあたっては、土地所有権を得て、建物を自社で取得（建設）するのが原則だが、その建物は、一度建てられた後は、土地と一体の存在となってしまふ。つまり、土地所有権が国に回収されたり、他社に渡るようなことがあれば、建物についても同時に自社のものではなくなるということを十分認識しておく必要がある。

（5）土地に関する諸規定

①土地使用税

国有地または集団土地を使用する組織・個人に対して、定額で付加する税金である。当該税金は、省、自治区、直轄市の人民政府が、『城鎮土地使用税暫定条例』^{※5}に規定

された範囲内で、省等内で適用する課税単価の幅を決定し、それに基づき、管轄の地域（市、県）が、省等の許可を取得した上で、自地域の課税単価を決定する仕組みとなっている。地域の規模に応じて、1 m²当たりの単価が設定されており、日本における固定資産税のようなものと考えられる。

土地使用税の制度については、1988年に暫定条例が施行され、土地の有償、無償に関係なく徴収が始まっていたが、外資誘致のため、外商投資企業は長らくその徴収を免除されていた。しかし、耕地保護の方針が出されたことや外資政策の転換等を背景に、中国の財政部と国家税務総局は、2006年12月30日に『国務院の「中華人民共和国城鎮土地使用税暫定条例」改正に係る決定の徹底実施に関する通知』^{※6}を公布し、2007年1月より外商投資企業についても全地域で土地使用税が徴収されることになった。本通知によって、1 m²あたりの土地面積の年間税額が改定され、納税額はこれまでのほぼ3倍に引き上げられている。

②投資密度

投資総額（総投資額または登録資本金）を一定の単位面積（1 ムー）で割ったものである。中国では、耕地保護の方針の下、建設用地の管理を強化するための指標として、各種指標を設けており、『工業プロジェクト建設用地の制限指標の発布と実施に関する通知』^{※7}にて具体的に示されている。中国において工場建設を行う場合は、開発区との契約書や払い下げ契約において、土地の利用・建設計画を明らかにし、後述する建蔽率、容積率、緑化率とともに、投資密度を守るべき指標として定めるのが一般的である。この投資密度は、土地を利用するにあたって限られた土地を有効に利用させるため、各地方政府がそれぞれ設けた基準である。細かい数値基準については、中央政府が定めたものではなく、開発区を含む各地方政府が独自で定めたものなので明文化されていない場合もある。地域によって定められた一定の投資密度を満たさない場合には、土地使用権を取得することができない。一般的に通常の経済技術開発区よりもハイテクを中心とした「高新技术開発区」の方が高い基準を設けている。基準が厳しくなるほど、投資コストの上昇等の影響が強まる。土地供給の減少に伴い、土地の利用効率を高める必要が出てきたことも「投資密度」という新しい尺度が導入された要因と言える。

③投資における規制（建蔽率、容積率、緑化率）

投資密度のほか、主に工業用地の土地に建物を設けるにあたっては、建蔽率、容積率、緑化率（緑地比率）等の諸条件を満たすことが一般的に求められる。

- (a) 容積率：プロジェクト用地範囲内の建築面積と総用地面積との比
- (b) 建蔽率：プロジェクト用地範囲内の各種建築物の土地占有面積和と総用地面積の比
- (c) 緑化率 プロジェクト用地範囲内の緑地面積の和と総用地面積の比

上記の指標は日本にも類似のものが存在しており、特別なものではない。但し、容積率や建蔽率などは、日本においては、一定の割合以上の建設を抑制するための上限として用いられるのが一般的であるのに対し、中国では、投資効率をあげるため、一定以上の割合の投資を義務付ける際の下限としてこの指標を用いている点が特徴的な違いと言える。緑化率についても一定の割合を超えてはならないとされており、用地の節約姿勢が示されている。

④登記手続きの概要

中国においては、日本同様に不動産の登記制度及びその閲覧制度が設けられている。『都市不動産管理法』第61条にて、「譲渡及び割り当ての方法により取得した土地使用権は、県級以上の地方人民政府の土地管理部門に対して登記を申請し、県級以上の地方人民政府の土地管理部門の調査確認を経て、同級の人民政府が土地使用権証書を発行交付する」と規定されている。

(i) 登記制度

土地の登記に関しては、『土地登記弁法』^{※8}や『建物登記弁法』^{※9}といった法律が2007年から2008年にかけて制定され、法整備が進んでいる。登記の対象となる権利は、土地使用権に限らず、抵当権や賃借権といった権利も含まれている。日系企業が遭遇するトラブルのうち土地使用権の取得契約後、登記が行われていない（もしくは遅れる）ことで権利証書が入手できないなどの例はあるが、登記手続きそのものはさほど複雑なものではないこともあり、手続自体に関するトラブルはあまり聞かれない。

(ii) 登記簿の閲覧制度

土地の登記資料の閲覧については、『土地登記資料公開閲覧弁法』^{※10}があり、この規定に従って登記簿を閲覧することが出来き、誰でも閲覧可能な「登記結果」と権利者及び公的機関でなければ閲覧できない「原始登記資料」とに分かれる。原始登記資料を見るには、権利者の協力が必要だが、権利関係の現状を含む登記結果は誰でも閲覧することが可能であり、土地、建物の所有権等の簡単な権利関係を土地使用権等の取得前に事前に確認しておくことは可能であるとされている。しかしながら、私共のヒアリングでは、「登記結果」は誰でも自由に閲覧できるものではないとする地方政府も存在し、各地方政府の説明はそれぞれ微妙に異なる点がある。そうした意味で、こうした制度が全国統一で運用されているかどうかについて疑問がある。

なお、日本では、数年前より実行され、徐々に定着しつつあるインターネットによる登記情報システムは、中国では、まだ確立されていない。早急な実現に向け取り組んでいる最中であるといわれているが、その実現性について否定的な地方政府も存在しており、まだまだ先になりそうである。

(iii) 不動産登記の効力要件主義

登記における日中間の大きな相違点として、日本では、登記は対抗要件とされているが、中国では効力発生要件とされていることがある。『物権法』第9条によれば「不動産物件の設定、変更、譲渡及び消滅は、法に拠る登記を経て効力を発し、登記を経なければ効力を発しない」と規定している。つまり、日本では、契約をもってその効力の発生を認めているが、中国においては、契約のみで登記を伴わない場合は、登記する必要がある不動産物件の設定、変更、譲渡及び消滅は生じない。よって中国では物権の変動において登記が大変重要な意味をもつ点に、注意が必要である。

このため不動産について権利取得後、仮に登記を行わなかったとした場合、実務上、必ずしも契約そのものが無効となるとは限らないようではあるが、正当な権利が主張できない可能性があるということを認識しておく必要がある。二重譲渡によるトラブルが発生した場合も善意の第三者に対して対抗要件を有さず、不利な状態となりかねない。進出企業は自社の利用する用地については、確実に登記を行い、また、閲覧制度等を用い、権利関係を確認しておくことが望ましいと言える。

⑤遊休土地とは

『土地管理法』並びに『遊休土地処理弁法』^{※11}では、工業用地の土地所有権の払い下げを受けてから一定期間内に着工し、開発行為を行うことが求められている。これに違反する場合については、1年以内に未着工であれば土地遊休費の徴収を、2年を超えても未着工であれば「没収」と定められている。こうした方針が定められた背景を読み取るには、外資政策の推移に理解が必要である。

外資企業を積極的に誘致することが優先的な課題であった頃の中国では、それほど土地所有権の金額も高く設定されておらず、また、開発区も成果をあげたいとの目論見もあり、進出企業が必要な面積よりも過大な面積を取得することが珍しくなかった。一方で、徐々に外資誘致の政策が後退すると同時に耕地保護の政策がクローズアップされたこともあり、土地を有効的に活用していない事例に対して厳しい目が向けられるようになった。実際に有効的に活用できていない企業に対するプレッシャーを形にするために活用されるのが、企業進出時に作成されたF/S（フィージビリティスタディー=企業化可能性調査）や土地所有権取得時に締結された契約である。中国側としては、進出企業はこのF/Sに基づいて投資を進めていくことを前提としており、これらが果たされない場合のペナルティーを設けることで、無駄な土地の利用をけん制している。

【遊休土地と看做される条件】

以下の3つの条件のうちいずれかに合致する場合は遊休土地と看做される。

- (a) 規定の期限を越えても開発・建設に着工していない建設用地。
- (b) 国有土地の有償使用契約或いは建設用地批准書に着工日が規定されていないが、建

- 設用地批准書が発行された日より 1 年以内に着工していない場合。
- (c) 既に着工しているが、開発面積における着工面積が 1/3 或いは総投資額の 25% に満たない場合で、且つ批准を受けずに 1 年間建設中止をしているもの。

【遊休土地に関する処理方法】

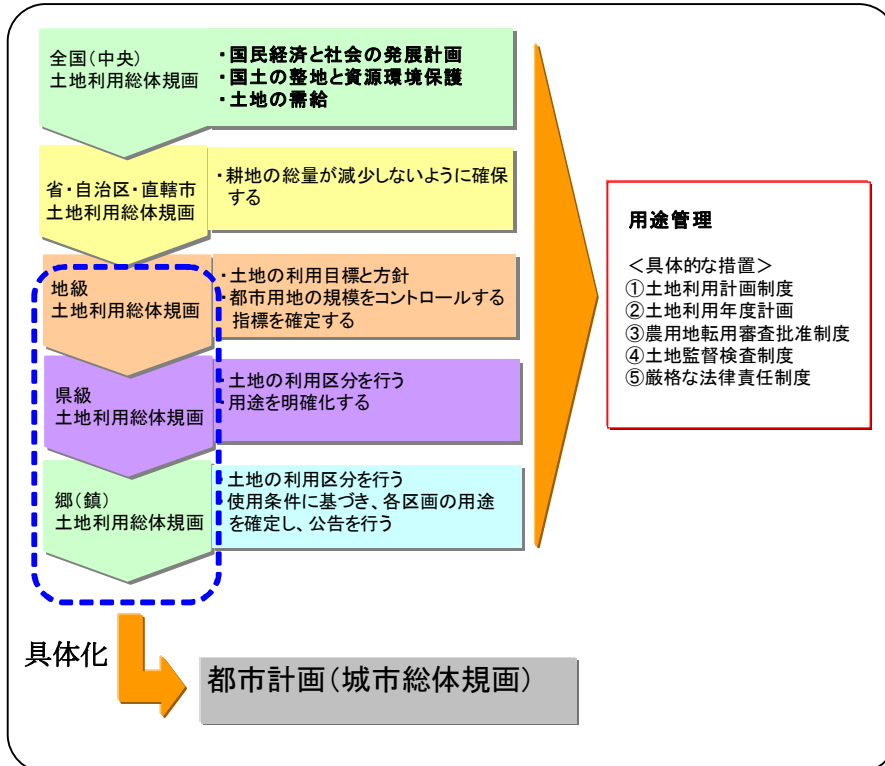
- 遊休土地について、以下のように対処する。
- (a) 着工期限を延期する（但し着工延期は 1 年間を超えないこと）。
- (b) 土地用途を変更する。
- (c) 臨時的な使用（後日改めて条件が整った後に、改めて批准を受け開発）。
- (d) 用地を交換する。
- (e) 用地を入札などで新たな使用者へ払い下げる。
- (f) 使用者と政府が契約書を締結し、当該用地を返還する。

⑥都市計画とは

中国の土地の利用は、『土地管理法』第 17 条第 1 項で「各級人民政府は、国民経済や社会発展計画、国土整備や資源環境の保護の要求、土地供給能力および各項目の建設の土地に対する需要に依拠し、土地利用の全体計画を組織立案しなければならない」と定められているように、土地利用全体計画（原文：「土地利用総体規画」）に則って決められている。土地利用全体計画は、全国レベルから郷（鎮）レベルまでの 5 つの階層ごとに策定される。これは『土地管理法』第 18 条の「下級の土地利用全体計画は、一級上の土地利用全体計画に依拠して立案しなければならない」という規定のように、全国レベルの土地利用全体計画の総枠を更に省→地級→県級→郷（鎮）へとブレイクダウンしながら、具体化させていくというシステムを採っている。なお『土地管理法』第 17 条第 2 項のとおり、土地利用全体計画の期限は、國務院が規定するとしており、具体的には『土地管理法实施条例』^{*12} 第 9 条で「土地利用全体計画の計画期限は、一般に 15 年とする」としている。なお土地利用全体計画の変更は、省級への報告・批准が必要（国発〔2004〕12 号）としていることから、土地利用全体計画が策定されてから 15 年間は原則、変更しないものの、ある一定の枠組み内での調整は認められるといえよう。いずれにせよ中国において、土地の区画整理は土地利用全体計画に基づき行われ、これに反した土地の利用は認められないことは明らかである。

では土地利用全体計画に対して、都市計画（城市総体規画）というものが存在するが、違いといえば、前者は「面」であり、国全体の発展という高所に立っているのに対して、後者は「点」であり、都市の発展と言う立場に立っている。言い換えれば、都市計画は土地利用全体計画を細分化したものであるとも言えるのであるが、両者には実は矛盾も存在する。

【図 2-3-(5)-⑥】 土地利用総体計画と都市計画の関係



中国では実際には都市の発展が先行したこともあり、例えば、先行しなければならないはずの土地利用全体計画が都市計画より遅れをとっていることや、また都市計画が現実的であるのに対して、土地利用全体計画が、その高い理想のために現実的でなくなっていることを指摘する向きもある。このため、今後、都市計画と土地利用全体計画とを如何に協調させていくのかは、中国の土地問題を占う上で重要な課題であるといえよう。

4. 中国に進出する上での土地取得手段・手順

(1) 取得手段

ここでは、中国進出企業が中国において自社の工場や営業用施設の用地として土地を利用するための方法について以下の2つを説明する。

- ①土地使用权を取得する
- ②標準工場（レンタル工場）を利用する

①土地使用权の取得方法

土地使用权を取得する方法としては以下の3つのパターンがある。

(i) 中国側パートナーが現物出資として土地使用権を出資する

『都市不動産管理法』第28条によれば、法律の規定により取得した土地使用権は、出資に用いることが出来る旨規定されており、中国側出資者が外国投資家と合弁企業を設立する場合、合弁企業は、中国側出資者が土地使用権を合弁企業に現物出資することにより、土地使用権を取得することができる。現物出資される土地使用権には、a. 有償払い下げ土地使用権、b. 無償割り当て土地使用権がある。但し、bは前述の通り、特定の目的のために割り当てられた土地使用権であり、本来の目的と異なる利用は認められない。よって現物出資に関しては、aが原則となるはずである。土地使用権の現物出資が得られることは、会社設立において中国企業と合弁企業とするメリットの1つとして考えられる。

なお、土地使用権の性質には注意が必要である。中国側パートナーが現物出資する土地の中には、しばしば「割り当て土地使用権」の場合があるが、再譲渡、賃貸、担保が出来ない等の制約がある（『土地管理法』第63条）。また合弁企業が解散し、清算する場合には「無償割り当て土地使用権」の評価はゼロになるというデメリットもある。このような問題を勘案すれば、「無償割り当て土地使用権」の現物出資は避けるべきであろう。

(ii) 国家から払い下げを受け、有償払い下げ土地使用権を取得する

国（県級以上の人民政府土地管理部門）と外商投資企業との間で土地使用権払い下げ契約が結ばれ、有償譲渡される。この場合の土地使用権は再譲渡および第三者への賃貸、担保の設定も可能となるが、前述の通り、譲渡等には制約がある。

(iii) 既に他社が得ている土地使用権を譲り受ける

既に他者が取得している土地使用権を、その者から譲り受けることも可能である
但し、その場合は下記が条件となる（『都市不動産管理法』第39』）。

- A 既に土地使用権出讓金を全額払い込み済みであること、併せて土地使用権証書を受け取っていること
- B 契約通りに投資・開発を進めていること。既に工事の25%以上が完成されていること。

なお、土地、建物は一体であることから建物が完成している場合は建物の所有権証も同時に譲渡することが必須となる。

上記に加えて、土地使用権の譲渡に当たっては、その権利のみでなく、係る義務も併せて譲渡されるので、こうした状況も把握した上で、譲り受けなければ思わぬ問題が発

生することになる。ここで言う義務とは、例えば投資密度指標の達成なども含まれる。

②標準工場（レンタル工場）を利用する

外商投資企業の中国進出においては、上記のいずれかの方法を用いて土地使用权を取得し、自社で建物を取得することが多い。一方で、近年土地に対する規制が厳しくなり、政府が、土地利用効率化の方針を強めるようになったことから比較的小規模な資本による工場の取得は容易ではなくなっている。こうした背景から試験的な現地進出、初期投資額の抑制、早期操業開始等を目的とした「標準工場（レンタル工場）」を用いた進出も増加している。「標準工場」も様々であり、中には入居者の要求を基に設計を行い、当社仕様の「標準工場」を用意している場合もある。

一方で、入居者仕様の建物を改めて建ててもらえるケースでは、より長期の契約を締結するよう求められるというリスクもある。なお、標準工場の利用については、一見、手軽な手段のようにも考えられるが、問題点もあり、以下のような点に注意しておく必要がある。

- (i) 必要なインフラが整っているか（電力設備等の有無）
- (ii) 建物の品質は十分なものか（安全面、耐久性）
- (iii) 土地、建物について、そこで事業を行うに支障ない許認可を得ているか
- (iv) 周囲の環境（土壌の性質や災害履歴）

以上は一例であり、日本で土地建物を取得する際に行うチェックは当然に行うべきものであることを申し添えておく。

(2) 土地使用权の払い下げ手順

従来の土地使用权の譲渡は、競売、入札又は双方協議方式で行うことができるとされていた。しかし、地方政府により、地域経済発展を目的に双方協議の方式を利用した無秩序な誘致が横行したことから双方協議の方式は禁止され、現在は競売又は入札による方法のみが認められている。（『工業用地の入札募集、競売、公示による払い下げ制度の実行に関する問題についての通知』^{*13}第2条、『入札募集、競売、公示による国有建設用地使用权払い下げ規定』^{*14}第24条）

< 注意点 >

また、土地使用权の払い下げは、市、県の人民政府の土地管理部門と土地使用者が書面による払い下げ契約を締結しなければならないとされている。開発区管理委員会、開発区で各種の優遇措置を実施し、インフラを整備し、企業誘致を行うが、開発

区の用地払い下げ契約を締結する権利を有さず、土地管理部門のみが国務院から土地管理権限を授権されているのである。従って開発区管理委員会との契約は正式な土地使用権払い下げ契約ではない。日系企業はしばしば、進出時に開発区と締結した契約を以って正式な払い下げ契約手続が成立したと誤認している事例があり、注意が必要である。

○ 払い下げの手順

土地使用権払い下げの手順については、地域によって地方規定があり、全ての地域で統一した手続きではないため、ここでは、主に『入札募集、競売、公示による国有建設用地の払下げに関する規定』に基づく概要のみを説明する。

1. 年度払い下げ計画に基づく払い下げ方案の作成

まずその年毎に国土資源行政主管部門によって、払い下げに関する年間計画が作成・公表される。同級の人民政府の承認を得た後に、それに基づき、土地の払い下げ方案や入札の募集や競売、公示などの方法の払い下げ文書が作成される。

2. 公告

入札募集、競売、公示開始の20日前までに指定された場所、メディア媒体を通じて面積等対象となる土地の概要や入札等の方法や条件についての発表がある（公告の内容は入札、競売、公示の別によって若干異なる）。第9条によれば、具体的には以下の項目となる。

- ①払い下げ人の名称及び住所
- ②払い下げ土地の面積、境界、空間範囲、現状、使用年限、用途、規定指標条件
- ③入札者・買受人の資格条件及び入札・買受資格の申請取得方法
- ④入札募集、競売、公示払い下げ文書を入手する時間、時間及び方法
- ⑤入札募集、競売、公示の時間、場所、入札公示の期限、入札及び価格競争の方法
- ⑥落札者、買受人確定の基準、方法
- ⑦入札、買受保証金
- ⑧その他必要事項

3. 参加の申請と許可の通知

上記の公告後、参加希望する者、法人、その他の組織は、入札募集、競売、公示による払い下げについて、所定の入札、競売保証金を支払い、参加申請を行う。払い下げ人は、公告に定める条件に合う申請人に対して、入札、競売等への参加を認める通知を行う。また、払い下げ希望者は、所定の期間内に保証金の納付を行う。

4. 手続の実施と取引の成立

入札、競売、公示払い下げのそれぞれの方法により落札者、買受人を決定し、取引を成立させる。

払い下げ人は、落札者に落札の通知を発行し、又は買受人と取引成立確認書を締結しなければならない。落札の通知又は取引成立確認書の内容には、払い下げ人及び落札者又は買受人の名称、払い下げ対象、取引成立時間、場所、価格、土地使用権払い下げ契約を締結する日時、場所などがある。

5. 契約の締結

落札者、買受人は、落札の通知又は取引成立確認書にて約定された時間に、払い下げ人と国有土地使用権の払い下げ契約を行う。落札者、買受人による入札、競売保証金は、土地払い下げ代金の一部となる。

6. 土地使用権の登記申請、土地使用権証の受領

権利を得た者は、土地使用権払い下げ金の全てを支払い、規定に従って土地管理部門に登記を申請し、土地使用権証を受領する。

【文中に挙げた法規一覧】

※1 『中華人民共和国土地管理法』（2004年 主席令第28号）

※2 『中華人民共和国物権法』（2007年 主席令第62号）

※3 『中華人民共和国都市不動産管理法』（改正）（2007年 主席令第72号）

※4 『中華人民共和国都市国有地使用权の払下げおよび譲渡に関する暫定条例』

（1990年 国務院令第55号）

※5 『中華人民共和国城鎮土地使用税暫定条例』（2006年 国務院令第483号）

※6 『国務院の「中華人民共和国城鎮土地使用税暫定条例」改正に係る決定の徹底実施に

- 関する通知』（財税〔2007〕9号）
- ※7 『工業プロジェクト建設用地の制限指標の発布と実施に関する通知』
(国土資発〔2008〕24号)
- ※8 『土地登記弁法』（2008年 国土資源部令第40号）
- ※9 『建物登記弁法』（2008年 建設部令第168号）
- ※10 『土地登記資料公開閲覧弁法』（2002年 国土資源部令第14号）
- ※11 『遊休土地処理弁法』（1999年 国土資源部令第5号）
- ※12 『土地管理法実施条例』（1998年 国務院令第256号）
- ※13 『工業用地の入札募集、競売、公示による払い下げ制度の実行に関する問題についての通知』（国土資発〔2007〕78号）
- ※14 『入札募集、競売、公示による国有建設用地使用权払下げ規定』
(2007年 国土資源部令第39号)